

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【19】）」
2. 日時：令和6年2月9日（金） 13時30分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長※ 他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（非常時炉心冷却・除熱関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表
- ・資料3 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容及び変更理由について
- ・資料4 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞抜粋版
- ・資料5 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（4. 非常時炉心冷却・除熱関連）

以上

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:01 | 原子力規制庁スズキです。本日は、九州電力玄海原子力発電所、高燃焼度燃料導入等の設置変更申請に係る |
| 0:00:11 | ヒアリングを行っていきます。                                   |
| 0:00:13 | 本日は、非常時炉心冷却除熱関連としてヒアリングを行います。                    |
| 0:00:20 | まず資料の確認です。                                       |
| 0:00:23 | 事前に九州電力から、                                       |
| 0:00:26 | 資料が四つ提出されています。                                   |
| 0:00:30 | コメントリスト括弧非常時炉心冷却除熱関連資料 1、                        |
| 0:00:36 | 資料 2、条文整理表、                                      |
| 0:00:41 | 資料 3、変更内容変更理由について、                               |
| 0:00:46 | 資料 4、補足説明抜粋版です。                                  |
| 0:00:49 | また、  |
| 0:00:52 | 現職成長審査チームから昨日、                                   |
| 0:00:55 | 本日の王子、   |
| 0:00:58 | 確認を行う事実確認リストをお送りしています。                           |
| 0:01:02 | そちらを資料 5 とします。                                   |
| 0:01:09 | 資料について九州電力の方向かこう、特段説明しておきたいということが、               |
| 0:01:15 | なければ、事実確認リストを資料 5 に基づいて確認をしていきますけどもよろしいでしょうか。    |
| 0:01:23 | はい。九州電力側から特段ございません。                              |
| 0:01:27 | はい、原子力規制庁スズキですでは事実確認リストに基づいて、                    |
| 0:01:32 | 確認をしていきます。で、ちょっと                                 |
| 0:01:35 | 事実確認リストをに入る前に、                                   |
| 0:01:39 | ちょっと事実確認リストには書いてないんですけども昨日少し、                    |
| 0:01:45 | 追加で確認したいなという、申請書の記載について、の内容がちょっと見つかりましたので、       |
| 0:01:53 | 先にそこを少し話をしておきたいと思います。これは 37 条関連になります。            |
| 0:02:00 | 申請書、   |
| 0:02:03 | のですねテンパチなんですけれども、                                |
| 0:02:20 | テンパチの  |
| 0:02:22 | ページ数 8 の両括弧 4 号の 2 ページ。                          |
| 0:02:27 | 彼になります。元令関係の非常用炉心冷却設備、                           |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:02:32 | に係る、   |
| 0:02:35 | 設備仕様表です。   |
| 0:02:41 | 九州電力の準備よろしいでしょうか。  |
| 0:02:49 | パッケージだけください大丈夫ですヨリキました。  |
| 0:02:53 | はい、原子炉規制庁鈴木です。   |
| 0:02:56 | 今言った、  |
| 0:02:57 | 8両括弧4号の2ページ、これは  |
| 0:03:01 | 今回、蓄圧タンクと燃料取替用水ピット4号炉、これのほう素濃度を、                               |
| 0:03:12 | 変更するところが反映された設備仕様表でこれがDB設備の仕様表になりますけれども、ちょっとお聞きしたいのはその次のページから、 |
| 0:03:25 | 等、   |
| 0:03:36 | 8の両括弧4、No。   |
| 0:03:41 | 8ページまで。  |
| 0:03:45 | ですね。   |
| 0:03:48 | タイトルが、   |
| 0:03:50 | 表、表のタイトルがですね。  |
| 0:03:53 | 3ページは、原子炉冷却材圧力バウンダリの高圧時に、                                      |
| 0:03:58 | 発電用原子炉を冷却するための設備括弧常設の設備仕様ということで要するに、SAの                        |
| 0:04:27 | SAの45条、  |
| 0:04:30 | 関連として、期待する。  |
| 0:04:34 | 設備の仕様表。  |
| 0:04:37 | それから、  |
| 0:04:39 | 4ページは続きでその次、5ページが、   |
| 0:04:44 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備常設の、                                    |
| 0:04:51 | 設備仕様なので、46条。   |
| 0:04:56 | それから、  |
| 0:04:58 | 7ページが、   |
| 0:05:01 | 低圧時、   |
| 0:05:03 | の話なので、   |
| 0:05:05 | 47条、   |
| 0:05:08 | ですね、ここまでなんですけれども、  |
| 0:05:12 | それぞれ、  |
| 0:05:14 | 先ほど言ったDB設備の燃料取替用水ピット。  |
| 0:05:20 | Aがまず、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:05:24 | 兼用する設備として挙がってまして、                          |
| 0:05:32 | そこについて、                                    |
| 0:05:35 | ほう素濃度が先ほどの、                                |
| 0:05:38 | DB設備と同じように、                                |
| 0:05:42 | 記載されています。                                  |
| 0:05:46 | それから、                                      |
| 0:05:48 | 等、   |
| 0:05:51 | 高圧時の冷却に限ってはさらに、蓄圧タンク、地下続きの蓄圧タンク。           |
| 0:06:01 | も、兼用する設備として、                               |
| 0:06:05 | 書かれていて、                                    |
| 0:06:08 | 先ほどのDBの、                                   |
| 0:06:11 | 蓄圧注入タンクと同じように、                             |
| 0:06:14 | ほう素濃度に変更になると。                              |
| 0:06:17 | いう記載になってるんですけども、ここの、                       |
| 0:06:21 | ほう素濃度、                                     |
| 0:06:23 | D、それぞれの                                    |
| 0:06:26 | 何々するためのってところが冷却するためのを担っ。                   |
| 0:06:31 | いるので、                                      |
| 0:06:32 | 直接的には関係ないかなっていうふうに思ってるんですけども。              |
| 0:06:38 | まずそこってか、私の認識で正しいですかね。                      |
| 0:06:46 | 技術電力のタケツグでございます。衛藤 呉                       |
| 0:06:51 | 今、杉さん蒲生さん。おっしゃられた認識で正しいかと思っております。          |
| 0:06:57 | 以上です。はい、原子炉規制庁鈴木です。それでですね、                 |
| 0:07:02 | スズキで、                                      |
| 0:07:05 | 5 ページが 8 の両括弧 4 の 6-1 から、                  |
| 0:07:12 | 6-16-2 ですね。                                |
| 0:07:15 | そこについては、                                   |
| 0:07:19 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備括弧常設の設備仕様となっていて、 |
| 0:07:27 | ここもDBの燃料取替用水ピットを兼用するとなっていてここのほう素濃度は、       |
| 0:07:37 | 未臨界にするために、                                 |
| 0:07:40 | 高圧注入、                                      |
| 0:07:42 | 計高圧注入ポンプ等を用いて、                             |
| 0:07:45 | 原子炉側の方にホウ酸を注入する。                           |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:07:52 | 機能として挙げているのでここで、ほう素濃度 3100 に上げるっていうのはまず、                                  |
| 0:07:57 | 期待するものであるっていうことになるかと思えますけれども、先ほどの冷却するための話、設備として、                          |
| 0:08:05 | ほう素濃度が書いてるのは関係ないけど、今回の過去の   |
| 0:08:09 | 8 両括弧 4 の 6-1 ページとして未臨界にするための設備としてのほう素濃度が、期待するものタテをして書いてあるという認識。          |
| 0:08:19 | かなと思ってますけどそれでよろしいですかね。  |
| 0:08:24 | 原子電力のタケツグでございます。ちょっと今おっしゃられた通りだと思っておりますがちょっと念のため、確認させていただきますので他の確認事項RIS等、 |
| 0:08:35 | 確認は、次またちょっと回答できたらなと考えております。   |
| 0:08:41 | 規制庁宗田スズキです。はい。確認はお願いしたいと思しますので、同じように、続けて、8 の両括弧 49 の                      |
| 0:08:51 | 19 の 2 ページ、それから 9 の 3 ページ 4 ページ。  |
| 0:08:58 | 9-5。  |
| 0:08:59 | 9-6 ページ。  |
| 0:09:04 | 9-7。  |
| 0:09:07 | 9-8 ページにも同じ、  |
| 0:09:12 | 確認したい内容ほう素濃度の記載が、   |
| 0:09:15 | ありますので、先ほどの、  |
| 0:09:19 | 話からすると、   |
| 0:09:22 | 治療学 49-1 ページ以降、   |
| 0:09:26 | これも格納容器の冷却のためにとか、   |
| 0:09:30 | 過圧破損を防止するため、  |
| 0:09:32 | の、或いは、溶融炉心を冷却するためのうという。   |
| 0:09:38 | 目的あとは、必要となる水の供給設備という、   |
| 0:09:43 | それぞれSAの各逐条で、  |
| 0:09:48 | 期待する  |
| 0:09:52 | 内容ですね。それに基づけば、  |
| 0:09:55 | 結局のところ、   |
| 0:10:00 | 8 の両加来 4 の 6 の 1 ページの未臨界にするための設備として、                                      |
| 0:10:06 | 兼用するところのほう素濃度以外は、   |
| 0:10:10 | ほう素濃度の話は関係なく単なる記載の適正化という、   |
| 0:10:15 | 形で出されているものというふうな、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:10:19 | 理解でいいですかねということを確認したいと思ってます。意図は理解できましたでしょうか。   |
| 0:10:25 | 九州電力タケツグベッショアノ理解いたしましたほう素濃度を変更することによって一定の学生と今の共用兼用設備各設備の記載も変えてますけど、それはせASPで放散について期待してる。 |
| 0:10:38 | オノは、44条のものだけなのかっていうところが正しいか確認すること   |
| 0:10:46 | はい。規制庁鈴木です。そこはちょっと追加で確認をするということで、   |
| 0:10:51 | ナンバーありませんけど、例えば今日の  |
| 0:10:55 | 資料5の事実確認リストを見つけ足すとすれば、  |
| 0:11:01 | ナンバー61という位置付けで、   |
| 0:11:04 | つけ足しておいていただければと。  |
| 0:11:07 | お願いします。   |
| 0:11:08 | 電力タケツグ承知いたしましたけどちょっと協会等でウエキ、  |
| 0:11:14 | 準備ができれば回答させていただきますができればちょっとまた持ち帰らせて検討させて、回答させていただきます。                                   |
| 0:11:20 | はい。規制庁都築です。了解です。では、事実確認リスト。   |
| 0:11:26 | 41  |
| 0:11:27 | 1に戻りましてそこから順番にやっていきたいと思います。   |
| 0:11:34 | No.41は、13条2号、カタカナいい関連で、   |
| 0:11:39 | ナンバー1の続きになります。今日の資料、  |
| 0:11:44 | 1の、   |
| 0:11:45 | チーズ者として、  |
| 0:11:49 | 5ページから資料1-1。  |
| 0:11:52 | という付番で、   |
| 0:11:54 | 提出していただいている資料をですけれども、   |
| 0:11:59 | ここの回答の2段落目のところで、その  |
| 0:12:05 | もともとナンバーワンで聞いていたのは、   |
| 0:12:07 | 炉心が著しい損傷に至ることはなく、ということについて具体的な、   |
| 0:12:13 | 判断基準だとか、解析とか或いは評価の内容を説明して欲しいという、  |
| 0:12:19 | ことを、で、またさらにその申請書記載箇所があれば示してくださいということをお願いしてまして、で、  |
| 0:12:27 | 回答としましては、   |
| 0:12:33 | ECCSの性能評価指針の基準1に、これを満足するというのがもともと本文15、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:12:41 | さらに添付中にも記載がありますので、そのことを確認しているんだというお話でしたけれども、                    |
| 0:12:49 | その2段落目以降に続けてですね、ECCS性能評価指針の記載。                                  |
| 0:12:57 | に、  |
| 0:12:58 | 相当するような、  |
| 0:13:01 | 被覆管の、   |
| 0:13:04 | 膨れ破裂、それから変形。  |
| 0:13:07 | 変形に伴う流路形状への影響。  |
| 0:13:10 | こういったものは、適切に考慮していて、それで、   |
| 0:13:18 | 燃料被覆管が破裂する場合は、  |
| 0:13:21 | 列箇所近傍の内面も、ジルカロイ水反応っていうのを、石セイノ評価指針に基づいて評価していますっていう話を書いてあるんですけども、 |
| 0:13:35 | 今言ったその2段落目のに相当するような、  |
| 0:13:39 | 解析結果っていうのは、見当たらない。  |
| 0:13:44 | 申請書の中で見当たらないのでここに該当するところの評価は、特段ないんだという理解でよろしいでしょうか。             |
| 0:13:54 | 優秀電力の大庭です。  |
| 0:13:56 | まず今回、フォール食うの結果として作りかばん結果を想定した第6回結果を記載させていただいております、全部処理中、        |
| 0:14:08 | それについてはバツをしませんので、   |
| 0:14:12 | 今言われた影響っていうのは、ホール、  |
| 0:14:17 | 考慮しなくても考慮しないものもありますが皮膚科のスプレーとかクリープ変形とかも、                        |
| 0:14:25 | ありますのでそこら辺は考慮したものになっておりまして、バーストしない場合でも考慮しているもの。                 |
| 0:14:31 | ただそこら辺の変形量とか、   |
| 0:14:35 | 小さいので、  |
| 0:14:37 | その流路形状へ影響というのも  |
| 0:14:41 | おる。   |
| 0:14:41 | スルーレベルでは変化しないというものになってますので、                                     |
| 0:14:46 | それが考慮されておりませんで、藤晴れ通箇所の楡井坂内面の金属水反応についても、破裂しない、当然考慮していないというものに、   |
| 0:14:57 | なっております。  |
| 0:14:59 | というのとですね等両端破断の評価結果を一部変えているところ。                                  |
| 0:15:05 | 申請書の  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:15:07 | 添付書類 10 の記載なのですが、10 の(4)の 3、15 ページ。  |
| 0:15:12 | 大賀区にお願い。   |
| 0:15:23 | 規制庁スズエですはい。用意できました。  |
| 0:15:25 | はい。結論のところでは 3 ポツ 2 ポツと 3 の結論で 3 段落目です。                                     |
| 0:15:31 | なお書きで記載しておるところでして、   |
| 0:15:35 | これ、何かと言いますと、スプリット破断、スプリッター盤の結果をメインで書いてます。ここで書いたような両端破断の結果で、極小 10 コウニイツ反応量。 |
| 0:15:46 | については龍ヶハダの方が、  |
| 0:15:49 | ますので、その結果をこちらに記載しております、この  |
| 0:15:54 | 約 1%という結果になっておりますその結果、この評価についてはバーストをするような、                                 |
| 0:16:01 | 結果になっております、  |
| 0:16:03 | ここで書いてある評価では、先ほどおっしゃられた被覆管の膨れであったり、破裂する場所はツシマして、重力異常、                      |
| 0:16:13 | の影響、あと、月間内面の金属水反応、   |
| 0:16:17 | 量が考慮された、評価結果になっているものでございます。  |
| 0:16:22 | ご説明は以上になります。   |
| 0:16:38 | 規制庁鈴木です。まさにそこを聞いたかったところでちょっとず、先回りして説明していただいたので、                            |
| 0:16:45 | 今説明していただいた内容をちょっともう一つし、  |
| 0:16:51 | 日もう一つずつ、   |
| 0:16:53 | 確認をしていきたいと思えますまず、  |
| 0:17:05 | まず、  |
| 0:17:07 | 牛の   |
| 0:17:11 | 申請書のページ数の重量括弧 4-3 の 8 ページ、2、   |
| 0:17:19 | 大破断として、  |
| 0:17:22 | 評価し、した結果をまとめていて、これが、   |
| 0:17:40 | 重量括弧。  |
| 0:17:43 | 4-3-64 ページに、   |
| 0:17:47 | まとめていて、  |
| 0:17:50 | 表番号は第 3-2-1-1 表で、  |
| 0:17:58 | 流出係数 1、0.60. 4 までやってその中で、  |
| 0:18:04 | 被覆管の最高温度を記録するのは、リスクする 0.6 の場合だっていうことだったんですけれども、                            |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:18:13 | この場合の評価結果が下の 3、第 3.2. 1.2 表に載っていて、                |
| 0:18:21 | ここはバーストせずって記載がありまして、                              |
| 0:18:25 | まずそのバーストって定義が先ほどの資料 1-1 の、                        |
| 0:18:31 | 2 段落目で言っている、どこのことを表しているのかってところをまず確認したいんですけども。     |
| 0:18:49 | 九州電力の織田です。資料 1-1 で言いますと、アノは 0 通急患の倉橋です。はい。破裂のところ、 |
| 0:18:59 | 規制庁スズキでそうすと破裂ってということに対して、                         |
| 0:19:03 | 先ほど今このケースでは破裂しなかったんで、                             |
| 0:19:07 | 資料 1-1 の 2 段落目の一番最後のくだりで、                         |
| 0:19:11 | 破裂する場合にはひっかからなくて、で、                               |
| 0:19:18 | 先ほど 10 両括弧 4 の、                                   |
| 0:19:23 | 15、両括弧 43 の 15 ページで言っていた。                         |
| 0:19:29 | 低温側配管両端ハダの場合、                                     |
| 0:19:33 | はっていう。  |
| 0:19:34 | ているものは、   |
| 0:19:45 | 先ほどの表、  |
| 0:19:48 | 該当するものが表されてるんですかね。                                |
| 0:19:53 | 九州電力のオダですと、申請書が 10(4)-3-64 ページで記載しているのは、水、        |
| 0:20:01 | 結果のみになっておりましてソネ大田ハダの結果は表として記載しておりません。             |
| 0:20:07 | 規制庁鈴木です。  |
| 0:20:09 | そうすると、  |
| 0:20:16 | もう一つ、スプリットは大開に両端破断という、                            |
| 0:20:21 | これも破断スペクトル解析なのかもしれませんけれどもそれがあって、                  |
| 0:20:28 | それが 10 両括弧 43-15 ページで言ってるなお書きのところだと、              |
| 0:20:35 | その場合のバーストって言っているところが先ほどの資料 1-1 で言うと破裂に相当するところで、   |
| 0:20:43 | 破裂した場合は破裂、  |
| 0:20:46 | 箇所近傍の内面も、   |
| 0:20:49 | ジルカロイ-水反応を  |
| 0:20:51 | 考慮した評価になると、その結果として、                               |
| 0:20:57 | 等、  |
| 0:20:59 | 局所の最大ジルコニウム水反応量は、                                 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:21:03 | 第 3.2. 1.1 表の、   |
| 0:21:07 | スプリット破断のリース係数 0.6 で言っている。                                    |
| 0:21:13 | 局所的最大事項にも水反応量。   |
| 0:21:17 | 0.4%って言っているものよりかは上がるけれども、                                    |
| 0:21:27 | 1%。  |
| 0:21:28 | と、   |
| 0:21:29 | 約 1%と 1%以内ってこと言ってる。  |
| 0:21:33 | 僕はちょっとよくわかりませんが、   |
| 0:21:35 | そのぐらいには抑えられますよと。   |
| 0:21:39 | で、一方で、それに対する炉心平均、全炉心平均ジルコニウム水反応<br>ってというのは、                  |
| 0:21:49 | どうなるかって説明は特段ないんですけどそこはどうなんですか。                               |
| 0:21:57 | 九州電力のオダで生徒まず   |
| 0:22:00 | ですね今、鈴木さんがおっしゃられた内容はご認識の通りで、                                 |
| 0:22:05 | して、全炉心平均ジルコニウム水反応については少々お待ちください申<br>請書として記載しておりませんで、         |
| 0:22:14 | 少々お待ちください。   |
| 0:22:17 | はい、わかりました。   |
| 0:23:43 | 九州電力の織田です。   |
| 0:23:47 | 全炉心平均ジルコン濃度については記載はしていないんですが、ス<br>プリット破断と同様で 0.3%いいか。        |
| 0:23:55 | という結果になっておりまして、ちょっと申請書部署、                                    |
| 0:23:59 | 記載をしてない。   |
| 0:24:00 | 規制庁鈴木です。   |
| 0:24:04 | 内容は、   |
| 0:24:06 | とは理解したんですけどもその内、今、   |
| 0:24:11 | 説明されたす、両端破断の結果ってというのは補足説明資料とかでは書<br>いてないんでしょうか。              |
| 0:24:19 | 9 電力のオダです全炉心平均ジルコニウム山のルールについて補足に<br>ついてもちょうと記載できていない状況だったので、 |
| 0:24:27 | 規制庁スズキすみません、   |
| 0:24:29 | 全部、全炉心平均ジルコニウム水反応量だけではなくって、                                  |
| 0:24:34 | 低温側配管の両端破断の場合のバーストありの、                                       |
| 0:24:39 | 解析結果一通りってというのが、補足説明資料の方でも記載はないんで<br>しょうか。                    |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:24:49 | 九州電力の織田です今、記載しているのが申請書を同じで                             |
| 0:24:55 | 局所の1%、   |
| 0:24:57 | については、記載しているんですが                                       |
| 0:25:00 | 評価結果、ナカセ、すべてっていう観点ではちょっと記載していない状況です。                   |
| 0:25:07 | 規制庁鈴木です。口頭で説明していただいて、                                  |
| 0:25:12 | 何となく理解したつもりではあるんですけども、ちょっと本当に認識が正しいかどうか、               |
| 0:25:19 | 確認のしようがないのでよければ、低温側配管両端破断の、                            |
| 0:25:26 | 解析結果を補足説明の方で追加して、先ほど言ったようなジルコニウム水反応量の話だとか、             |
| 0:25:34 | 申請書でいうと、添10の第3.2.1.1表、                                 |
| 0:25:40 | 等のような、   |
| 0:25:43 | 精度のものをちょっと、  |
| 0:25:46 | 追記してもらいたいんですけども、よろしいでしょうか。                             |
| 0:25:51 | 九州電力の小田です。了解しました補足説明資料に甲斐関井の結果を記載させていただこうと思います。        |
| 0:25:59 | はい規制庁スズキです、ついでにですね、資料1-1で言っているその破裂っていうのと、              |
| 0:26:07 | 今、申請書で書いてあるバーストっていう定義が同じだという、                          |
| 0:26:12 | ところについても説明を加えてもらいたいんですけども。                             |
| 0:26:18 | 九州電力の小田です。了解しました。ちょっとそれが読めるような記載を補足のほうに書かせていただこうと。     |
| 0:26:25 | はい。規制庁鈴木です。お願いします。で、ちょっともう、もう一つさらに突っ込んで確認したいんですけど、     |
| 0:26:31 | 今言った破裂についてですね。   |
| 0:26:36 | 当然のことながら、破裂の判定をしていると思うんですけどもその内容というのは、                 |
| 0:26:46 | 抜種mか何かですね、   |
| 0:26:50 | 馬主Mという読み方でいいのかわかるんですけど解析コードの                           |
| 0:26:55 | 参考資料、  |
| 0:26:57 | 2、そういったその破裂の判定の内容等っていうのは書いてあるんでしょう。                    |
| 0:27:05 | 九州電力の織田ですドクターMですねこちらの方は、評価書の6.5であります。そちらの文献に記載をしてあります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:27:16 | 規制庁数です。ドクターもMコードの方でそこについてはちょっと確認しますけれども、                          |
| 0:27:23 | 去年のためですけれども、以前、別の分野のヒアリングのときに、                                    |
| 0:27:29 | お話ししたかと思えますけれども、BWRはこれ申請書に記載していて、                                 |
| 0:27:36 | しそれを申請書に直接記載してるかどうかちょっと別の問題ですけれども、                                |
| 0:27:41 | 申請書に記載する時に高燃焼度燃料として、データ拡充を行った上で、                                  |
| 0:27:49 | 高燃焼度燃料として使える、破裂の判定条件、   |
| 0:27:55 | ですよっていうそういう説明に、   |
| 0:27:57 | なってるんですけれどもこの6タームMの方に、の参照文献に書いてあるその破裂の判定の、                        |
| 0:28:04 | 条件等もこの高燃焼度燃料に、  |
| 0:28:11 | 対応できるものとしてまとめられているということによろしいでしょうか。                                |
| 0:28:31 | 九州電力の織田です。文献に高燃焼度燃料という、明記してるわけじゃないんですけども、どちらも使用できるというものを確認をされた上で、 |
| 0:28:42 | 文献としてまとめられたものになっており、  |
| 0:28:45 | 成長スズキです。直接的には読めないけど例えば、   |
| 0:28:50 | 資料の発行年月日とかを見ればもう、   |
| 0:28:56 | 他のプラントで高燃焼度い  |
| 0:28:59 | 燃料を入れて15年以上前の発行日、   |
| 0:29:03 | あたりになっているみたいなそういうことで何か識別できるんでしょうか。                                |
| 0:29:19 | 九州電力の織田です。6. ウノアノ交通者が、前からありますので高燃焼度燃料を導入しても、                      |
| 0:29:26 | それが適用できるというのを確認をしながら、使っているというそういう条件で、                             |
| 0:29:34 | 規制庁スズキです。   |
| 0:29:36 | そうすると、その確認した内容っていうのによって、今バーストせず、バーストするところが、                       |
| 0:29:47 | 妥当なのかどうかっていうのがかかってくると思っていてですね。                                    |
| 0:29:53 | そういう観点からすると、高燃焼燃料として  |
| 0:29:59 | 破裂の判定、バースト破裂イコールバランスですね、バーストの判定としての条件っていうのが、                      |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:30:06 | 使えるということも含めてちょっと説明資料をまとめてもらいたいんですけども                        |
| 0:30:13 | 表現力のウダベースわかりました旧高燃焼度燃料を踏まえて、その判定、仙波さんという話をして問題ないというところは、資料、 |
| 0:30:24 | 説明を一緒に書かせていただこうと思い  |
| 0:30:28 | はい規制庁スズキですお願いします。では 41 はここまでにしまして、                          |
| 0:30:34 | 42 に移りたいと思います。  |
| 0:30:48 | 42 はですね、  |
| 0:30:52 | 何、ジュース 15 条 30 コウ関連、No.7 の続きになります。で、No.7 については、             |
| 0:31:01 | 今回、資料 1ーナカノシリーズとして、資料 1ー3 が提出されていて、                         |
| 0:31:09 | こちらを、   |
| 0:31:11 | 確認していくとですね。   |
| 0:31:14 | もともと条文整理表ですね今日の資料で言うと資料 2 の、                                |
| 0:31:31 | 資料 2 の 10 ページ。  |
| 0:31:33 | の、  |
| 0:31:35 | 15 条 3 項のところの、  |
| 0:31:38 | 適用日申請理由の 3 行目両括弧ア、括弧 4 号炉申請 0 理由。                           |
| 0:31:46 | のところですね、このところに、   |
| 0:31:56 | まず、   |
| 0:31:59 | 資料 1ー3 で、   |
| 0:32:02 | 説明している通り、   |
| 0:32:04 | 既許可の申請書本文 5 号、  |
| 0:32:08 | カタカナろ。  |
| 0:32:12 | 両括弧Jっていきなりなってますけどここは、                                       |
| 0:32:15 | 両括弧 3、両括弧ローマ数字 1、   |
| 0:32:20 | アルファベットAポツ、両括弧アルファベット自営委員外とすると。                             |
| 0:32:26 | ですけども、  |
| 0:32:28 | この日、  |
| 0:32:31 | 設計の方針ですね、に従って、  |
| 0:32:35 | やっていますということですので、以前から  |
| 0:32:41 | 条文整理表、表での資料で資料 2、   |
| 0:32:45 | の中で、  |
| 0:32:47 | 該当する部分っていうのは、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:32:51 | 明確にしましょうっていうことだったので、   |
| 0:32:54 | 新日条文整理表そのものを書くか、今日の資料では、   |
| 0:33:01 | ないんですけども、  |
| 0:33:04 | 1月31の審査会合資料2-3で、申請条文に対する適合説明、それから申請書記載箇所というところを挙げられていますので、         |
| 0:33:19 | その中で、コガイトウするよっていうところが、明記してあった方が、                                   |
| 0:33:25 | わかりやすいなというふうに思って。  |
| 0:33:27 | ます。で、  |
| 0:33:58 | それで1月30日審査会合の資料2-3の、   |
| 0:34:04 | 日、   |
| 0:34:15 | 3ページ、ごめんなさい、麻生です3ページを見ますと、   |
| 0:34:21 | 15条の、  |
| 0:34:24 | 3項4項、  |
| 0:34:26 | 5、6行全部まとめて、  |
| 0:34:31 | 今言った、本文5号炉。  |
| 0:34:35 | 両学校さん、両括弧ローマ数字1、アルファベットAポツ、両括弧ラビットJ。                               |
| 0:34:42 | のところをこう引っ張っておられるんですけども、これ以前、                                       |
| 0:34:49 | 燃料体の熱機械設計だったかの時の、  |
| 0:34:54 | ヒアリングでお願いしてたように、   |
| 0:34:57 | これ各項目別に、15条の確保、5別に、  |
| 0:35:03 | 該当する記載箇所を明確にしてもらいたいっていう話をしていましたので、                                 |
| 0:35:08 | 今15条3項について言えば、   |
| 0:35:11 | その今言った、該当箇所ですさらに、  |
| 0:35:17 | 本文、午後、   |
| 0:35:19 | 乙の、  |
| 0:35:22 | 良か。  |
| 0:35:24 | 新野。  |
| 0:35:26 | ローマ数字両括弧4のポツ、  |
| 0:35:30 | の構造のところですね。  |
| 0:35:33 | ここも該当するのかなっていうふうに思うんですけども。   |
| 0:35:37 | まずそれが二つ、該当でいいですねっていう話と、そこを、  |
| 0:35:43 | 1月30日の審査会合資料2-3の3ページで言ったら、書き分け、各項目ごとに立ち上げて欲しいというところ、この2点よろしいでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:35:58 | 九州電力のタケツグでございます。衛藤。まず資料の方で条文整理書のところで本文農該当箇所を記載した方が明確だということと                           |
| 0:36:11 | 内木郷さんの説明の資料のところですね条文ごとに、本文の関連箇所を記載するというところについて承知いたしましたので、次回反映させていただきたいと思います。          |
| 0:36:22 | で、申請書の記載箇所、15条3項に関する記載箇所として本文5号の小オオノ、(イ)ニイヌマツジ角のポツのところにつきましては、                        |
| 0:36:35 | 一段落目谷名倉ありますけど一段落目の部分については   |
| 0:36:42 | 3項に関する安全機能を担保しているような部材の説明となっているので、該当ともいえるかなと思いますので、C名刺一緒に示させていただきたいと思います。以上です。        |
| 0:36:57 | 規制庁鈴木ですまず、そこについてお願いしたいのと、今、1月30日審査会合資料2-3の3ページの、                                      |
| 0:37:06 | 本文5号ハのところの、今、該当し得るといったところについては、   |
| 0:37:14 | これは今回、  |
| 0:37:18 | の申請書で書いてある内容なので、ハッチングしてなくて、書いてあるんですけど、その内容自体は変わってないということなんですよ。                        |
| 0:37:35 | そういうお待ちください。  |
| 0:37:53 | 紀州電力のタケツグでございます。  |
| 0:38:00 | 資料2-3のハッチングハッチングしないについては、ハッチングしてる部分について、今回提出していただいた申請書に記載している部分を、                     |
| 0:38:09 | 発言してない部分で、  |
| 0:38:11 | あっちングしてる箇所については今回の申請書から持ってきておらず刊本サンポ版から引用してきた箇所になります。今ポツの構造の部分については第一段落第2段落がありますけれども、 |
| 0:38:25 | 第一段落につきましては変わってございませんと。   |
| 0:38:28 | ライン段落の燃料体は、以下につきましては、こちら、15条ノロ、   |
| 0:38:35 | 1号関連の記載になるかと考えておりますけども、   |
| 0:38:40 | こちらは今回4、5号燃料をねそう燃料を使用することでへの変更が必要なところというわけではないんですけども、                                 |
| 0:38:50 | 過去に他プラントで、  |
| 0:38:54 | 490%に対しての記載の明確化という位置付けで燃料体に関する要求を追記したという経緯を踏まえて、今回の燃料の申請に合わせて追記した部分でございます。以上です。       |
| 0:39:08 | 規制庁スズエそういった意味では、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:39:13 | ポツの構造の一段落目のところも、  |
| 0:39:16 | 記載が特段 1 字 1 句は変わってないんだけど、高燃焼度燃料の燃料集合体はという主語として、改めて今回申請しているものという位置付けで、       |
| 0:39:28 | ハッチング呉にはならないということで、   |
| 0:39:40 | 九州電力の中津でございます。  |
| 0:39:46 | 元厳密に取ってません句読点等をつけたり付けなかったりの変更を加えてるんですけども、あの言葉自体には変更はございません。この箇所につきましてはもう今回、 |
| 0:39:57 | ー5 燃料についても適用される箇所となりまして今回の申請書に含まれてる部分になります。以上です。                            |
| 0:40:07 | 規制庁鈴木です。内容は理解しましたんで、  |
| 0:40:12 | 続きでこれはもうすでに事実確認ソウ/No.43 にも踏み込んでいるんですけどもまず、                                  |
| 0:40:20 | 資料 1 の本日の資料 1-3 の方で、  |
| 0:40:43 | 資料 1-3 の 25 ページの一番下の、   |
| 0:40:49 | ところですかね、  |
| 0:40:52 | 高燃焼度燃料の導入による荷重への影響としては云々というふうに書いてあって、                                       |
| 0:40:59 | 基本的な構造は同じですというところは先ほど言ったその構造が書いてあるところは、                                     |
| 0:41:04 | 同じなので、記載としては、   |
| 0:41:08 | 従前と同じだけれども 5 号燃料として、まず書いてますっていうところで、  |
| 0:41:13 | 高燃焼の年燃料の導入による荷重への影響は小さいという結論を示されて、  |
| 0:41:21 | いるところです。で、  |
| 0:41:23 | この小さいっていうふうに説明している内容と、  |
| 0:41:29 | 先ほどの今日の資料の 2 の、   |
| 0:41:34 | 10 ページの、  |
| 0:41:36 | 15 条 3 項の方で、  |
| 0:41:39 | 4 号炉申請 0 の理由のところ、説明内容は 2 行書いてありますけれども、燃料集合体の切開設計が変更となるため、                   |
| 0:41:49 | 適時適合性を確認する必要があることから申請対象と言っているところここが、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:41:55 | ちょっとあまり結びつかなくてですね、   |
| 0:41:58 | 影響は小さいと言っている最後の言いたい内容っていうのは小さいけれども、  |
| 0:42:05 | 変更となるので適合性を確認する必要があって申請対象になりますっていうことを言いたいですってことなんですか。                      |
| 0:42:18 | エンシュウ電力のタケツグでございます。  |
| 0:42:20 | 条文整理上、あ、失礼しました。資料 1-3 の、   |
| 0:42:27 | 1 の設計方針についての 2 段落名の 2 行目からご説明してありますが、こちら 10、5 条 3 項に関して詳細な評価については、後段規制である。 |
| 0:42:39 | 別購入において、示させていただきたいと考えておりますと。   |
| 0:42:43 | 許可の時点では設計方針ですねについて確認いただくものと考えておりまして、条文請求で言っているのは、                          |
| 0:42:52 | 許可の段階の設計方針に対して今回、  |
| 0:42:56 | の北井でも問題がないっていうことは確認いただく必要があるということで、適合性を確認。                                 |
| 0:43:02 | する必要があると記載してます。障害の評価につきましても後段なので 2 本、2 の設計上考慮している荷重及び高燃焼度燃料の導入の影響についての     |
| 0:43:13 | 下から 3 行目に書かれてあるその影響は小さいにつきましても基本的にはもう設工認の                                  |
| 0:43:19 | 後段規制で確認いただくものと変えを考えているんですけどもコウについては補足といいますか、ちょっと徹底的な、                      |
| 0:43:28 | 説明として補足させていただくような具体でございます。以上です。  |
| 0:43:34 | 規制庁鈴木です多分まさにそこがですね。  |
| 0:43:37 | ポイントで、   |
| 0:43:42 | 適合性を確認する必要がある。   |
| 0:43:45 | ていうふうに言っていて、で、   |
| 0:43:48 | 1 月 30 日の審査会合資料 2-3 の、   |
| 0:43:53 | 15 条 3 項の適合のための設計方針としているところは、  |
| 0:43:59 | 最後の当然くりとしてですね必要な構造及び強度を維持し得る設計とすると。  |
| 0:44:06 | いう話になってるので、  |
| 0:44:09 | どういうふうに設計するのか。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:44:12 | どうやって維持するのか、或いはどんなものに対して、維持するのかって荷重の組み合わせに対して書いてありますけれども、                             |
| 0:44:21 | その辺が、特段、  |
| 0:44:24 | 説明がないと多分、   |
| 0:44:26 | 適合の確認。  |
| 0:44:29 | できないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今、   |
| 0:44:34 | 本日の資料 1-3 で、詳細は後段規制である設工認で申請しますよって、   |
| 0:44:42 | 言われてるんですけども、後段規制である設工認で申請する予定ですよと言えば許可が、  |
| 0:44:47 | 或いは適合が訴えるわけでもなくって、  |
| 0:44:50 | ちょっと素行をですね、申請書の記載として何をやっばり、   |
| 0:44:57 | 確認できれば、この適合のための説明を、   |
| 0:45:02 | 満たしていると考えているのか。   |
| 0:45:06 | そこをですねちょっと、   |
| 0:45:09 | もう一度説明をお願いしたいところです。さっき、例えば先ほど言った、   |
| 0:45:15 | 本文 55 の   |
| 0:45:19 | 両括弧 2、ローマ数字両括弧 4、ポツ、構造、ここについて、  |
| 0:45:25 | 構造とします設計としますっていうふうな言ってる内容そのものを、   |
| 0:45:31 | 漏れなく確認できれば、適合、  |
| 0:45:35 | だっていうふうに、   |
| 0:45:37 | いえるんだっていうことであればそこが、申請書の中で、  |
| 0:45:42 | どういうふうに書いてあるのか。   |
| 0:45:44 | これが本文に書いてあるか、テンパチに書いてあるかって違いはあると思う。   |
| 0:45:49 | もう、   |
| 0:45:50 | そこを説明し切らないと。  |
| 0:45:53 | 適合を確認する必要があるとしていて、確認、最終的に、  |
| 0:45:58 | 審査チームとして確認できたという結論に繋がらないような気がするんですけどいかがでしょうか。   |
| 0:46:10 | 九州電力のタケツグでございます市趣旨理解いたしました。15 条 3 項としてこういう設備になっていて、こういう荷重を考慮することとしており、工事は除去することで適合性を、 |
| 0:46:25 | 確認できると思ってます詳細は咳き込んであります。こういう設計とする、こういう構造となって、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:46:32 | こういう風にかかるみたいなどころについての方針について申請書にはこう書いてますってところを、ご説明する必要があるということで、  |
| 0:46:43 | 次回ご説明させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁都築です。ちょっと、さらにちょっと、                |
| 0:46:50 | 細かく見ていくんですけども、   |
| 0:46:53 | その資料、今日の資料1-3の、  |
| 0:46:58 | 26ページですね。  |
| 0:47:02 | 26ページ。   |
| 0:47:04 | については、燃料棒以外の構成要請である燃料体について、                                      |
| 0:47:10 | 開かれていて、で、  |
| 0:47:13 | ちょっと、  |
| 0:47:14 | 以前、  |
| 0:47:16 | 熱水力設計関連かなんかで聞いたような気がするんですけども、                                    |
| 0:47:41 | エーッー   |
| 0:47:44 | 15条3項に、の解釈にあたる15条の解釈4のところの、                                      |
| 0:47:52 | 減速材及び反射材並びに炉心支持構造物。  |
| 0:47:57 | これ原子炉容器内で炉心付近に位置する燃料集合体外の構成要素。                                   |
| 0:48:04 | いわゆるですね、炉内構造物って言われているところで情報講師伴とか株コウシバそのの、                        |
| 0:48:11 | を支持するところまでを含めて、或いは炉心槽とか炉心バツフルみたいなところまで入ってそういったことだと言っているといますけれども、 |
| 0:48:22 | これらの、  |
| 0:48:23 | 構成要素も一応、   |
| 0:48:26 | 確か熱意力設計だったか、ときの、   |
| 0:48:30 | 確認で回答していただいていたと。   |
| 0:48:34 | 思うんですけども、この内容については、  |
| 0:49:01 | 既許可の申請書の、  |
| 0:49:05 | テンパチ。  |
| 0:49:08 | のですね、  |
| 0:49:10 | 等、   |
| 0:49:16 | 3.2. 2.4。  |
| 0:49:21 | というところに記載があるのかなあっていうふうに、   |
| 0:49:27 | 炉内構造物についてですね、と思ってるんですけども、ちょっとその確認をしたいんですけども、見られますでしょうか。          |
| 0:49:41 | 訂正第二部タケツグです。はい。持っております。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:49:45 | 規制庁鈴木です。その中で、                                  |
| 0:49:49 | 上部炉心構造物と下部炉心構造物に分けて説明をしていて、                    |
| 0:49:55 | 炉上部炉心構造物のfポツの中2、どんな垂直荷重と水平荷重を、                 |
| 0:50:04 | 考慮して、どういうふうに荷重が伝わっていてどこで支持する、或いはその             |
| 0:50:09 | 下部炉心構造物っていうと、下部炉心構造物の中のgポツで同じように、              |
| 0:50:17 | 記載が、   |
| 0:50:18 | 書いてあってこういったことをこれ、今回変わらない、変更がないところだと思ってるんですけども、 |
| 0:50:24 | こういうふうに確認していくことで先ほど、                           |
| 0:50:28 | 言っていた、   |
| 0:50:32 | 設計方針っていうのを確認できるんだっていうふうにな。                     |
| 0:50:36 | 気がするんですけど、適合性を確認できるんだっていうふうに、                  |
| 0:50:40 | なのかなっていうふうに思っているんですけども、これに対する燃料棒以外の燃料体の、       |
| 0:50:49 | 記載がちょっと見当たらずですね。                               |
| 0:50:51 | そういったことを説明することで、                               |
| 0:50:54 | 最終的にその   |
| 0:50:56 | どういう荷重を、                                       |
| 0:50:58 | 見ていくんだっていう、                                    |
| 0:51:00 | 或いはどういうふうに伝達していった力に対して耐えられるようにしているんだっていう、      |
| 0:51:05 | 設計として配慮しなきゃいけないこと。                             |
| 0:51:08 | ない方、或いは、                                       |
| 0:51:10 | どこを具体的に見ていくのかっていうところが示されているものがあれば、             |
| 0:51:17 | それをもって、  |
| 0:51:20 | そういった内容に配慮した強度を持つんだとかっていう方針であれば何か15条3項として、     |
| 0:51:27 | 適合をまず確認できるのかなっていう気がするんですけども。                   |
| 0:51:33 | そういうような説明を、                                    |
| 0:51:35 | いただけるのかなっていうふうに思いながら先ほどの回答を聞いてたんですけど。          |
| 0:51:41 | 私の   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:51:43 | イメージっていうのは、あと、あってますでしょうか。   |
| 0:51:51 | 井清電力のタケツグでございます。  |
| 0:51:54 | 現、現状の申請書で同等のものがご説明できれば、その通りとしたいと思いたすがちょっとそう。  |
| 0:52:04 | 現状の新設の再確認させていただきまして   |
| 0:52:07 | なければ同等の説明をさせていただこうというか、考えております。以上です。  |
| 0:52:15 | 規制庁杉です。まずは私が言ったような、   |
| 0:52:19 | ことを含めた形で、   |
| 0:52:22 | まず、九州電力としての、  |
| 0:52:24 | 適合を、こういう説明をすれば、適合性説明ができるんだっていうところをまとめていただいてそれからまたちょっと申請書の記載について改めて確認していきたいと思いたしますのでよろしくお願いたします。 |
| 0:52:38 | よろしければ続いて、40、   |
| 0:52:42 | 3の、2段落目のところに行きたいんですけどよろしいですか。   |
| 0:52:49 | はい大丈夫です。  |
| 0:52:52 | はい。規制庁鈴木です。   |
| 0:52:55 | 2段、   |
| 0:52:56 | ナンバー43の2段落目は、挿入性に係る制御棒の挿入性に係る話ですけれども、   |
| 0:53:04 | 案内シンプル。   |
| 0:53:08 | 次は案内シンプルの下部のダッシュポットによる、   |
| 0:53:13 | 干渉構造っていうのが、   |
| 0:53:18 | 今回の申請書のテンパチの、   |
| 0:53:22 | 3.2.1の両括弧3の、  |
| 0:53:26 | bポツのところ、  |
| 0:53:29 | 書かれているのかなっていうふうに、   |
| 0:53:32 | 思うんですけども、今日の資料1-3ではそこが、   |
| 0:53:37 | 直接的に何かここに書いてますってことは示されていないんですけど、  |
| 0:53:41 | まずそれは私の認識は正しいでしょうか。   |
| 0:53:49 | 九州電力のタケツグでございますこちらにつきましては制御棒が落ちてきたときの数に関する記載とはいえるかと思うんですけども、                                    |
| 0:54:00 | 設計基準、今回お話しされてるのは設計基準事故時の荷重ということで、設計基準事故時の荷重、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:54:09 | につきましては、   |
| 0:54:14 | こちら、該当しないと考えております。以上です。  |
| 0:54:18 | 規制庁鈴木です。   |
| 0:54:22 | ということは、資料 1-3 の 26 ページの、   |
| 0:54:29 | 上側の表の上がですね、積極挿入性の制御棒案内シンプルっていうところには、                               |
| 0:54:36 | それに相当するものは、今記載がなくて、さらに下側の冷却可能形状の維持、                                |
| 0:54:43 | 言ってるような、   |
| 0:54:45 | んところでもそれはかかってこなくて  |
| 0:54:49 | あくまでも、設計基準時工事ってのは  |
| 0:54:53 | スクラムがされて、現象が停止されてる。  |
| 0:54:56 | 状態以降に、かかってくる荷重として整理しているってそういうことを、                                  |
| 0:55:03 | という認識でよろしいですね。   |
| 0:55:07 | 九州電力のタケツグでございます。   |
| 0:55:10 | 生後制御棒が挿入される前というのは制御棒が選任された後というような制御棒が挿入される前にというところになってくる感じというところで、 |
| 0:55:20 | 評価してるものでございます以上です。   |
| 0:55:24 | 規制庁鈴木です。   |
| 0:55:27 | その話っていうのは、   |
| 0:55:30 | 資料 1-3 の 27 ページでは、   |
| 0:55:33 | 特段これ見えてこない。  |
| 0:55:35 | と書いていいんでしょうか。  |
| 0:55:48 | ベップ電力のタケツグでございますと、現状の資料では今の話は書いてないと。                               |
| 0:55:52 | いうところでございます。   |
| 0:55:54 | 原子炉規制庁大津です。この 15 条 3 項については、                                       |
| 0:55:59 | 燃料体の熱機械設計の方で通常運転時の話も説明を求めている、                                      |
| 0:56:07 | さらには、  |
| 0:56:11 | 炉心熱水力の方で運転時の異常な過渡変化についてでも説明を求めていたところだったと思いますので、                    |
| 0:56:18 | ちょっと   |
| 0:56:22 | 設計基準事故DBAと、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:56:25 | してのところのまず切り分けで切り分けしっかり書いてもらいたいですけれども、一方で今言ったような、通常運転時だったり手順の異常な過渡変化だったりっていうところで、               |
| 0:56:38 | 見るべきものがあるっていうところであればそちらの方でも、   |
| 0:56:43 | しっかり説明を同じような観点でもらえ。  |
| 0:56:47 | してもらって説明資料をまとめてもらいたと思いますよろしいでしょうか。   |
| 0:57:09 | 現地電力のタケツグでございます。まずこの資料につきましてはどういう間、  |
| 0:57:16 | 点、   |
| 0:57:18 | どういう観点である梶風を考慮してるかっていうのをちょっと再カノウまとめるというところで、   |
| 0:57:27 | 機械設計熱率、元気  |
| 0:57:30 | でもそれぞれもう同様に、   |
| 0:57:34 | このような、資料をまとめるという、そういう意図でしょうか。規制庁都築です。  |
| 0:57:41 | 熱機械設計か、運転時の異常な熱炉心水位設計という言い方でなく、  |
| 0:57:48 | でも全然構わなくて 15 条 3 項の、   |
| 0:57:51 | 通常運転時と運転時の異常な過渡変化等、設計基準事項っていう三つの   |
| 0:57:58 | 話として要求があるので、それぞれでどんな   |
| 0:58:04 | 荷重が発生して、どういった構造物に対して、  |
| 0:58:09 | それを想定しなきゃいけなくて、それらについてどういうふうに、   |
| 0:58:14 | どんなところで指示して、   |
| 0:58:20 | それに耐えられるような強度設計をするのかっていうところが一通り、   |
| 0:58:24 | わかるように説明をしていただきたいなっていうところで 1 点目で   |
| 0:58:29 | 設工認で今後出します或いはヨンパチで従前出してましたって言うところのサマリーみたいな形になればいいかなというふうに                                      |
| 0:58:52 | 九州電力のタケツグでございます。承知いたしました通常運転時の異常な過渡変化時と設計基準事項でそれぞれの視点では、オオノ、                                   |
| 0:59:01 | 今の資料 1-3 のようなものをずっとまとめるということで資料一般提示する形、この中にちょっとさ三つの視点からというところを入れればいいのかというところで今イメージしております。以上です。 |
| 0:59:13 | 規制庁鈴木ですお願いします。で、その時にお願いしたいのは、通常運転時と運転時の異常な過渡変化と設計基準事項、それぞれ 2 度、                                |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:59:24 | のその切り分けがどこにあるのかということが読み取れるようにしていただきたいということですよろしいでしょうか。                |
| 0:59:35 | 九州電力ヶ月で承知いたしました。  |
| 0:59:38 | はい規制庁スズキですではナンバー44に行きます。同じく、  |
| 0:59:45 | 15条3項、これはNo.6の続きとして今日の資料1-3の内容について確認していきますけれども、                       |
| 0:59:56 | 先ほど見ていた資料1-326ページの表の、   |
| 1:00:01 | 一番上の構成要素にかかる荷重ってところの、   |
| 1:00:07 | 説明内容なんですけれども、ここで、   |
| 1:00:12 | 上部ノズル押さえばねに、ごめんなさい、一次冷却材による、  |
| 1:00:18 | 揚力及び浮力っていうふうに書いてあって、  |
| 1:00:23 | 浮力については、  |
| 1:00:28 | 上昇、流れに対するこの案内シンプルにかかる浮力のことかなっていうふうに思っていてこれは                           |
| 1:00:38 | 次の27ページの一番下、注記のところで書いてある。   |
| 1:00:44 | 参照資料を読むと同じように書いてあるので、   |
| 1:00:49 | そこは理解できたんですけど。  |
| 1:00:51 | 26ページに書いてある揚力っていうのが理解できなくてですね。  |
| 1:00:57 | 揚力って何のこと言う。   |
| 1:00:59 | ているのか。  |
| 1:01:00 | というのをちょっとお聞きしたいんですけど。   |
| 1:01:03 | 平成電力のタケツグでございます。ここに記載され一次冷却材による揚力及び力についてですが、揚力の方が、一次冷却材の流れによる荷重で力の方が、 |
| 1:01:16 | 燃料が水に浸かっ、   |
| 1:01:18 | 水の流れがなくても受ける  |
| 1:01:22 | 一般的な浮力の話をしてるものでございます。以上です。  |
| 1:01:28 | 規制庁数です。それは、密度差。   |
| 1:01:33 | とか、   |
| 1:01:37 | す。  |
| 1:01:39 | 静水圧によるによって受ける力のことを、浮力というふうな言い方をしてるってそういうことですか。                        |
| 1:01:48 | イシイ電力のタケツグでのその通りでございます。   |
| 1:01:51 | 規制庁数ですねその揚力って言うのはこの、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 1:01:56 | 一時上昇、要するに1点目はまっすぐ上に流れて、鉛直上向き方向に流れている水の流れて、                             |
| 1:02:03 | 発生するっていうのは要するに何か、  |
| 1:02:07 | ドラッグがあって、  |
| 1:02:09 | それで持ち上がるようなものを応用力って言い方をしてるってことですか。                                     |
| 1:02:18 | あれによって、  |
| 1:02:22 | それ今、九州電力タケツグでございます。4ドラッグというのはちょっと私はわからなかったんですけど流れによって浮き上がるそういった力になります。 |
| 1:02:31 | 以上です。  |
| 1:02:32 | はい規制庁スギタ一般的に流体力学的に行って、その量、   |
| 1:02:37 | 揚力に相当するのかなっていうところちょっとよくわからなかったので何かちょっと違うこと言ってるような、                     |
| 1:02:44 | 気もしましたけれどもとりあえず、   |
| 1:02:50 | 鉛直方向上向きに流れている流れに対して、   |
| 1:03:03 | 持ち持ち上げられていくような力のことを揚力と言っているんで、   |
| 1:03:12 | それは設計基準事項時に、   |
| 1:03:17 | 生じる。   |
| 1:03:19 | 鉛直上向き方向によって、   |
| 1:03:22 | 持ち上げられる力っていう、  |
| 1:03:25 | 出るものだけですか。それ以外に、例えば横長、   |
| 1:03:29 | 設計基準事故のときにその横流れが生じたとか、   |
| 1:03:34 | して、それによって揚力が発生するとかそういうものではない。  |
| 1:03:56 | 規制庁数率も、もうちょっと  |
| 1:03:59 | 物理学的に言うと、例えば飛行機の羽根みたいな。  |
| 1:04:03 | ものが、水平、  |
| 1:04:06 | 方向に流れる流体があって、羽根。   |
| 1:04:11 | 構造によって、  |
| 1:04:13 | リュ流動方向、  |
| 1:04:16 | に対する鉛直。  |
| 1:04:18 | 直交する側に力が働くようなものを一般的に流体力学で揚力っていうような言い方を、                                |
| 1:04:27 | しすると思いますけれどもそういうものみたいなものが  |
| 1:04:32 | 原子炉の中で、DBAのときに、もともと鉛直上向き方向に、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:04:39 | 流れたものが横流れしたりすることで、  |
| 1:04:43 | 集合体等の   |
| 1:04:45 | 構造によって、横流れとは直交する側に働くような力が、  |
| 1:04:52 | 出たりするものをイメージしてるのかなって勝手に想像してたんですけどそういうものではないってことですね。                   |
| 1:05:03 | 九州電力のタケツグでございます。  |
| 1:05:05 | これにつきまして単純に上に流れる力と考えていいと考えております。以上です。                                 |
| 1:05:13 | 規制庁スズキエザワ理解しました。そこは   |
| 1:05:18 | A、  |
| 1:05:20 | ちなみに、そういった揚力とか浮力っていうのは設工認の計算書を見れば、                                    |
| 1:05:28 | その内容は具体的に書いてあると理解してよろしいでしょうか。   |
| 1:05:45 | イシイ電力のタケツグでございますちょっと今すぐにはわからないんですけど今言われてるのは、その力がどれくらいかということですか、       |
| 1:05:52 | 規制庁そうです力はどれくらいかっていうことじゃなくて、実際に先ほど言った                                  |
| 1:06:00 | 26 ページに書いてある揚力っていうのは、単純に鉛直上向き方向に流れている。                                |
| 1:06:07 | 流体の密度がこれだけで、それによって、ここで、   |
| 1:06:13 | 例えば摩擦係数に対する抵抗係数倍、   |
| 1:06:20 | 摩擦係数Fに対して抵抗係数はFLIDで、  |
| 1:06:24 | 計算されますとか或いは局長圧損係数が例えば経緯に対してこういうふうに計算されますみたいなことが書いてあれば、それは鉛直上向き流れに対する、 |
| 1:06:37 | 発生してる力のことを言ってるんだなっていうふうに、   |
| 1:06:40 | イシイ。  |
| 1:06:41 | 先ほど言ったその浮力については   |
| 1:06:44 | 密度差によって生じるものの式として書いてあればそれをそそういう形で浮力として示されてるんだなというふうに理解                |
| 1:06:53 | ので、そういうことが、設工認の計算書、或いは計算方法の説明書みたいなところを、                               |
| 1:07:01 | 見れば、読み取れるますかねってことを聞いている   |
| 1:07:22 | 九州電力のタケツグでございます。燃料し強度に関する説明書の方ですね                                     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:07:28 | 雰囲気、   |
| 1:07:29 | 協力力についてはどの方向の下からかっていうところは、今日説明がございませう。一緒です。                        |
| 1:07:36 | 市長そうですわかりましたそこについては私、自分でちょっとまずは設工認の説明きず基金からの説明、購入の説明資料ちょっと見てみますので、 |
| 1:07:47 | 先ほど言ったサマリー的に求めるところはよろしくお願ひします。                                     |
| 1:07:52 | よろしければ続けてですね、45に行きますけれども、  |
| 1:08:01 | 今日の資料1-3の、   |
| 1:08:03 | 27ページの、  |
| 1:08:06 | 運転状態4、   |
| 1:08:08 | の一番上のところですね。   |
| 1:08:11 | LBBの概念を適用しますということが書いてありまして、  |
| 1:08:17 | 私の新規制のときの記憶では、4号はLBB適用炉だったと思いますのでこれが、                              |
| 1:08:27 | 該当するのかなというふうに思いますけどまずその認識正しいでしょうか。                                 |
| 1:08:33 | 吉江電力の武智でございませうその通りでございませう。   |
| 1:08:37 | はい規制序する。   |
| 1:08:38 | ではですねナンバー45なんですけれども、   |
| 1:08:42 | LBB  |
| 1:08:46 | 破断前の漏えいを検知して適切に  |
| 1:08:50 | 漏えい箇所、   |
| 1:08:52 | の、   |
| 1:08:53 | 亀裂の進展をコントロール。  |
| 1:08:57 | するための時間余裕を、  |
| 1:08:59 | 持っているってことを説明する。  |
| 1:09:02 | ことをもって、LBBの適用っていう形になって、  |
| 1:09:08 | いますので、まずその   |
| 1:09:10 | LBBを適用するためには、適切に漏えい検出ができなきゃいけないというのはこれ大前提なんですけれども、                 |
| 1:09:20 | まず   |
| 1:09:26 | LBBを適用しているっていうところ。   |
| 1:09:30 | について、  |
| 1:09:32 | 申請書の中で、読み取れるところが、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:09:39 | あるのかどうか、これ具体的に言うとサンゴLE適用していなかったかなというふうに思うので、   |
| 1:09:45 | 3号と4号でその違いがあるっていうことを、                          |
| 1:09:49 | 説明し、申請書の中で説明をしていないとですね最終的に設工認で何をやればいいのかってところが、 |
| 1:09:58 | 違いを書き、認識できないかなというふうに思ってるんですけども。                |
| 1:10:04 | まずこのLBBの申請書の記載っていうのは具体的にどっかにあるんでしょうか。          |
| 1:10:25 | 麻生さんお待ちください。                                   |
| 1:10:27 | はいわかりました。                                      |
| 1:10:57 | 九州電力のタケツグでございます。                               |
| 1:10:59 | 1点訂正させてというかお伝えしたいところがあるんですけど、3号機につきましては        |
| 1:11:07 | Vhrの本設工認を数年前に取得に合宿しておりましてその際LBBについて適用はしております。  |
| 1:11:17 | ただ今の申請書、西條、                                    |
| 1:11:21 | すいません、LBBに関する申請書の記載箇所になるんですけども、                |
| 1:11:26 | 添付書類8の   |
| 1:11:29 | 5章の5.1.1.2。                                    |
| 1:11:33 | になるんですけども、                                     |
| 1:11:37 | 規制庁スズキちょっとお待ちください。                             |
| 1:11:53 | もう一度セクション番号お願いします。                             |
| 1:11:56 | 円発の5.1.1.2です。                                  |
| 1:12:03 | 開きました。   |
| 1:12:05 | はい。その(6)の配管破損防止の防護設計になりまして、                    |
| 1:12:24 | 規制庁スズキでこの括弧書きのところのこと言ってるんですね。                  |
| 1:12:30 | はい。その通りでございます。                                 |
| 1:12:32 | 規制庁スズキ具体的には、括弧書きの中で3号炉については、                   |
| 1:12:37 | 主要配管の破損というのは破断に限定して、                           |
| 1:12:41 | 日本語については破断または漏えいと言っていて、                        |
| 1:12:45 | 破断はLBBを適用し、して、適用され、                            |
| 1:12:51 | 他  |
| 1:12:52 | よりおっきいところは、破断はなくて漏えいで、                         |
| 1:12:57 | 破損を定義すると。                                      |
| 1:12:59 | で、先ほど言った3号については、                               |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:13:08 | 原子炉容器の、  |
| 1:13:10 | ヘッドの交換のときに、  |
| 1:13:14 | 強化として、何か話、手続きをしたわけではないんだけど、  |
| 1:13:21 | 設工認の手続きの中で、LBBを適用する形に変更しているっていうそう<br>いうことですか。                              |
| 1:13:46 | 九州電力のタケツグでございます。   |
| 1:13:50 | ちょっと私の   |
| 1:13:53 | 認識ではLBBの適用概念っていうのは   |
| 1:13:59 | 過去新規性より前のところ記録、記録といいますか。   |
| 1:14:04 | 情報なんですけれども、工認から適用する許可の段階では、  |
| 1:14:11 | 許可の段階ではなくて工認から適用するものというところを、以前の規<br>制の方と話をしております、                          |
| 1:14:22 | 購入段階で適用するものになりますので設置許可の反映については、<br>L/Dの適用何らかの申請に合わせて修正をするものかなと思っております。     |
| 1:14:33 | タダノサンポについてはまだハダんという形にはなっておりますけれど<br>も、                                     |
| 1:14:37 | なっておりますそういったか背景があつてちょっと今 3 号 4 号の記載が<br>異なるものと考えております。以上です。                |
| 1:14:46 | はい、規制庁鈴木です素行は私も、   |
| 1:14:50 | 個人的には理解して行って、新規性前の、  |
| 1:14:54 | 旧案、原子力安全委員会の指針類で言っている安全設計審査指針そ<br>のものには、                                   |
| 1:15:03 | ちょっと待ってくださいね。  |
| 1:15:53 | 一応規制庁スギヤマ出しました。  |
| 1:15:57 | 安全設計審査指針の中で一応指針 21 で、  |
| 1:16:02 | バウンダリの漏えい件数っていうのはありますけどそれ自身はそのLB<br>Bのためではなくて単純に、                          |
| 1:16:09 | 圧力バウンダリーの健全性を確認するという意味で、   |
| 1:16:16 | バウンダリからの漏えい件数を確実にでき、速やかに確実にできること<br>っていうのがあつただけで、                          |
| 1:16:24 | 直接的には設計指針としてLBBを直接読み込んでいるところはなかつ<br>たと記憶しているので先ほど九州電力が説明したように、そういったの<br>は、 |
| 1:16:36 | 設工認側からの話ですっていうところは理解している一方ですね  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:16:45 | 今回 15 条 3 項の、   |
| 1:16:48 | 適合としてそのLBBの話を前提として、   |
| 1:16:54 | 適合性の説明をするということであれば、   |
| 1:16:59 | 先ほどの、   |
| 1:17:00 | 近畿許可のテンパチの 5 点。   |
| 1:17:05 | 1.1. 2 の両括弧 6 のところでそれに関連する、   |
| 1:17:11 | 情報があるので、それを想定しているんだってところについては、  |
| 1:17:16 | 私は特にそれでいいのかなっていうふうに思うんですけども、何かしら何か                                      |
| 1:17:23 | 適合説明する時にここを参照するものではないというような話があるんでしょうか。                                  |
| 1:17:34 | イシイ電力の、   |
| 1:17:35 | タケツグでございます。今、イワイを終わったところは、今日の資料の 1-3 の表 2 の、                            |
| 1:17:42 | 運転状態 4 のときの一番上の 1 次冷却材喪失隠れLBB会議表というところ、あと、頭の部分を言ってるのかと思うんですけども、         |
| 1:17:52 | こちらにつきましてはちょっと、   |
| 1:17:55 | 中に書き過ぎな部分もあって、この荷重については、設工認、この表については、設工認側で、                             |
| 1:18:03 | 評価です。   |
| 1:18:05 | 評価する際の、想定の一世代から引っ張ってきてるようなところがありますので、                                   |
| 1:18:12 | 許可の段階では、  |
| 1:18:13 | LBBを適用するからとかいうものでは、LBBを適用する、適用しないか、適用性の確認の説明になるとかいうものではないと考えております。以上です。 |
| 1:18:27 | 規制庁鈴木です。  |
| 1:18:29 | 今のお話は納得できるので、資料を書くときにもうちょっと、  |
| 1:18:36 | その辺、  |
| 1:18:37 | を配慮した書き方にしていきたいのと、  |
| 1:18:41 | 同時に、  |
| 1:18:43 | LBBを適用しようがしまいが考えなきゃいけない。  |
| 1:18:48 | 加重の間、設定の考え方は例えば水平方向垂直方向の小中字を見ますってところについては、項目としては荷重項目としては、               |
| 1:18:58 | 変わらないので設工認でそれをLBBを適用。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:19:02 | する、したとしても、   |
| 1:19:05 | 評価すべき設計上配慮すべき事項等は、   |
| 1:19:09 | 影響なく、  |
| 1:19:11 | 評価して、計算結果を示せるというふうに、   |
| 1:19:15 | 理解しましたけれども、この認識で正しいでしょうか。  |
| 1:19:21 | 九州電力のタケツグでございます。その通りでございます。  |
| 1:19:25 | はい。規制庁都築です。わかりましたその辺についてはちょっと配慮した資料作りをしてください。で、ちょっとナンバー45の、          |
| 1:19:39 | 最後の三行さらに参考としてって言うところは許可として今言ったLBBの話が出てくれば一応確認をしたいなという。               |
| 1:19:48 | ところでしたので、特段、許可としてLBBの話を、   |
| 1:19:54 | 15条3項として出てこないのであれば、特段今の時点で確認することではないのでなかったことにしたいと思います。               |
| 1:20:08 | では次、承知いたしました。はい。   |
| 1:20:11 | 規制庁スズキ続けて、   |
| 1:20:17 | 資料5、No.46にいけます。  |
| 1:20:28 | 今日の資料3の、   |
| 1:20:32 | 5ページ。  |
| 1:20:34 | で、   |
| 1:20:36 | これは  |
| 1:20:38 | ナンバー7の追加1というふうにまとめ、今日の資料1の中でまとめていただいた。                               |
| 1:20:44 | 内容の続きで、  |
| 1:20:48 | 今日の資料3の5ページの、  |
| 1:20:52 | 下から四つめの燃料体の機械設計の変更のところで、   |
| 1:20:58 | 括弧書きで高燃焼度用ファインコード等の等っていうのが、  |
| 1:21:04 | 他は何ですか聞いてお聞きしたときに、ファインはがたの。  |
| 1:21:10 | 設計コードで、B型はFパックっていうんですかね、Fパックコード。                                     |
| 1:21:16 | があるのでそこを指しますということだったんですけれども、   |
| 1:21:20 | そのぐらいで、でしたらここに、  |
| 1:21:23 | 頭じゃなくって、ファインコード及びF各コードっていうふうに書いていただいた方がわかりやすいかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。  |
| 1:21:34 | エンシュウ電力のタケツグでございます。はい、各コードの方なのでちょっとそちらにアノ等ではなくてそのように明記したいと思います。以上です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:21:43 | はい、原子炉規制庁鈴木です。では続けてナンバー47です。こちらはNo.8の、                                 |
| 1:21:52 | 続きになりまして、  |
| 1:22:06 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊靱性。  |
| 1:22:18 | の内容確認したところで、   |
| 1:22:29 | 設計基準事項としての使用条件というのを明確にして欲しいという、  |
| 1:22:36 | お話だをし、   |
| 1:22:38 | したんですけれども、今日の  |
| 1:22:45 | 資料1-1で、  |
| 1:22:48 | 回答したという話になっている。  |
| 1:22:52 | 津田。  |
| 1:23:01 | その条件について具体的に書いてある。   |
| 1:23:05 | 申請書記載箇所っていうのは示されていないかなというふうに   |
| 1:23:10 | 改めて  |
| 1:23:13 | これ、炉心熱地域設計関連でも、事実確認リストNo33でもお願いしたところなんですけれども、                          |
| 1:23:20 | 改めてその使用条件っていうところを明確にしていきたいなという。  |
| 1:23:26 | ですよろしいでしょうか。   |
| 1:23:34 | 九州電力の峰松です。趣旨、理解いたしました。先ほどあったし、ご質問と一緒にしたいと思います。基準の適合をどういうふうな形で説明してるのかと。 |
| 1:23:46 | いうのをどこまでいえるかっていうところをちょっと整理して熱水カワーク、一緒に                                 |
| 1:23:51 | ご回答させていただければと思っております。  |
| 1:23:55 | 規制庁鈴木です。熱水炉心水位設計関連の時に話したのは、  |
| 1:24:01 | セ公認の破壊靱性の説明書を読んでもちょアノ地域セット木野しか見れなかったのも、                                |
| 1:24:09 | 直接II運転時の異常な過渡変化とかDBAとかを、   |
| 1:24:14 | 説明がないんですけれども、考え方として、   |
| 1:24:18 | どんな事象を想定し、して使用条件を決めるっていうふうな話になっていて、それが、例えば添付10、                        |
| 1:24:30 | なり、添付10直接書いてない、添付8で考慮しているような、設計上想定する事象みたいな、                            |
| 1:24:38 | ものがあればそこを示していただいて、   |
| 1:24:42 | ければ、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 1:24:44 | どんな使用条件、   |
| 1:24:47 | どんな状態を包絡する使用条件として定めているかっていうのは、   |
| 1:24:53 | 理解できると思いますっていう話をしたと思いますのでその趣旨に沿って今回も、  |
| 1:25:00 | DBAも同じように、   |
| 1:25:01 | な、使用条件の  |
| 1:25:04 | 包絡性の設定をしてるんであればそういうふうの説明をしていただければなというふうに思いますよろしいでしょうか。                                     |
| 1:25:12 | 一種電力の峰松です。そちらもあわせてですね  |
| 1:25:16 | ドイ条件というかそのところの設計の考え方を示してるところをご提示させていただければと。  |
| 1:25:24 | はい。規制庁鈴木ですお願いします。  |
| 1:25:28 | とりあえず一旦ここで、ここまでで、今後の対応についてまとめていただいて確認をしたいと思いますので、  |
| 1:25:37 | 画面教諭の準備ができましたらお声掛けください。  |
| 1:25:49 | イシイ電力ナカゾノでございます。少々お待ちください。今準備中でございます。  |
| 1:33:15 | 自然イムラタケツグでございます。お待たせしましたよろしいでしょうか。   |
| 1:33:18 | はいどうぞ。   |
| 1:33:20 | はい。  |
| 1:33:21 | ここまでのスミダ事項を説明しますと一旦No.61は飛ばさせてもらっていたいて、No.41からですけども、ナンバーそれについては低温側配管両端破断解析結果を補足説明資料に記載すると。 |
| 1:33:36 | あとは破裂飛ばすとか同義であることを、補足説明資料に記載する。  |
| 1:33:42 | で、6 退院フォードバック判定について、高燃焼度燃料を踏まえてますよ可能であることを補足説明資料に記載する。                                     |
| 1:33:52 | ナンバー40につきましては、上、15条3項にて条文整理拾うのに申請書関連箇所を明記するというのと1月30日の会合資料2-3の、                            |
| 1:34:03 | 15条3項以降の   |
| 1:34:07 | 建設関連箇所を合わせて帰ってくるころについては個別で記載する。  |
| 1:34:12 | ナンバー43につきましては15条3項の適用ための設計方針については、どのように設計してどのような荷重に対して料金を維持することになるのかといった説明を、               |
| 1:34:22 | 方針を説明してその申請書関連箇所を進め、   |
| 1:34:27 | そのサイトと炉内構造物の記載を参考にする。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:34:31 | あと何。15条3項に関して通常運転値異常な過渡変化時ABそれぞれについて、切り分けてどのような想定でどのような風を考慮しているのか、資料を          |
| 1:34:42 | 拡充拡充の資料をさ、まとめて、それぞれのヒアリングにおいて説明する。   |
| 1:34:49 | あとナンバー40につきましては必要なしと。で、No.45につきましては、許可の段階でLBB適用を前提とするような誤解を与えないような資料の説明とすることと、 |
| 1:35:01 | ナンバー46につきましては、   |
| 1:35:03 | 2月7日付の資料3、高燃焼度用範囲構造等の等については後年書類各コード目を記載する。                                     |
| 1:35:11 | No.47につきましては、炉心熱力学関連同様、設計基準事故時にどのような事象を考慮して設計を行うのかと、許可の期待箇所を示して基準適合性を示すこと。     |
| 1:35:25 | はい。  |
| 1:35:25 | になります。以上です。  |
| 1:35:28 | 規制庁鈴木です。43をちょっと見せて   |
| 1:35:44 | はい。規制庁鈴木です。その前の、   |
| 1:35:49 | 42   |
| 1:35:52 | ですけども、一つ目の、  |
| 1:35:57 | 苦労0ですけどもちょっと誤解を与えてたと思って。   |
| 1:36:02 | たかなと思って  |
| 1:36:04 | 条文整理表の方は変更しないところだけ書いていただける   |
| 1:36:10 | で、   |
| 1:36:10 | 変更した内容については、   |
| 1:36:13 | 今回の  |
| 1:36:17 | 高燃焼度燃料の使用により、  |
| 1:36:21 | 燃料集合体の機械設計が変更となるため適合性を確認する必要があるところに該当すると思いますので、                                |
| 1:36:29 | それについては、1月30日審査会合資料2-3の方でハッチングしていない箇所、   |
| 1:36:35 | そして、適合性説明をしてもらえというふうに、   |
| 1:36:38 | 切り分けてか。  |
| 1:36:40 | かなって思いました。   |
| 1:37:08 | 九州電力のタケツグでございます。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:37:10 | 15条3項につきましては、今の局、申請書記載内容で、  |
| 1:37:19 | 前の事務所3項に関連する申請書記載箇所は、   |
| 1:37:24 | 句読点等は変えてるところありますけど、その内容、言葉については変えてるところはないので、それについては、                    |
| 1:37:31 | 投資、   |
| 1:37:33 | 植栽火葬場見せ所で示すということになるかと思いますがそれでよかったでしょうか。規制庁それでちょっと、多分話の流れで、              |
| 1:37:42 | ちょっと誤解を与えてしまったかもしれないですけどもまず本保五郎についての設計方針は、                              |
| 1:37:48 | 変えない。   |
| 1:37:50 | ということで、紙1月30日審査会合資料2-3の方は、ハッチングをしてありますよね。ということは、                        |
| 1:37:58 | 条文整理表の方、  |
| 1:38:00 | としてはそのオオキなし、設計方針として変わるところがないけれども、                                       |
| 1:38:07 | 本文5号のハに該当するような、   |
| 1:38:11 | 具体的に何かこう、   |
| 1:38:13 | 設計するところにおいてはその高燃焼度燃料の使用により、   |
| 1:38:18 | これこれ変更となるため適合を確認する必要があるというところに、   |
| 1:38:23 | 該当するのかなっていうふうに思いましてそのハに当たるところについては、                                     |
| 1:38:28 | 1月30日審査会合資料2-3の15条3項のところの、具体的に挙げてその適合性の説明をされるのかなっていうふうに思いますので、情報整理表の方は、 |
| 1:38:40 | 変更がある、ないところと、あるところに対して、何をするかっていう話を明確にしていただければなっていうふうに思います。              |
| 1:38:51 | カジタニウタツユキareユフ谷アカイシマスダ常務。なので情勢表の修正としては、ここの大きな設計方針については変えないってということと、     |
| 1:39:02 | 内装前吉尾することではコガについては  |
| 1:39:07 | 何らか変更を加えたり、   |
| 1:39:09 | 新しいメールを使ってるの適合性を、   |
| 1:39:12 | 確認する必要があるところを記載するというので、はい、理解しました。                                       |
| 1:39:19 | はい。そのようにちょっと今のワードの方を直していただければと思う。                                       |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:40:31 | はい。直され、規制庁として直された内容で結構だと思います。一応読み上げていただいて、  |
| 1:40:37 | はい。先ほどお話をさせていただいた内容を踏まえまして 42 番については  |
| 1:40:43 | 条文整理表変更がない部分、   |
| 1:40:46 | の香田と考えておりますがそこについてはその旨を負わない旨を記載して変更がある部分についてはどのような変更が行ったかを簡潔に記載する。                                  |
| 1:40:56 | 簡潔に説明する記載と、   |
| 1:40:57 | します。  |
| 1:40:59 | はい規制庁スズエそれで結構かと思います。江藤。一応、画面の方、こちらでも記録しておきたいので、   |
| 1:41:10 | 鈴木さん、よろしいですか。よろしければ、ヒアリング終了後にこちらのワードデータ私から送らせていただきますがそれによろしければ、規制庁です後程送っていただくわけ、お願いしたいところですが、とりあえず、 |
| 1:41:25 | 暫定的にちょっと記録しておきたいのもうちょっと大きくして、   |
| 1:41:31 | 半分ぐらい、まず映していただけますか。   |
| 1:41:50 | その大きさと結構ですねちょっと保持しといてください。  |
| 1:42:10 | 規制庁スズエ続けて下の方を映すように、46 から臼井にしてください。  |
| 1:42:17 | 46 まで送っちゃってとりあえずいいです。   |
| 1:42:34 | 成長スズキですはい記録できませんので次続けます。  |
| 1:42:45 | では次は資料 5、事実確認リストの 48 からになります。   |
| 1:42:51 | 48 は、22 条 1 号関連、  |
| 1:43:00 | 最終ヒートシンクへ熱およそ輸送することができる設備のを、  |
| 1:43:06 | 1 号、になります。まず、   |
| 1:43:10 | 48 はNo.11 の続きでして、今日の主   |
| 1:43:17 | 資料 1 シリーズの中で、9 ページ。   |
| 1:43:23 | ごめんなさい。   |
| 1:43:33 | 7 ページですね。   |
| 1:43:39 | 7 ページで、最後寄与許可の申請書の該当期間、   |
| 1:43:46 | 記載箇所として、  |
| 1:43:48 | 本文 5 号、カタカナ補両括弧 4 両括弧ローマ数字 3、アルファベットAポツ、  |
| 1:43:57 | 呉。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:43:58 | 及びbポツとしてまず、ポツの方で確認できるかなと思いますんでポツを見るとですね。                |
| 1:44:16 | 最初の書き出しのところで、   |
| 1:44:21 | 余熱除去冷却器、格納容器スプレイ冷却器、使用済み燃料ピット冷却器等の冷却を行うため、              |
| 1:44:30 | 原子炉補機冷却設備を設けるっていうふうになっていまして、                            |
| 1:44:37 | まずお聞きしたかったのは、この   |
| 1:44:40 | 補機類、  |
| 1:44:41 | について具体的に聞きたかったところで、                                     |
| 1:44:47 | その  |
| 1:44:49 | 例示として挙げている。   |
| 1:44:56 | 三つの冷却器の後等ですね、ここの部分の頭に当たるものっていうのが、                       |
| 1:45:03 | 22条は安全施設に属するものなので、                                      |
| 1:45:08 | 他に何かで施設に属するものがあるのかどうか。                                  |
| 1:45:13 | というところを、  |
| 1:45:14 | あれば説明をしてください。   |
| 1:45:21 | 九州電力の峰松です。  |
| 1:45:24 | ご指摘ありましたこの頭のところに含まれるものということなんですが、余剰注失礼。                 |
| 1:45:32 | ギャング水冷却金等が該当すると考えておりまして、                                |
| 1:45:36 | 申請書上ですね安全施設というところまで言うところになってしまいうんですが、                   |
| 1:45:44 | 衛藤。   |
| 1:45:46 | 5点。   |
| 1:45:47 | 9.1図と、  |
| 1:45:49 | というのが添付資料8にございましてそちらの方の中で、安全上重要な機器への冷却としてあるし、原子炉補機冷却設備が |
| 1:46:01 | 供給している先の一覧を提示させていただいております。                              |
| 1:46:28 | 規制庁鈴木です。  |
| 1:46:30 | 藤。  |
| 1:46:37 | この起業家申請書の第5.9.1図。                                       |
| 1:46:43 | 見方がよくわからなくて、  |
| 1:46:51 | 原子炉冷却、原子炉補機冷却、  |
| 1:46:56 | 水、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:46:58 | 設備の、   |
| 1:47:00 | 熱交換器ってのはどこにこれ、   |
| 1:47:05 | を表してるんですかね。  |
| 1:47:11 | すみません、九州電力、峰松ですが、ちょっと趣旨をちょっと。                                      |
| 1:47:18 | はい。  |
| 1:47:19 | その熱交換器っていうのは原子炉補機冷却水冷却器がどこかというご質問ご指摘ということでよろしいでしょうか。               |
| 1:47:28 | はい。例えば、余熱除去系、余熱除去冷却器って、  |
| 1:47:36 | 湯。   |
| 1:47:37 | ているのは、   |
| 1:47:41 | どこに書いてあるんでしょうよ。これか。  |
| 1:47:45 | 余熱除去冷却器ABって書いてあるところがそれに当たるんですね。                                    |
| 1:47:51 | 九州電力の峰松、ご認識の通りでこちらに安全上重要な機器への供給ということで先ほど挙げさせていただいております余熱除去冷却器であったり |
| 1:48:04 | 格納容器スプレイ。  |
| 1:48:07 | の冷却器等をそこで供給しているものを記載させていただいております。                                  |
| 1:48:13 | 規制庁鈴木です。ここで安全上重要なホッキへの、  |
| 1:48:18 | 供給範囲と言っている点線で囲っている部分は全部そうですと。                                      |
| 1:48:27 | 安全、安全施設に属するものですかということですか。  |
| 1:48:37 | 九州電力の峰松です。上のところ安全上重要な機器ということで、その部分に該当するものだと思っております。                |
| 1:48:47 | 規制庁都築です。理解しましたけれどもちょっと私が今、   |
| 1:48:52 | 見ている申請書はちょっと文字がぼけていてですね。   |
| 1:48:57 | あんまりちょっとよくわからなくて、できればこれの鮮明な図を、                                     |
| 1:49:03 | 今回の回答として示していただけるとわかりやすいんですけども、                                     |
| 1:49:22 | 九州電力の峰松です  |
| 1:49:25 | この許可とかこのときの図もちょっと鮮明なものがあるかっていうのはちょっと社内確認をさせていただいて、そういう形で何かしら       |
| 1:49:34 | わかるような形でご回答させていただければと思っております。                                      |
| 1:49:38 | はい規制庁ツジ単に私が見てるものがぼけてるだけかもしれないので、文字が読み取れれば大丈夫ですので、それをちょっと、          |
| 1:49:48 | 示していただければというふうに思います。お願いします。では続けてですね。                               |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:49:55 | ナンバー49。                                       |
| 1:50:05 | 今回、どんな熱を想定してますかっていうところを、                      |
| 1:50:15 | 原子炉圧力容器内基準では19億って書いてありますけど、実績が原子炉容器だと思えますけど、  |
| 1:50:23 | 原子炉圧力容器において発生した残留熱、それから重要安全施設において発生した熱、       |
| 1:50:30 | これら何がまず、それぞれチャンピオンなのか。                        |
| 1:50:35 | チャンピオンの内訳として、どんなふうになっているのかっていうところを、           |
| 1:50:39 | 説明をして欲しいという、                                  |
| 1:50:43 | ていうのが、No.13 でしたその続きですけども、今日の資料1シリーズの中の9ページで、  |
| 1:50:54 | 既許可の申請書の、                                     |
| 1:50:56 | テンパチ5.9.1.2の両括弧2、2.2の両括弧2っていうところ挙げられていてまず、まず、 |
| 1:51:06 | 1.2の両括弧2でわかるかなというふうに思ったのでそちらで見ていくんですけども、      |
| 1:51:22 | 5.9.1.2の両括弧2の書き方としては、                         |
| 1:51:35 | 原子炉で、   |
| 1:51:37 | 原子炉圧力容器で発生する残留熱っていうのは、                        |
| 1:51:43 | 外部電源喪失時等の運転時ない以上、運転時の異常な過渡変化っていうもので、          |
| 1:51:51 | 与えているのかなというふうに読みまして、一方で、                      |
| 1:51:57 | 一次冷却材喪失時工事等の事故時においてって言う方は、                    |
| 1:52:03 | 重要安全施設において発生した熱のことを言っているのかなというふうに、            |
| 1:52:09 | 思っています。まずその認識で正しいでしょうか。                       |
| 1:52:23 | 自主電力の峰松です。こちら記載させていただいたのは、そういう、一次冷却材喪失事故時、    |
| 1:52:32 | いやそこで、  |
| 1:52:34 | 書いてあります外部電源喪失時等の運転時の異常な過渡変化時でも、               |
| 1:52:41 | 結局そういう熱を除熱できませんということを記載させて、                   |
| 1:52:46 | いただいているような形になっておりまして                          |
| 1:52:50 | 炉心崩壊熱が、                                       |
| 1:52:54 | 外部電源喪失時の運転時の異常な過渡変化時が最大で、                     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:52:59 | ニュー機器側の 2 発生熱。  |
| 1:53:03 | が、  |
| 1:53:05 | 次冷却材喪失時海田になるっていうものではございません。                             |
| 1:53:09 | そういう趣旨で記載させていただいたものではありません。                             |
| 1:53:13 | 原子炉規制庁鈴木です。   |
| 1:53:17 | 重要安全施設において発生した熱っていうふうなことを、                              |
| 1:53:24 | 基準上、  |
| 1:53:25 | 見たときにおいてそれって、   |
| 1:53:31 | 原子炉容器内の話ではないっていう。                                       |
| 1:53:37 | そういう仕分けだというふうに私は認識していたんですけども。                           |
| 1:53:43 | 例えばその、原子炉容器内において発生した残留熱って、                              |
| 1:53:48 | 言っているものプラス、重要安全施設において発生した熱っていう、その合わせ技で、                 |
| 1:53:57 | 最大どんな熱量が出ますかって言ったときにはそれは、                               |
| 1:54:02 | 炉心の崩壊熱。   |
| 1:54:05 | がどっかに振り分けられるだけなので、                                      |
| 1:54:08 | シチュエーションとか状況は関係なく、炉心の崩壊熱ですっていうことを言われてるってことですか。          |
| 1:54:20 | 九州電力の峰松です。すいませんちょっと趣旨。                                  |
| 1:54:24 | ちょっと理解できなくて申し訳ありません。もう 1 回ご説明いただけると助かります。はい。規制庁鈴木です。まず、 |
| 1:54:31 | 22 条 1 号の、  |
| 1:54:35 | 規則ですね。  |
| 1:54:37 | 小コウに、原子炉圧力容器内において発生した残留熱、                               |
| 1:54:43 | 及び重要安全施設によって発生した熱を、                                     |
| 1:54:47 | 除去することができるものとするところっていう要求になっていまして、                       |
| 1:54:55 | 私はこの  |
| 1:54:57 | 残留熱と熱っていうのが二つ。  |
| 1:55:01 | それぞれ、   |
| 1:55:02 | 想定して、   |
| 1:55:05 | 確認をしていくのかなっていうふうに思っていたんですけどね。だ、なぜかって言いますと先ほど、           |
| 1:55:11 | ナンバー48 で、   |
| 1:55:17 | 原子炉側の補機。  |
| 1:55:19 | 密レジ。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 1:55:20 | すいません。二つ例示が上がっていて余熱除去冷却器と格納容器でスプレイ冷却切って上がっていて、           |
| 1:55:28 | 原子炉側の  |
| 1:55:33 | 熱を逃さず、   |
| 1:55:36 | 余熱除去冷却器で、  |
| 1:55:40 | 電熱させようとした時には当然、  |
| 1:55:43 | 1次冷却材喪失のときに崩壊熱が、   |
| 1:55:47 | Cv側の方に一部流出していない状況の方が厳しいわけですね。                            |
| 1:55:53 | 米津助教冷却器としては、   |
| 1:55:56 | そういったときはその   |
| 1:55:58 | 先ほど言ったような外電ソース。  |
| 1:56:01 | のような、運転時の異常な過渡変化のときに、                                    |
| 1:56:06 | 原子炉圧力バウンダリー2の中に崩壊熱が閉じ込められているような状況において、                   |
| 1:56:12 | 余熱除去冷却器、   |
| 1:56:16 | の負荷が一番高くなるのかなっていうふうに想像していたんですけども、                        |
| 1:56:22 | そういうようなシチュエーションだとか状況、シチュエーションのようなものとか或いは事象とかっていうのを特定せずに、 |
| 1:56:31 | グロスでそこを、   |
| 1:56:33 | MIMASっていう話をされているんでしょうか。                                  |
| 1:56:50 | 九州電力の峰松さん趣旨、理解しました所掌お待ちいただけますでしょうか。                      |
| 1:56:56 | はい。  |
| 1:59:03 | お渡ししました九州電力の、  |
| 1:59:06 | 峰松です。  |
| 1:59:08 | 今掘切いただいた米津助教冷却機能。  |
| 1:59:13 | 設計にあたってはおっしゃる通り、   |
| 1:59:16 | そういうふう守れてないような状況を考慮するのが一番厳しいような条件になるかと思いますが、こちらの         |
| 1:59:25 | 全体として原子炉補機冷却器、   |
| 1:59:28 | アノなのでそこを全部、  |
| 1:59:30 | 通過するポータル熱として、  |
| 1:59:33 | それが結局その分を取り除かないといけないということで全部としてグロスとして評価してるような形になります。     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:59:42 | 原子力規制庁スズキです。   |
| 1:59:46 | 多分ですね、先ほどの、  |
| 1:59:49 | 既許可の、  |
| 1:59:51 | テンパチの、   |
| 1:59:53 | 5-9-1 図でした。  |
| 2:00:09 | これですねこれを見見ると、  |
| 2:00:19 | 現原子炉補機冷却水ポンプ、  |
| 2:00:26 | が、   |
| 2:00:27 | 等、   |
| 2:00:31 | 何台かわかんないですけど 1 系統分だけ動かして、                                  |
| 2:00:36 | 安全上重要な補機への供給範囲と書いてある範囲内の、                                  |
| 2:00:42 | を基に、   |
| 2:00:44 | 供給して、で、  |
| 2:00:46 | 例えば余熱除去冷却器っていうと、   |
| 2:00:51 | 余熱除去系側の、   |
| 2:00:55 | 水を、  |
| 2:00:58 | この   |
| 2:00:59 | 熱交換器に持ち込んで、  |
| 2:01:02 | それはどっちなさいカガワなのか動画なのかわかんないですけど、                             |
| 2:01:07 | どっかに流すわけですよ。で、   |
| 2:01:09 | そのときって、実は  |
| 2:01:12 | それぞれの熱交換器にどれだけの流量が流れているかによって、                              |
| 2:01:19 | 伝わる熱、  |
| 2:01:21 | 熱伝達率が違うので、   |
| 2:01:25 | 流し方によっても採取、ある瞬間的に、   |
| 2:01:32 | 原子炉冷却、原子炉補機冷却水   |
| 2:01:37 | の温度が変わるし、その温度にによって減少冷却海水設備側の海水温度の温度も変化するっていうこれフィードバックがかかる。 |
| 2:01:50 | 別全熱交換機ってそういうフィードバックがかかる。                                   |
| 2:01:56 | 機器なので、   |
| 2:01:58 | どこでどれだけ負荷を持たせるかっていうことによって実は、                               |
| 2:02:04 | 原子炉補機冷却水設備の最大負荷って、   |
| 2:02:08 | 変わってくる。  |
| 2:02:10 | そういうのを考えてどういうふうに、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:02:13 | 負荷がかかるのかってという観点でどれがさ、最大になるのかなっていうのをお聞きしたかったところなんですけれども。                                      |
| 2:02:22 | これ一つの熱交換機に全部ぶち込んでるわけじゃないのでそういうことが起きちゃうんですけれども、   |
| 2:02:29 | そういうことを考えたときに、どういうふうにする、制御してたり、  |
| 2:02:35 | するのかっていうのにもよると思いますけど、その辺をちょっと、   |
| 2:02:42 | わかるように説明をしていただかないと、非一つで全部付加をお受けを持ちますからっていうだけでは、  |
| 2:02:51 | ちょっと、  |
| 2:02:52 | システムとして説明になってない気がするんですけれども、私の  |
| 2:02:58 | 疑問点は理解いただけましたでしょうか。  |
| 2:03:02 | 九州電力の峰松です  |
| 2:03:05 | 言ってる。  |
| 2:03:07 | ご趣旨は先ほどありました余熱除去冷却器 1 個で持たせているわけではないので、それが   |
| 2:03:15 | 原子炉、   |
| 2:03:19 | うん。  |
| 2:03:20 | 沖野冷却設備で対一じゃなくなってその総和なので、どれがその最大、   |
| 2:03:26 | 足し算になるかと思ってますんでそのそれぞれの冷却器なりポンプの、   |
| 2:03:31 | 熱の伝達がどれがどの時がどういう事象のときがどうなるかっていうことをおっしゃられてたのかなというふうに、   |
| 2:03:39 | 認識してますがまずその認識は間違いないでしょうか。  |
| 2:03:44 | はい規制庁スズキですはい、そのつもりをお聞きしているので、  |
| 2:03:48 | とりあえず先ほど言った原子炉圧力容器において発生した残留熱、それから重要安全施設において発生した熱っていうのをそれぞれ見るのか合わせて見るのかっていうところはちょっと別に置いたとして、 |
| 2:04:02 | 実際に、原子、原子炉補機冷却水設備側において、  |
| 2:04:09 | 熱負荷が最大となるようなシチュエーションだとか考えている補機類、   |
| 2:04:16 | の積み上げっていうところを教えてください、  |
| 2:04:22 | もともとナンバー13でお聞きしたかったところの、   |
| 2:04:28 | 内容の回答になるかなっていうふうに思います。   |
| 2:04:39 | 九州電力の峰松です趣旨は、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:04:41 | 内訳というのがそういうことだということを理解しました。その上でちょっと1点ご確認なんですけれども、それがその結局ちゃんと読んでたら最大値になるかというところでその事象がこうでということ。 |
| 2:04:55 | 御説明になるのかなと思うんですがそのときに、この、例えば一次冷却材喪失事故へと、  |
| 2:05:02 | どれぐらいの数値でという数値を実施。  |
| 2:05:06 | して説明することっていうところまで、  |
| 2:05:11 | 求められている。  |
| 2:05:12 | ものではないというふうに認識してますがその理解でよろしかったでしょうか。  |
| 2:05:17 | 配給水準を続けて数字の内訳は多分、設工認側で詳細に見ることに、   |
| 2:05:22 | なっていると思うので、設工認側でそのチャンピオンとしてまずこれを見なきゃいけないんだみたいな、そこに包絡されるんだっていうような、前提となる状況がわかればまずはそれでいいかと思う。    |
| 2:05:47 | 趣旨は理解しましたのでこの事象のときに、結局そういうことで、結局、ふられるのはその補機側の入熱ってか  |
| 2:05:57 | 米津。   |
| 2:05:59 | てくるんですがその時は一番厳しいですという厳しい条件をご提示させていただければと思っております。  |
| 2:06:05 | はい規制庁数ですまははその説明をまとめていただい  |
| 2:06:09 | てから   |
| 2:06:11 | もし続きがあればということで、確認していきたいと思います。   |
| 2:06:14 | では続けて、No52 いきます。  |
| 2:06:19 | ナンバー50 は、23 条 3 号関連、  |
| 2:06:25 | で、  |
| 2:06:26 | DBAのときの   |
| 2:06:30 | 計測についてです。で、   |
| 2:06:37 | まず、   |
| 2:06:38 | ナンバー50 は、   |
| 2:06:41 | No.16 の続きですけども、   |
| 2:06:47 | 今日の資料 1 シリーズの 11 ページに、  |
| 2:06:53 | No.16 の回答として、   |
| 2:06:55 | 挙げていただいています。  |
| 2:06:57 | もともと、   |
| 2:07:00 | No.16 で、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:07:02 | お聞きしたかったところはこっち、私の方で、   |
| 2:07:09 | 確認していった   |
| 2:07:11 | 必要な、  |
| 2:07:13 | パラメーターっていうところを、まず安全保護系プロセス計装、   |
| 2:07:21 | 原発の 6.3. 3.1 のところで示されているものそれから、安全保護系以外のプロセス計装をテンパチの。                      |
| 2:07:31 | 6.3. 2 の方の、から引っ張っている第 6.3. 2 表の方で示しているもの、                                 |
| 2:07:39 | こういったものがあるかなというふうに思ったんですけども、解釈の方で、  |
| 2:07:47 | 原子炉格納容器内雰囲気圧力温度水素ガス濃度放射性物質濃度等をいうという、                                      |
| 2:07:54 | 解釈がありますので、私が示した申請書の記載箇所ではちょっと足りてないかなということで、                               |
| 2:08:02 | 他にどんなところがありますかっていうところをお聞きしたところですよ。で、その答えとして示されているのが、No. 1 シリーズの 11 ページから、 |
| 2:08:14 | 12 ページに掛けて、申請書記載箇所、   |
| 2:08:18 | を示して、   |
| 2:08:20 | こういったパラメーターですっていう説明に、   |
| 2:08:24 | なっているんですけども、その答えとして、若干疑問があるなっていうところで、                                     |
| 2:08:32 | まず、   |
| 2:08:37 | 二つ。   |
| 2:08:39 | 上げ、上から二つ挙げられている原発の 6.5. 2 両括弧 2 と。  |
| 2:08:44 | 同廊下、両括弧 4、これはまあ、  |
| 2:08:48 | 計測制御系統施設として挙げられているものだという理解しているので、   |
| 2:08:54 | それについてはそこが意図するんだなっていう。  |
| 2:08:57 | 理解なんですけれども。   |
| 2:09:00 | それ以外を添付書類 8 の、  |
| 2:09:04 | 8.1. 1.4。   |
| 2:09:10 | それ。   |
| 2:09:12 | と、あとは添付書類 10 の、   |
| 2:09:15 | 3.4. 1.1、3.4. 2.1。  |
| 2:09:23 | というところを挙げられていて、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:09:26 | いますと、で、  |
| 2:09:29 | さらに、   |
| 2:09:30 | テンパチの、   |
| 2:09:33 | 1 ポツ中に、  |
| 2:09:35 | ポツ 6 ポツ 1 も挙げられてんすけどこれは適合のための設計方針の説明なのでこれは、  |
| 2:09:41 | 申請書の記載内容というよりかは、申請書記載内容を概要をまとめて事業者が適合性をこう考えているっていうふうに説明しているところでそこはちょっと私は、                            |
| 2:09:52 | 関係ないなと思っているので、そこを除きますと、そうすると、  |
| 2:09:57 | 先ほどのテンパチの 6.5. 2 以外のところは、放射線管理施設になるんですね。   |
| 2:10:04 | で、   |
| 2:10:05 | 放射線管理施設の方は私の   |
| 2:10:10 | 思いとしては、  |
| 2:10:14 | 30、  |
| 2:10:24 | 31 条の監視設備側の話かなというふうに、  |
| 2:10:29 | 思っていたんですけども。   |
| 2:10:32 | そこは違って、23 条 3 号設備として、  |
| 2:10:37 | 計測制御系統施設に加えて放射線管理設備も対象になりますっていうことをここで説明していきたいという、  |
| 2:10:47 | ことなんでしょうかまずその認識について説明お願いします。   |
| 2:10:54 | 九州電力の峰松です。   |
| 2:10:59 | はい。  |
| 2:11:00 | ご確認されて項目のところなんですけどちょっと弊社側の回答の仕方があまりよろしくなかったかなと思ってましてスズキさんのご認識の通り、上二つ、                                |
| 2:11:11 | は 23 条の適用のものとして回答させていただいております。これ前回回答はですね事故時状況を把握するためのパラメータという観点で回答させていただいております 23 条、31 条が混在するような書き方。 |
| 2:11:26 | の回答の仕方になってしまっていたかなと思っておりまして 23 条とすれば先ほど、   |
| 2:11:33 | ご説明があったところが該当するというふうに考えて、  |
| 2:11:37 | はい規制庁スズキそうすると、   |
| 2:11:39 | その 23 条 3 号設備として設計方針を上げているところは、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:11:45 | 最初にNo.16 で私がお聞きした本文 5 号炉の、                            |
| 2:11:50 | 両括弧 3、両括弧ローマ数字 1、アルファベットAポツ、両括弧アルファベットRのところの、         |
| 2:11:59 | 設計方針に対応したもので、   |
| 2:12:03 | それ以外で、原発の発症に関わるような放射線管理施設の方は、                         |
| 2:12:09 | 過去あるでは中子ジェットのところなのでそこは 23 条 3 号としては関係ないという、           |
| 2:12:16 | 認識でよろしいですね。   |
| 2:12:21 | 九州電力の峰松ですご認識の通りかと思えます。                                |
| 2:12:24 | はい規制庁スズエすでは誤解は解けたので、ちょっと資料 1 の一井が何かやっぱ誤解を招く資料な気がするので、 |
| 2:12:36 | ここを改めてナンバー  |
| 2:12:38 | 4、50 として、   |
| 2:12:41 | 書き直していたの回答として書き直していただいた方がいいかなと思いますけどよろしいでしょうか。        |
| 2:12:48 | 九州電力の峰松です。出資理解しましたのでナンバー50 のご回答として、23 条 3 号関連として、     |
| 2:12:59 | 6.3. 3.1 と 6.3. 2 以外で見てるもののみ記載させていただければと思っております。      |
| 2:13:06 | はい。規制庁鈴木ですお願いします。                                     |
| 2:13:09 | では  |
| 2:13:12 | ナンバー51 に行きますけれども、これはNo.10 炉、同じく 16 の続きなんですけれども、       |
| 2:13:23 | 先ほど言ったような、  |
| 2:13:27 | テンパチの 6.5. 2 の、                                       |
| 2:13:31 | ところが、23 条 3 号に関連する記載箇所として、                            |
| 2:13:37 | ありますという回答になりましたので、                                    |
| 2:13:42 | そこについてなんですけれども、                                       |
| 2:13:46 | その資料数、6、しテンパチの 6.5. 2 っていうのは、計測制御主系統施設の中の試料採取せ、       |
| 2:13:57 | 設備に係る   |
| 2:13:59 | 内容かと思うんですけれども、  |
| 2:14:02 | これが本文 5 号の計測制御系統施設をまとめている。                            |
| 2:14:09 | 塀ポツのところに、   |
| 2:14:12 | 何か該当が見当たらないのかなというふうに思っていて、                            |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:14:18 | 試料採取設備に係る   |
| 2:14:21 | 本文 5 五平の記載箇所ってのはあるんでしょうか。   |
| 2:14:30 | 九州電力峰松ですこちらの方、すみません   |
| 2:14:35 | 確認して後日ご回答させていただければと思っております。                                       |
| 2:14:40 | はい規制庁スズキです確認をお願いします趣旨としてはですね先ほど、                                  |
| 2:14:45 | 本来言ってるナンバー16で行っていた、   |
| 2:14:48 | 安全保護系プロセス計装と安全保護系以外のプロセス計装に相当する。                                  |
| 2:14:56 | 本文への記載っていうのはあると思っているのでそれと同列である、試料採取設備の本文への記載っていうのが、やっぱ何かしら本文に、    |
| 2:15:07 | あるのかどうかっていうところを確認したいという趣旨でした。では、趣旨は理解していただいたと思いますので、ナンバー50人。      |
| 2:15:15 | 続けていきます。  |
| 2:15:18 | ナンバー50人も、23条3号関連で、  |
| 2:15:22 | これはNo.17の続きになります。で、No.17もともと何を聞いていたかっていうと、設計基準事故時十分な測定範囲及び期間について、 |
| 2:15:35 | 申請書記載箇所をお示して説明してくださいというお話を、                                       |
| 2:15:41 | していますそれで、   |
| 2:15:45 | その説明が資料11シリーズの12ページに、   |
| 2:15:50 | の最後のところに書いてあると認識していて、   |
| 2:15:56 | プロセス系ソウノ、   |
| 2:15:58 | パラメーターの計測範囲については設工認資料に記載しています。                                    |
| 2:16:04 | 期間については特に記載はしていませんという、  |
| 2:16:08 | 話になってるんですけども、ここの話だとさっきの15条3項の話と同じで、                               |
| 2:16:15 | 設工認側の話です或いは特に記載していないっていうことをもって、                                   |
| 2:16:21 | この23条3号の基準の適合性っていうところはちょっと言えないので、まずそこを、                           |
| 2:16:27 | しっかり説明をしていただく必要は、   |
| 2:16:31 | すでにあつたのかなっていうふうに思うんですけども。   |
| 2:16:35 | すす。ちょっとこれは今回変更するところじゃないので、  |
| 2:16:39 | そこ、それはそれとして、  |
| 2:16:41 | 置いといてですね、まず、  |
| 2:16:44 | 期間の話なんですけれども、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 2:16:52 | まず、テンパチの   |
| 2:16:56 | 6.3. 3.16. 3.3. 2、言ってるのは   |
| 2:17:02 | 先ほど言った、  |
| 2:17:03 | 安全保護系プロセス計装と安全保護機以外の、  |
| 2:17:09 | プロセス計装のところ、  |
| 2:17:11 | 2、   |
| 2:17:14 | 当たるかなと思ってますけど、   |
| 2:17:19 | そこでは、  |
| 2:17:28 | 事故時に、  |
| 2:17:30 | 土岐記録はできるんだっていうふうな言い方をしているので、想定されている事項の期間具体的にどう、どのぐらいの期間かってことは書いてないですけども、           |
| 2:17:41 | 次項、次の想定されてる期間においては監視できるっていう、   |
| 2:17:47 | 方針として期間を示されているのかなっていうふうに思いますけれどもそう読む。  |
| 2:17:55 | 読めばいいんじゃないかなと思うんですが、そこは、どう考えておられるんでしょうか。   |
| 2:18:01 | 九州電力の峰松です。   |
| 2:18:05 | こちらですねすみません具体的なことということで期待をさせていただいたんですが設置とか断面のところにおいてはですねおっしゃった通りですね事故時において、        |
| 2:18:16 | 安心記録できるものとするというのがそれぞれございまして、   |
| 2:18:21 | ですのでその期間及びその範囲についてちゃんと見れるような方針を立ててそこで基準適合、言っているようなことになります。具体的などころということと、すみませんちょっと、 |
| 2:18:33 | さっきのところまで、   |
| 2:18:35 | 早移りしてしましましてちょっとそういうところでこういうふうなご回答させていただいたものでそういうふうなことで、基準適合性を示しているものと考えており、        |
| 2:18:46 | はい、規制庁スズキそこ、ただそこは私はちょっと範囲っていうところはちょっと疑問があつてですね。                                    |
| 2:18:53 | 測定範囲、例えば圧力だったら何MPaか何MPaまでとかって、具体的に数字出なかったとしても、                                     |
| 2:19:04 | 想定される事項の、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:19:08 | 事故時に記録できるっていう時に対して何の事故を想定してるかっていうところがやっぱり明確にならないと、                         |
| 2:19:16 | 測定範囲ってよくわからないというふうに思っていて、それは例えば 15 条の 3 号にしても十七条の参考にしても、こんな事故を想定してそこに対応する。 |
| 2:19:32 | 範囲を見ますよとかっていう、何かしらのやっぱり  |
| 2:19:36 | 考えておくべきものがあるというふうに思っているんですね。で、実はこの測定範囲っていうのは実は厄介でして、                       |
| 2:19:48 | 最後の旧原子力安全委員会のす。  |
| 2:19:53 | 設計指針、平成 2 年 8 月に制定されたものの、  |
| 2:19:58 | 指針 47 では、  |
| 2:20:01 | 測定範囲の要求があるんですけど、ありまして当然これ、今の新指針にも引き継がれているんですけども、                           |
| 2:20:09 | そもそも、設計指針ができ上がった昭和 52 年の時には測定範囲が要求事項じゃなかったんですね。                            |
| 2:20:18 | 平成 2 年 8 月の時に要求事項として追加されているわけな。  |
| 2:20:23 | で、ところがその追加されたにもかかわらず、そこについて具体的に何かこう、                                       |
| 2:20:30 | 説明したものっていうのが、既許可の申請書を見ているとなかなか見つけられなくてですね。                                 |
| 2:20:39 | 私の記憶からすると、平成 2 年 8 月つうの。   |
| 2:20:45 | 指針。  |
| 2:20:46 | を適用する。   |
| 2:20:49 | できるための適合状況の確認っていうのを、   |
| 2:20:53 | 定期安全レビューPSRでやっていて、   |
| 2:20:56 | これ第 1 回のPSRでやっていると記憶してるんですね。そこで多分、   |
| 2:21:02 | その測定範囲について説明してるんじゃないかというふうに思うんで、   |
| 2:21:06 | もう、  |
| 2:21:07 | まずそこで、もう説明してる内容が、  |
| 2:21:11 | あるんだっただけですね、それに応じた、  |
| 2:21:15 | 申請書の記載っていうのが、されてしかるべき  |
| 2:21:20 | 何かのタイミングでですね、適正化されてしかるべきだったんじゃないかそのタイミングが今までなかったんですっていうことであれば、             |
| 2:21:27 | その内容今回のその 23 条、  |
| 2:21:33 | 3、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:21:34 | 5 の適合の説明として今回、適正化されてもいいんじゃないかな。  |
| 2:21:40 | 次、   |
| 2:21:41 | 思っていますのでここちょっと確認をしていただきたいなと思うんですけどよろしいでしょうか。   |
| 2:21:50 | 九州電力の峰松ですPSRのときにですねどのようなご説明をして、どういうふうなことをしたかをちょっと弊社内でも再確認させていただければと。                             |
| 2:22:01 | 思っております。その上で今回のところなんですけどその直接II納期とかのところを読み込んでそういう対象ですのでちょっと申請をそこでする、しないはちょっと別の話なのかなというふうに考えております。 |
| 2:22:16 | はい。とりあえず今回、  |
| 2:22:19 | もし仮に適正化が必要だとしてもそのタイミングでないっていうんであれば仕方がないと思いますけどとりあえず、測定範囲の適合性という観点で、                              |
| 2:22:30 | そのPSRの当時にどんな判断をしていたのかってところのまず説明を   |
| 2:22:37 | し、追加でしていただければなというふうに   |
| 2:22:40 | ます。  |
| 2:22:41 | はい。機種電力の峰松です趣旨、理解しましたので当時、どういうご説明させていただいたかというのをもう一度ご説明させていただければと思っております。                         |
| 2:22:52 | はい規制庁スズキです。それから先ほどの期間の話は、今、今日の審査、資料1シリーズの12ページでまた、   |
| 2:23:00 | 誤解を  |
| 2:23:02 | 与える可能性があるので今日のナンバー50人の回答として、また改めて修正したものを、  |
| 2:23:09 | 先ほどの   |
| 2:23:12 | 放射線管理施設呉の話も含めて、一緒に修正して出していただければなというふうに思います。お願いします。   |
| 2:23:21 | 九州電力の峰松です通しページ12ページ名の範囲と下の期間のところもなんですけど  |
| 2:23:30 | ちょっと許可のところではきかないところまで書いてますので合わせて50番PSRとか含めて綺麗な形でご提示させていただければと思っております。                            |
| 2:23:40 | はい。規制庁都築です。お願いします。   |
| 2:23:44 | 事実確認リスト。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:23:47 | どうしようかな。  |
| 2:23:50 | まずは、ここまでで一旦区切って、  |
| 2:23:55 | 今後の対応について、まとめたものを説明していただけますか。   |
| 2:24:05 | 九州電力峰松です  |
| 2:24:09 | 今作成しておりますので少々お待ちいただけますか、  |
| 2:24:12 | はい。わかりましたお声掛けください。  |
| 2:29:27 | 機種電力の峰松です。お待たせいたしました準備できましたのでご説明させていただきますと思います。どうぞ。   |
| 2:29:36 | はい。まず、4、No.40   |
| 2:29:39 | は泉からですがまずナンバー48ですが、   |
| 2:29:44 | 原子炉補機冷却水冷却器の除熱機能について、どのような事象で発生する熱負荷を考慮しているのかを、説明すること。  |
| 2:29:54 | ということで個別の、これが海田になるということをご説明させていただければと思っております。規制庁数今 48 から 49 に途中で飛んじゃって、すいません。申し訳ありません。ナンバー48-1 を、 |
| 2:30:08 | ご説明を  |
| 2:30:10 | させていただきます。  |
| 2:30:12 | No.48 は   |
| 2:30:14 | すいません原子炉補機冷却機能等の部分が該当するものということで、第5-9-1の図より鮮明な図をご提示させていただければと思っております。                              |
| 2:30:26 | 続いてナンバー49のところですが、   |
| 2:30:30 | こちらについて除熱機能についてどのような事象で熱負荷を考慮しているのかということをご説明させていただいてその最大値となるかということをご説明させていただければと思っております。          |
| 2:30:46 | 続いてナンバー50ですが、   |
| 2:30:49 | 2月9日付の資料1のNo.16の回答ですね、今、23条と31条混在してますのでナンバー50の回答として23条。   |
| 2:31:01 | の第3、サンゴ。  |
| 2:31:04 | オノだけの記載に修正をさせていただければと思っております。   |
| 2:31:09 | 続いて   |
| 2:31:11 | 何か51ですが、  |
| 2:31:13 | そちら   |
| 2:31:16 | で、ナンバー50で改めて回答する内容につきまして、その既許可本文5号への記載箇所っていうのを、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:31:25 | お示ししてご説明させていただく。   |
| 2:31:28 | という言葉。   |
| 2:31:29 | 思っております。   |
| 2:31:30 | 最後ナンバー52 ですが測線範囲の適合性についてはPSRGアノ当時の説明内容を確認しまして当時の内容をもう一度ご説明させていただければと思います。                |
| 2:31:42 | また   |
| 2:31:44 | 資料 1-1 のNo.1067 の回答、測定範囲期間の回答において今誤解を生じるような説明となっておりますのでそちらの回答内容見直させていただければと思っております。以上です。 |
| 2:31:58 | はい。規制庁鈴木です。内容はいいかなというふうに思いますので、これちょっと、か。   |
| 2:32:05 | 記録しますのでちょっとお待ち。  |
| 2:32:49 | はい。記録しましたので続けてナンバー53 に行きたいと思っております。  |
| 2:32:55 | No.53 は、3021 コウ関連のNo.19 の続きになります。  |
| 2:33:02 | No.19 の方は、3021 項の解釈のところで、  |
| 2:33:08 | 示している、   |
| 2:33:11 | 評価。  |
| 2:33:13 | 項目ですね。   |
| 2:33:14 | それぞれに対して厳しくなっているっていうことを説明してくださいということで、回答が来ておりますんで、                                       |
| 2:33:23 | 記載されてる内容は理解できましたので、ただ 1 点だけ。   |
| 2:33:28 | もともと解釈で書いてある動荷重の発生ですね、こちらについて何も触れてないようですので、動荷重が発生するのかもしれないのか。                            |
| 2:33:39 | ていところの説明を追加した上でもし、   |
| 2:33:44 | 発生しないので評価対象ではないということであればですね、   |
| 2:33:57 | 今日の資料の、  |
| 2:34:02 | 2 のですね。  |
| 2:34:06 | 25 ページですね。   |
| 2:34:10 | 25 ページの 1 項のところで、  |
| 2:34:15 | 設計方針、  |
| 2:34:17 | ほぼ頃、両括弧 3、   |
| 2:34:20 | ローマ線量(1)アルファベットAポツ、  |
| 2:34:23 | 両括弧あるアルファベットAAに記載しているが、という。  |
| 2:34:28 | ところで 13 条の適合性確認における評価の結果ってというような、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:34:33 | 形になってんですけども、ここだね。                                  |
| 2:34:38 | どう荷重は関係なければ、                                       |
| 2:34:40 | なお書きか何かでそこを明記しておいていただければなというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。   |
| 2:34:56 | 九州電力峰松です。趣旨、理解しましたので恫喝発生を考慮し、                      |
| 2:35:03 | 想定されておりませんのでこちらの方、そちらの方に追記させていただければと思っております。       |
| 2:35:11 | はい規制庁スズキですでは、ナンバー54に移ります。ナンバー54は32条6項関連で、          |
| 2:35:18 | ナンバー22の続きになります。                                    |
| 2:35:22 | と、   |
| 2:35:27 | ナンバー22で、ここも  |
| 2:35:31 | 熱の発生元っていう話を、                                       |
| 2:35:34 | していますけれども、   |
| 2:35:39 | 結局、どんな熱を。  |
| 2:35:42 | 農家を見ているかっていう。                                      |
| 2:35:45 | ところですけども先ほどの                                       |
| 2:35:52 | ナンバー、あ、ごめんなさい、22条関連の、                              |
| 2:36:04 | No.48の詳細な  |
| 2:36:09 | 補記ず、呉で見えればわかるのかもしれませんが、                            |
| 2:36:16 | 以前ですね放射線被曝関連で、                                     |
| 2:36:23 | 燃取用水の格納容器スプレイっていうのを、最初にやって最初から切り替えるまでやりますっていうふうに   |
| 2:36:32 | 言ってましてその時に、格納容器の中に、                                |
| 2:36:36 | 燃取用水ピットのエネルギーを持ち込めますよねっていう話を、                      |
| 2:36:43 | していますので今回も同じように、その発生元っていうのを個別に設定してるのかし、してないのか、例えば、 |
| 2:36:53 | 格納容器スプレイポンプの発熱なんかは格納容器スプレイの、                       |
| 2:36:57 | 持ち込みのエンタルピーでもう込み込みでやっているのか、そうじゃなくて別で、受け持っていてそもそも、  |
| 2:37:06 | 格納容器の中で発生する熱ではない、ないですよ他にも沖側で回りますっていうんだったらそういう説明を、  |
| 2:37:13 | していただければなというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。                 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:37:25 | 九州電力空の峰松です。ご趣旨としては格納容器スプレイポンプが再循環運転に入ったときの発熱をどのように考慮しているかということをご回答すればよろしいということでもよろしかったですでしょうか。 |
| 2:37:40 | はい。規制庁鈴木です。  |
| 2:37:44 | 再循環運転に入っている時でも入ってないだけでも、どちらでも構わないんですけれども、要するに、   |
| 2:37:52 | 格納容器の中で、発生した熱、それから格納容器の中に持ち込む熱、  |
| 2:38:00 | 出ちゃってない。単純に、   |
| 2:38:02 | 格納容器中の温度より低かったとしても、エネルギーは、   |
| 2:38:06 | 熱エネルギーを持ち込むこととなりますので、そういったものを全部含めて、  |
| 2:38:11 | どんな熱を考慮しているかっていうところを明確にしてもらいたい。  |
| 2:38:20 | 九州電力の峯村です。どのようなニーズを設計上考慮しているかということをご説明させていただければと思っております。                                       |
| 2:38:31 | はい。規制庁鈴木です。その上でですねナンバー54のまた書きのところなんですけど、これカクカクの施設ではないんですけれども、加圧器逃しタンクに、                        |
| 2:38:44 | のところってこれ元例だっていう話を、ちょっと別のヒアリング分野のヒアリングで確認してもらって確認して、  |
| 2:38:55 | いきました。で、   |
| 2:38:58 | ここに放出された。  |
| 2:39:01 | 蒸気の熱エネルギーっていうのは、加圧器逃しタンクの中のスパーージャを介して、   |
| 2:39:08 | 凝縮されて、当然、そのの、  |
| 2:39:12 | に貯めておくんですよっていう方ことになるのかなというふうに思っているんですけれども。   |
| 2:39:19 | ただ一方で、そこにたまった熱って、断熱になってるわけじゃないので、  |
| 2:39:25 | 格納容器の中に対する伝熱が、   |
| 2:39:29 | あるのかなっていうふうに思っているんですがここの熱ってどういうふうに扱われるんでしょうか。  |
| 2:39:35 | 説明をお願いします。   |
| 2:39:43 | 収集電力の峰松です。おっしゃる通りそのものについてはそこで溜まって熱を置いているので、その中に熱を持っているような状態になってます。                             |
| 2:39:57 | ただし  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:39:59 | 事象の評価におきましては、  |
| 2:40:02 | その熱というのはLOCA時の時に、RCPBから、   |
| 2:40:07 | 水が放出された時の熱エネルギーを見てますので、そちらの事象の中で評価できてそういう中で、                           |
| 2:40:15 | 確認できていると思っております。   |
| 2:40:17 | 規制庁スズキイセアノ。  |
| 2:40:19 | エネルギーの保存についてはそうだと思うんですけども、   |
| 2:40:24 | 格納容器の中に置かれている加圧器逃しタンクにたまった熱エネルギーってというのが先ほど言ったように、断熱ではなければ、格納容器の中に、     |
| 2:40:38 | 少なからず電熱される。  |
| 2:40:40 | プラスオンされるものかと思うんですけども、  |
| 2:40:44 | その辺はどういうふうに扱っているのかってところをお聞きしたい。  |
| 2:40:57 | 少々お待ちいただけますか。  |
| 2:41:00 | 規制庁スズキでちょっとだけ補足しますと、まず、  |
| 2:41:06 | 格納容器のNo.19でお答えいただいているので、   |
| 2:41:16 | 原子炉容器んが、もともと持っている熱、それから崩壊熱ってというのが、                                     |
| 2:41:25 | ブローダウンしてくるっていう。  |
| 2:41:27 | ものと、その一部分ってというのが、加圧器逃しタンクに、  |
| 2:41:34 | 逃れる、   |
| 2:41:35 | 状況であれば、逃れる、  |
| 2:41:38 | いや、それはそもそもこの   |
| 2:41:41 | 想定事象では逃れないっていう。  |
| 2:41:45 | 想定なので、そもそもそれはもう、   |
| 2:41:50 | 加圧器逃しタンクからのエネルギーってこのを見る必要はなくて、   |
| 2:41:55 | ブローダウン側の方で、もともとと思ってた熱が放出されるっていうのを見ているんですっていうような、                       |
| 2:42:03 | 話であれば、そこは、想定事象市からシムラ関係ないのかなっていう気はしているんですけどその状況がどうなのかってところをお聞きしたいってことで、 |
| 2:42:17 | 九州電力の峰松です今おっしゃられた観点で下のスズキさんご認識の通りです。                                   |
| 2:42:27 | はい。店長規制庁宗です。わかりましたそこは。ということは、No.19で答えていただいた状況において、                     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 2:42:36 | 加圧器逃しタンクからの放出エネルギーはないっていう状況としてはないと、想定で想定もされないという、          |
| 2:42:46 | こと。  |
| 2:42:47 | だという認識ができましたので、ちょっとそこについても、そういう説明を難波 54 の回答として書いて、         |
| 2:42:58 | 九州電力の峰松ですまた以降のところは、  |
| 2:43:03 | 加圧器逃しさんからの補この事象においてそういうエネルギーがないということをご追記させていただければと思っております。 |
| 2:43:11 | はい。規制庁鈴木ですお願いします。では続けて、No.55 です。                           |
| 2:43:17 | これは 32 条 8 項関連でして、ナンバー23 の続きになります。                         |
| 2:43:25 | ナンバー23 は本文 5 号口、両括弧 3 括弧龍馬ローマ数字 1、                         |
| 2:43:34 | アルファベットAポツ、両括弧アルフレッドA、ここで書いてある。                            |
| 2:43:40 | 制御用圧縮空気設備及び格納容器減圧装置、これが結局何なのかっていう、                         |
| 2:43:49 | 話を聞いていたところです。これについては、ナンバー23 の回答として、                        |
| 2:43:59 | 当間安全解析場を想定する。  |
| 2:44:04 | 評価を、最低限やらなきゃいけない期間として 30 日っていうのが、                          |
| 2:44:09 | 旧安全委員会の安全評価指針の方で定められているので、                                 |
| 2:44:15 | それ以降のについての話ですっていう、   |
| 2:44:20 | ことが説明されていますんでそうなんだろうなっていうふうには思うんですけども。                     |
| 2:44:27 | まずですね、   |
| 2:44:31 | 本文、  |
| 2:44:32 | うん。  |
| 2:44:34 | 午後ろ。   |
| 2:44:35 | の、   |
| 2:44:36 | 両括弧 3 ローマ数字、両括弧 1 のアルファベットAポツ両括弧アルファベットAA、                 |
| 2:44:42 | この中に、  |
| 2:44:46 | ここで記載しているものっていうのが、   |
| 2:44:51 | 32 条として、   |
| 2:44:54 | ええと、登用させなきゃいけないものなのかどうか、ちょっとそこがよくわからなくてですね。                |
| 2:45:01 | もし登場させなきゃいけないのであれば、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:45:06 | 当然本文 5 号の李とかテンパチとかテンジュウとかにも、  |
| 2:45:10 | 登場してくるはずなんですけど。   |
| 2:45:15 | そこは何一つないんですね記載が、記載がないと理解しているんですがまずそこ。                               |
| 2:45:20 | 記載ないという理解で、間違いないでしょうか。  |
| 2:45:30 | 九州電力のウエハラで少々お待ちください。  |
| 2:45:34 | はい。準備できたらお声掛けください。  |
| 2:47:55 | すいません。お待たせしました九州電力江原です。   |
| 2:47:58 | はいどうぞ。  |
| 2:48:00 | 32 条 8 項関連の安全施設として、鈴木さんがおっしゃっていただいた通り、戦略キャッシュ                       |
| 2:48:08 | 設備とか、格納容器均圧装置については安全施設ではなくて記載についてもありませんという状況です。                     |
| 2:48:15 | 以上です。はい、規制庁鈴木です。そういったことでいうと、  |
| 2:48:20 | 今よりどころとしては、あくまでも、   |
| 2:48:25 | 旧安全委員会の指針類、安全評価指針の中で言っている。  |
| 2:48:31 | 可燃性ガスの制御についての、  |
| 2:48:38 | 評価期間 30 日っていうところしか掘り所がないんですけどもそもそも、                                 |
| 2:48:44 | ここ  |
| 2:48:47 | 格納容器の閉じ込め機能の使命期間として、  |
| 2:48:52 | その使命期間において健全性を維持、   |
| 2:48:55 | 健全性という言い方はあれですけど、   |
| 2:48:58 | 格納容器からの放射性物質の、  |
| 2:49:02 | 漏えいっていうのをちゃんとコントロールできると、いうことの使命期間として考えるものだと思っているので、                 |
| 2:49:11 | それについては、同じく安全評価指針の中のブロック。   |
| 2:49:16 | ローマ数字 1 の、ローマ数字 1 ポツのアラビアツジ 3 ポツ 3 ポツ後の両(10)というところに、                |
| 2:49:24 | 放射性物の異常な放出数のELOCAについての、   |
| 2:49:29 | 評価期間の規定がありますけれども、そこでは、格納容器内圧が、                                      |
| 2:49:36 | 原子炉格納容器からの漏えい、放射性物の漏えいですね、これを無視できる程度に低下するまでの期間というのを評価期間と定めますというふうに、 |
| 2:49:45 | 言ってるわけですからこの、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:49:48 | 放射性物質の漏えいがもしできる程度になる期間として 30 日ですという<br>ことが示せるのであれば、                       |
| 2:49:58 | 先ほど言った設備ってそれ関係ないですよって簡単に聞いてとれる<br>んですけれども、                                |
| 2:50:07 | そこは示されないってなると、ちょっと  |
| 2:50:09 | 難しい問題になってくると。   |
| 2:50:12 | いうふうに思いますんで、まずそこを示していただきたいなというふうに<br>思っているのと、仮に 30 日で示され、示すことができなかつたとしても、 |
| 2:50:22 | 先ほど言った二つの設備がもう、   |
| 2:50:24 | どうにも登場しないと。   |
| 2:50:29 | 可燃性ガスの  |
| 2:50:32 | 限界値を超えてしまうっていう。   |
| 2:50:37 | ところまでぎりぎりまでの期間に置いて、先ほど言った放射性物質の漏<br>えいが無視できる程度になっていけばそのあと仮に超えて、           |
| 2:50:48 | 格納容器のバウンダリーが、   |
| 2:50:51 | 破損したとしても、そこはもう使命期間過ぎた後だっていう、  |
| 2:50:57 | ことに。  |
| 2:50:58 | 繋がるのかなっていうふうに思いますので、そういった説明をちょっとし<br>ていただけないかなというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。   |
| 2:51:13 | 月収電力の植原です。  |
| 2:51:16 | 後にご説明いただいた内容ちょっと急いがありまして、   |
| 2:51:23 | 安全評価指針、   |
| 2:51:24 | 事故の評価期間として原子炉格納容器ないやつが、原子力系の容器<br>からの漏えいが無視できる程度に低下するまでの期間ということで、         |
| 2:51:34 | 光線被ばく関係で 30 日と、800 発生後 30 日というふうに、  |
| 2:51:41 | 使命期間が 30 日ですというのを説明するという観点でいきますと、   |
| 2:51:46 | こちらにつきましては、申請書中には記載はないんですけれども、  |
| 2:51:53 | 補足説明資料ですね。  |
| 2:51:55 | ええ。   |
| 2:52:02 | 1 月 13 日の審査会合資料の 2-4-1 の補足説明資料の 13 条の、                                    |
| 2:52:08 | 越智ページでいきますと、346 ページ。  |
| 2:52:19 | こちらに、原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器漏えい率についてと<br>いうことで、                                 |
| 2:52:27 | 放射性物質の漏えいを想定したときにどのような、   |
| 2:52:31 | CVからの漏えいを想定しているかというのを記載させておりまして、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:52:37 | 下ページでいきますと13条の別添3の別紙1-2ですね、通しページ347ページの図1の、   |
| 2:52:46 | こちらの方に原子炉格納容器の漏えい率の図についてお示しさせていただいております、  |
| 2:52:53 | こちらについてこの図の範囲といいますのが、ちょうど30日期间となっております。   |
| 2:53:00 | こちらを見ていただければわかるんですけども、圧力とし、漏えい率としては0.05%/dayとなっております十分低いような漏えい率になっているのを示させていただいております。 |
| 2:53:14 | 以上です。規制庁杉です私が言ったのは放射性物の異常な放出の、  |
| 2:53:20 | 評価期間の話をしていて、漏えい率として十分小さくなってるかどうかという。  |
| 2:53:27 | 話ではないです。格納容器からの、  |
| 2:53:31 | 放射性物質の漏えいが無視できる程度。  |
| 2:53:35 | のほうですので、  |
| 2:53:38 | ないやつが十分無視できる程度下がってるかどうかという。   |
| 2:53:43 | ことでここを言っているんじゃないと理解しているんですけども、内圧が十分下がっているという。   |
| 2:53:50 | こと。   |
| 2:53:51 | イコール、もうその漏えいが無視できるというふうになるんですか。   |
| 2:53:59 | 九州電力の植原でございます。  |
| 2:54:02 | 衛藤。   |
| 2:54:03 | こちらのグラフに合わせまして、   |
| 2:54:08 | 抗生物質の漏えいが無視できるというのを判断するために、ちょっと補足説明資料では、現状を記載していないんですけども、                             |
| 2:54:18 | 事故の評価期間が30日間というふうになっていますけれども、   |
| 2:54:23 | その前にあります最後の漏えい率ですね30日後の漏えい率が、   |
| 2:54:28 | 今後漏えい率はずっと下がっていくはずなんですけれども、0.05%/dayでずっと6日間まで続いたとき、                                   |
| 2:54:36 | の値は評価しております、  |
| 2:54:39 | そちらについては、要素が5%程度の増加で、   |
| 2:54:43 | 希ガスについては1%程度の増加ということでしたので、そちらを踏まえて、無視できるほど小さい、低下しているというふうに、                           |
| 2:54:52 | 判断しております。   |
| 2:54:54 | 規制庁鈴木です。はい。その話を書いていただければ、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:55:00 | とりあえずは説明が、  |
| 2:55:02 | 整合するのかなって感じがしてそれであれば、                                     |
| 2:55:06 | 制御用圧縮空気設備とかこの容器減圧装置っていうのは、                                |
| 2:55:12 | 特段、   |
| 2:55:13 | 必要ないんだという、理解になるのかなっていうふうに思いますけれども、                        |
| 2:55:20 | ちょっとその説明を加えていただけますか                                       |
| 2:55:23 | ナンバー55 の回答として、  |
| 2:55:30 | C電力の上原です。はい、承知しましたNo.55 の回答の中に、                           |
| 2:55:37 | 今、ご説明させていただいたような内容について記載させていただきます。                        |
| 2:55:41 | 以上です。   |
| 2:55:43 | はい。規制庁鈴木ですでは続けた千波えっと、                                     |
| 2:55:48 | 要素については、  |
| 2:55:51 | 残存 5%ですっていう、  |
| 2:55:54 | ところについては、   |
| 2:55:57 | 放出量そのものっていうよりかは、実効線量として無視できるっていう理解でよろしいですよ。               |
| 2:56:07 | はい、ご認識の通りです。  |
| 2:56:09 | はい。末広柘植さんのそういう趣旨で書いていただければいいかなというふうに思いますのでお願いいたします。では続けて。 |
| 2:56:16 | ナンバー56 に行きたい。   |
| 2:56:19 | ます。   |
| 2:56:21 | これは、  |
| 2:56:23 | 16 条 1 項 1 号、   |
| 2:56:26 | 燃料取扱施設についてです。   |
| 2:56:31 | ナンバー26 の続きでして、  |
| 2:56:55 | もともと、ナンバー26 で何を言っていたかという、                                 |
| 2:57:02 | この 1 項 1 号の   |
| 2:57:04 | 基本的な設計方針っていうのは本文 55、炉の両括弧 3。                              |
| 2:57:11 | 両括弧ローマ数字 1、アルファベットAボツ、括弧                                  |
| 2:57:15 | アルファベット形。   |
| 2:57:16 | ここで燃料体、要するに新燃料と使用済み燃料を両方合わせて、                             |
| 2:57:23 | 説明を   |
| 2:57:24 | していて、それに対して、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 2:57:29 | 溶融しないというような、  |
| 2:57:32 | 説明になった。   |
| 2:57:33 | で、  |
| 2:57:34 | その時に、使用済み燃料については、本文 5 号、                              |
| 2:57:41 | の方で、  |
| 2:57:45 | 水球で扱うっていう話をしているので、そちらの方は、使用済み燃料の扱い方としてずっと水中で扱いますっていう、 |
| 2:57:56 | 話になっているんですけども、新燃料については、                               |
| 2:58:01 | 期中で扱うところがありますよねっていう話でここについての、                         |
| 2:58:08 | 当説明をして欲しいと言ったところ新燃料崩壊熱影響がないので、                        |
| 2:58:16 | そもそもこの  |
| 2:58:20 | 1 個 1 号として衛藤。   |
| 2:58:34 | 1 項 1 号の 3 号、   |
| 2:58:37 | ごめんなさい、16 条、  |
| 2:58:39 | コウサンゴですね、間違えました、1 項 3 号ですね。                           |
| 2:58:43 | 3 号と、   |
| 2:58:45 | そして、  |
| 2:58:47 | 燃料体が溶融しないっていうところは、                                    |
| 2:58:50 | 説明できるというお話をいただいていますんでそれは当然そうだなというふうに思いますので、           |
| 2:58:59 | ちょっと言葉の定義上、   |
| 2:59:02 | 燃料体って言うところに、新燃料を含まないよっていう趣旨をですね。                      |
| 2:59:11 | 今日の   |
| 2:59:13 | 資料でいうと、資料 2 の、  |
| 2:59:23 | 11 ページの、  |
| 2:59:25 | 16 条 1 項 3 号ですね。                                      |
| 2:59:29 | サンゴのところの、   |
| 2:59:37 | 4 号の申請×の、   |
| 2:59:40 | ところで、燃料取扱燃料集合体要員達することのないことを、                          |
| 2:59:46 | 確認しており、っていうところは、                                      |
| 2:59:50 | 確認してるのは使用済み燃料という形で書いていただいて、                           |
| 2:59:56 | 新燃料については崩壊熱の影響がないので                                   |
| 3:00:02 | ここについての   |
| 3:00:06 | 評価対象外みたいなことを、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:00:09 | なお書きで書いといてもらえればわかりやすいかなというふうに思いますので、   |
| 3:00:14 | その対応をお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。   |
| 3:00:19 | イシイ電力のタケツグでございます承知いたしました。条文整理用の 16 条 1 項 3 号のところ AA として、                         |
| 3:00:26 | 取り扱い事業 1 使用済み燃料が余裕に達することのないことを確認しており、と記載するのと、なお書きで、新燃料については崩壊熱が発生しないため溶融することはない。 |
| 3:00:38 | 当間記載をしたいと思います。以上です。  |
| 3:00:41 | はい。規制庁鈴木です。お願いします。では続いて、   |
| 3:00:47 | 資料 5、事実確認シートナンバー 57 です。これは 16 条 2 項 2 号炉関連で使用済み燃料、                               |
| 3:00:56 | ピットの話になります。で、先ほど取扱施設側の方で、結局泉燃料は、水の中で扱います。当然、                                     |
| 3:01:08 | 16 条 2 項 2 号炉の   |
| 3:01:11 | 使用済み燃料については、   |
| 3:01:20 | 崩壊熱より、溶融しないものであること、それが最終ヒートシンクへ熱を輸送できる。  |
| 3:01:28 | ものであると、そういう要求が、  |
| 3:01:32 | ありますのでそこについて、  |
| 3:01:41 | 第 1 期中の水中で扱えば溶融しないとしていることについて説明をしてくださいというお話を、                                    |
| 3:01:50 | してまして、こちらについては、  |
| 3:01:54 | 12 月 26 日付補足説明資料と言ってますけど今の 1 月 30 日の審査会合資料の、                                     |
| 3:02:05 | 2-4-1 でも同じだと思いますので、  |
| 3:02:08 | その 16 条の別添 3、  |
| 3:02:12 | 見ました。で、  |
| 3:02:15 | そこに書いてある内容は、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備その浄化系この能力の説明を、                                     |
| 3:02:25 | しているようですので、私が直接聞いたかったのはそこではなくって、   |
| 3:02:32 | 使用済み燃料が、   |
| 3:02:33 | 崩壊熱よりにより溶融しないもの。   |
| 3:02:37 | であってという、その説明が、   |
| 3:02:40 | 欲しかったというところです。で、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:02:43 | 溶融しないかどうかというところについては、使用済み燃料からピット水への伝熱の説明をする必要が、                               |
| 3:02:53 | あるというふうに思ってますが、   |
| 3:02:56 | 例えばですね、プール核沸騰領域の熱流束を担保できるような状況に、  |
| 3:03:04 | あるんだっていうことが、説明できるのであればそう。当然そんなのは、余裕することないなっていうふうに思うんですけども。                    |
| 3:03:13 | そういったところについて説明をお願いします。  |
| 3:03:20 | 中電力のタケツグでございます。今お進めいただいた資料ですねせ、e-冷却能力について野辺さんの資料なんですけども、                      |
| 3:03:30 | その資料の運天さん6ページの方の評価結果でございますけど、こちらは例えば一段落目等ですね。                                 |
| 3:03:41 | 2丁目カラー使用済み燃料、宇井久米の後ろの方から主蒸気燃料ピットの水平平均温度は評価基準を満足しており、                          |
| 3:03:52 | 崩壊熱により燃料ダイウを有することはないと記載してあります通り、SFPの水が一定に保たれてるということは冷却できて、燃料が冷却できているということなのは、 |
| 3:04:03 | 崩壊熱により燃料体等は用意することはないということをご説明できるかなと考えているのですが、                                 |
| 3:04:10 | 規制庁でそれは物理学的に違うこと言っていて、熱平衡計算をした時において発熱量が除熱量と、                                  |
| 3:04:19 | 釣り合うが釣り合わないかどこで釣り合うのかって議論をしている話です。私が言ってるのは、                                   |
| 3:04:26 | 燃料、   |
| 3:04:28 | 湯1点目は燃料被覆管表面から、   |
| 3:04:32 | ピットの水への伝熱がどのようにな状況になっているのかっていうことを言わないと、                                       |
| 3:04:40 | 燃料が崩壊熱より溶融しないかどうかは説明できないですよってことを言ってるんです。                                      |
| 3:04:56 | 武主務。  |
| 3:04:59 | 九州電力のタケツグでございます。  |
| 3:05:01 | ですね、文章として鍛えてないのかなというところかなと思う。受けとめておまして、                                       |
| 3:05:13 | SFPの水が基準値を満足してますで燃料化、燃料についてはSAP野木呉において、                                       |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 3:05:22 | 阿南柿木が知らされてます。なので、  |
| 3:05:26 | その水の温度が一定温度に保たれてれば冷却できてますよねというところをもう少し明確に記載するというような趣旨でよろしかったでしょうか。いや、規制庁スズキでちょっとそれだとなんか分アカシ過ぎててよくわからなくて私が。 |
| 3:05:40 | 聞いているのは熱水力の話で、   |
| 3:05:43 | ものすごくコウノ燃料がものすごいサブクール度の高いプールの中に沈み込んでいたとしても、  |
| 3:05:52 | サブクール水での膜沸騰熱伝達を、進展するっていうのは普通あり得るんですね。  |
| 3:06:02 | 膜沸騰熱伝達になったとすると熱流束べらぼうに落ちるので、   |
| 3:06:07 | 燃料の温度はドーンと上がってくわけなんですよ。一般のですね一般の   |
| 3:06:13 | そういった状況になってない、つまり核不プール核沸騰の状態であれば、  |
| 3:06:20 | 被覆管の表面はプールの水温と同じで、その状況で、   |
| 3:06:26 | 被覆管表面の境界条件が定まっていれば、  |
| 3:06:31 | 燃料被覆管燃料ペレットの中心までの温度勾配っていうのは、例えば、町は平均みたいなものを使って計算してみても全然低いですと。  |
| 3:06:42 | ゆ融点なんかに当然いきませんと、そういう説明が本来、   |
| 3:06:47 | しないと、この、本当に溶融しないかどうかって説明できないはずなんですよ。   |
| 3:06:55 | そういうことを説明して欲しいというふうに言ってるんですけども。  |
| 3:07:00 | よろしいですか。   |
| 3:07:47 | 井清電力ノダケットクでございます。最後のご説明いただいてありがとうございます。  |
| 3:07:52 | 本資料のどっかに書き出すような形で今の指針のよ。内容を書きたいと思しますのでまた次回、ご説明させていただきます。以上です。  |
| 3:08:06 | はい。規制庁鈴木です。  |
| 3:08:10 | 物理学的に説明してほ   |
| 3:08:12 | すればっていうことを私へて、例えば言ったので、  |
| 3:08:17 | 物理学的じゃなくても別に、実際に燃料観察してもそんなことはないですっていうところでも別に構いませんので、とりあえず、そういった観点での説明をまず、                                  |
| 3:08:28 | していただいた上で先ほど、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:08:31 | 説明していただいた 16 条の別添 3 で言っている、ヒートシンクへ熱を輸送できている。          |
| 3:08:38 | というその能力の説明につなげていただければなというふうに思います。                     |
| 3:08:43 | では続けて、資料 5 の技術確認書 No.58 に行きます。                        |
| 3:08:49 | こちらについては、37 条 1 項関連で、                                 |
| 3:08:58 | No.31 の続きになります。                                       |
| 3:09:12 | もともと No.31 というのは、                                     |
| 3:09:24 | SA に至る恐れがある。  |
| 3:09:28 | 要するに炉炉心の損傷に至るか至らないかというような観点での、                        |
| 3:09:35 | 垂涎として、  |
| 3:09:39 | 復水タンクを二次系のフィードアンドブリードに使用し、して、その                       |
| 3:09:46 | 高圧の高圧時の除熱をできる対策としますっていう。                              |
| 3:09:52 | 説明があったところに対しての、続きになります。                               |
| 3:10:20 | ここの   |
| 3:10:22 | 内容というのは、私の理解では、                                       |
| 3:10:28 | 37 条直接的ではなくって、  |
| 3:10:32 | 設置許可基準規則 56 条の水を供給するっていう、                             |
| 3:10:37 | ところに、   |
| 3:10:39 | 関連して、   |
| 3:10:42 | SA の技能ですね、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を、 |
| 3:10:52 | 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の略ですけど、これの 1 ポツ、13、             |
| 3:10:59 | 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等の                                  |
| 3:11:03 | 対象設備を活用した耐震手順等の検討の一部だというふうに、                          |
| 3:11:10 | 理解しています。で、  |
| 3:11:15 | そうすると、今、  |
| 3:11:17 | 実は今日の資料でいうと、  |
| 3:11:27 | 資料 2 の、   |
| 3:11:31 | 37 条を見ますと、  |
| 3:11:39 | 37 条の 1 項が 29 ページにあって、                                |
| 3:11:44 | 今の内容をですね  |
| 3:11:49 | 今回、変更内容として、   |
| 3:11:51 | 37 条 1 項として入れてますっていうことが、変更内容の欄で、                      |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:11:58 | (4)号炉の一つ目の中ポツ安全評価等における炉心に係る条件の変更括弧。                       |
| 3:12:05 | 炉心崩壊熱、  |
| 3:12:08 | 必要な資源の評価ということで、   |
| 3:12:12 | 書いていただいているんですけども、先ほど言いましたように私の理解だと、                       |
| 3:12:19 | SA機能の 1.13 に、ひもづく内容だというふうに考えていますので、                       |
| 3:12:33 | 今日の資料で言うと資料 3 の、  |
| 3:12:39 | 6 ページですね。   |
| 3:12:42 | 今言った内容が 6 ページの一番下。  |
| 3:12:45 | 赤字で、  |
| 3:12:48 | 書かれて書いていただいたところですけども、これ自体が、37 条に直接紐づくんじゃない。               |
| 3:12:58 | SA技能に紐づいてくるところだと思うので、                                     |
| 3:13:03 | ここに例えば、   |
| 3:13:04 | 注記を打ってですね、清木の 1.13 に該当する項目とかですね。                          |
| 3:13:11 | そういうふうにされた方が誤解がなくていいんじゃないかなというふうに、                        |
| 3:13:16 | 思いますけれども、私の理解と、   |
| 3:13:23 | いや、   |
| 3:13:24 | 修正の仕方っていうところをいかがでしょうか。                                    |
| 3:13:28 | 九州電力の織田です。  |
| 3:13:30 | ここお示している評価というのは、37 条の、                                    |
| 3:13:38 | 事象が成立するかという観点で確認してるものと考えておりまして、確かに技能側で整備している手順を使用してですね評価、 |
| 3:13:47 | しますが、   |
| 3:13:49 | その手順自体今回変更してるものではなくて 37 条において事象今回                         |
| 3:13:57 | 資源の評価として、   |
| 3:13:59 | その事象が成立するかという観点で今回 5 ヶ月辺が変わるところを、                         |
| 3:14:04 | 評価している位置付けカトウに、   |
| 3:14:07 | 考えておりますので、案で一応 37 条に紐づいたアノ評価ということで現状は、今のよう形で記載をさせている。     |
| 3:14:18 | と考えている。   |
| 3:14:20 | 以上。   |
| 3:14:21 | ちょっとスズキです。それはつまり、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:14:25 | 37 条 1 項の有効性評価の入力になるようなタイムチャートにこの   |
| 3:14:32 | 注水継続時間 0.1 時間短くなるってということが直接的な。  |
| 3:14:38 | 影響を与えるようなものになっているっていう   |
| 3:14:43 | 九州電力の小田です直接でキーではないんですけどその次のタイムチャートで書いてある時間が成立するかという観点で、その資源の評価も確認をしているという位置付けになるかと思います。 |
| 3:14:55 | 規制庁鈴木です。それは、  |
| 3:14:58 | 重野評価の方であって、最終的に有効性評価で、  |
| 3:15:05 | 使うタイムチャートそのものにそれがはい。0.1 が短くなった。   |
| 3:15:10 | タイムチャートが入ってきてる。   |
| 3:15:15 | 具体的に 37 条 1 項で見べきタイムチャートが記載されている。   |
| 3:15:21 | 箇所で、  |
| 3:15:22 | 既許可の申請書の箇所で示していただければわかりやすいんですけども、   |
| 3:15:28 | 少々お待ちください。  |
| 3:18:14 | 九州電力の織田です。お待たせしました。   |
| 3:18:19 | はい。中の   |
| 3:18:23 | 土岐許可の申請書にはなるんですが、   |
| 3:18:27 | 今回資源の評価関連する全交流動力電源喪失、   |
| 3:18:31 | 作業と所要時間という多分ちゃんと載せておりました、ただ 34 号炉で厳しいほうの結果を載せておりますので、3 号の方が、                            |
| 3:18:42 | 9 月時間短くなっておりました、  |
| 3:18:47 | 復水タンク、復水ピットへの供給のところ備考で蒸気発生器の注水は復水タンクピットの水が枯渇する時間、約 14 時間まで対応が可能であるというところを記載する。          |
| 3:18:59 | しておりました、ちょっとその 14 時間というところは 3 号、  |
| 3:19:02 | の数字あるんですけども、何でこの有効性評価のタイムチャートとして成立するかという観点で、この資源の評価関係をしてくれないよう、                         |
| 3:19:13 | いなくても、  |
| 3:19:16 | 規制庁スズキですみません、具体的な、  |
| 3:19:20 | 番号は、  |
| 3:19:21 | 図版は何番ですか。   |
| 3:19:26 | すみません。少々お待ちください。  |
| 3:20:25 | 九州電力の小畑さん渡しました図版でいいますと添付書類 10 の第 7 ポツ 1 ポツ 2 ポツ 6、                                      |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:20:33 | 図の 2 分の 2 になり   |
| 3:20:44 | 2 分の 2 のどの辺り。   |
| 3:20:48 | 一番右上のところですね、右上で、タイムチャート書いてある。                                   |
| 3:20:54 | ちょうどこの 2 分の 2 の一番上から 2 二つ目の行が福祉品の供給になりましてその一番右の備考欄。             |
| 3:21:03 | 記載をしております。  |
| 3:21:07 | 規制庁数ですね、復水ピットへの   |
| 3:21:11 | 供給、   |
| 3:21:17 | の、  |
| 3:21:19 | どれに変え、  |
| 3:21:21 | どうするん。  |
| 3:21:25 | 州電力の小田です。蒸気発生系の注水復水ピットへのみのピットの水が枯渇する時間は 514 時間までに対応が可能であるという記載。 |
| 3:21:36 | があるかと思えます 14 時間。  |
| 3:21:42 | 厳しい 3 号炉の結果になっております。  |
| 3:21:45 | 14 時間って記載になってるんですか。   |
| 3:21:52 | ええ。   |
| 3:21:53 | 藤。  |
| 3:21:57 | 上の 2 分の 1 で、  |
| 3:22:00 | 2 次系強制冷却開始 30 分から開始しMaaSっていうふうになって、                             |
| 3:22:07 | ていて、  |
| 3:22:09 | それに、  |
| 3:22:11 | 対して、  |
| 3:22:13 | もともと、   |
| 3:22:19 | 給水、   |
| 3:22:25 | 継続時間は 0.1 時間短くなる。   |
| 3:22:30 | ということは、   |
| 3:22:33 | どこかがショートするんですよっていう。   |
| 3:22:37 | 話だと思うんですけども、  |
| 3:22:40 | それをしようとする時間までに、復水ピットへ補給できるようにしなきゃいけないっていうのが、                    |
| 3:22:50 | 14 時間後までにしなきゃいけないんですっていう、その内数に入るってことですか。                        |
| 3:23:01 | 優秀電力のオダです内数そうですね  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:23:07 | 復水タンクが何もしない場合だと、14 時間で枯渇しますよというところで、               |
| 3:23:14 | 実際の手順上はどれぐらいでできん。できますというのが、このタイムチャート。              |
| 3:23:21 | で、   |
| 3:23:21 | その 10 時間の枯渇の時間がタイムリミットがどこかっていうところが変わってくるという        |
| 3:23:27 | これね。   |
| 3:23:32 | 規制庁数。  |
| 3:23:34 | です。  |
| 3:23:37 | まずそもそもなんですけど、                                      |
| 3:23:41 | 今回の  |
| 3:23:43 | 藤。   |
| 3:23:47 | 申請で、   |
| 3:23:50 | そこを変更しているのは、                                       |
| 3:23:56 | 4 号側の説明として、  |
| 3:24:06 | 1.5 時間っていうのが、                                      |
| 3:24:10 | 変わりますよっていう話をされたんでしたっけ。                             |
| 3:24:20 | いや、違うな。  |
| 3:24:23 | 何の話をして。九州電力の檀です。4 号側のステップアップ時間。                    |
| 3:24:31 | 最初の事故対応を、急速冷却とかそこら辺ではなくて、                          |
| 3:24:36 | なぜ、タイムチャート上は、実際バーが引かれているところは何も変更はない、手順上の変更とか全くなくて、 |
| 3:24:45 | その手順をいつまでにやったら事象が成立しますかというところが、今申請書、               |
| 3:24:52 | ご確認いただいているのはサンゴの数字になりますけどそれが 14 時間というところで 4 号炉です。  |
| 3:24:58 | もともと 16.6 時間だったのが今回 16.5 時間になっているというものになり          |
| 3:25:11 | 規制庁数です。それが、  |
| 3:25:16 | 有効性評価のタイムチャート上 14 時間以内にできればいいですよ。                  |
| 3:25:21 | という。   |
| 3:25:23 | 条件で、   |
| 3:25:25 | 有効性評価をやっていて、                                       |
| 3:25:28 | そこに影響しないかどうかっていう話を、                                |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:25:33 | ここではしてるんですよね。   |
| 3:25:38 | 優秀電力ノダですはいそのご認識の通りです。   |
| 3:25:42 | その影響しないかどうかの話自体が、   |
| 3:25:50 | 37条待ったではないと思っていてそもそも申請書の中では、  |
| 3:25:58 | 添付10の7章の、   |
| 3:26:03 | 7、  |
| 3:26:05 | 7章の中の全交流電源喪失の中で、  |
| 3:26:10 | 必要な資源の評価っていうところでその話を、   |
| 3:26:14 | しているんですと。   |
| 3:26:17 | 言っていてこれ自体が有効性評価そのものなんで、   |
| 3:26:21 | という意味なんですか。   |
| 3:26:24 | 九州電力の馬場ですそうですね有効性評価。  |
| 3:26:29 | でして、その事象が成立するかというところを   |
| 3:26:35 | 変わってませんけどその前提が、   |
| 3:26:38 | の水源とか入っているかというところの前提が少し変わっているの<br>それを確認したという、                                     |
| 3:26:59 | すいませんちょっとまずはだから、  |
| 3:27:01 | 有効性評価のガイドラインでそのところを説明してるところの確認を<br>しなきゃいけないってそういう意味ですね。                           |
| 3:27:16 | すいません。起終点香田です。ちょっとすいません。もう一度、   |
| 3:27:21 | すみません、よろしいですか   |
| 3:27:26 | 規制庁そういうその必要な資源の評価っていうのはかなり、単なる設備<br>側の方の、   |
| 3:27:32 | 対策の検討のところではなくって、有効性評価として必要な資源の評価<br>を、  |
| 3:27:38 | しなきゃいけないという中の内数で今回申請をしていますっていう説明<br>だったのでそれは言ってみれば有効性評価のガイドラインの中でこれを<br>確認しなさいって。 |
| 3:27:51 | 言われていて、素行の適合を説明しなきゃいけないってそういう意味<br>で、今37条だって言われている。                               |
| 3:28:00 | と理解したんですけれども。   |
| 3:28:04 | そういう意味でよろしいですかねということです。   |
| 3:28:11 | あ、すいません少々お待ちください。   |
| 3:30:19 | 九州電力の織田です。すいませんを出しました。ちょっと既許可の整理<br>として、この場が成立するかという感じ。                           |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:30:28 | 37 条の、   |
| 3:30:30 | 説明資料として記載していたところあったんですがその設備容量的なお話でもありますので今、防護設計側のコメントいただいているところ、 |
| 3:30:40 | でもSs-Dの容量関係、   |
| 3:30:43 | の説明について、ご指摘いただいているかと思しますので、                                      |
| 3:30:48 | どちらかというとその設備の容量を説明する中であわせてご確認をしているという、                           |
| 3:30:56 | 整理になるのかなと思いますので、ちょっとそちらの防護設計のご回答にてそこはご確認いただくもの、                  |
| 3:31:05 | 以上です。規制片数です。ちょっと、  |
| 3:31:08 | 有効性評価ガイドの方を今見てるんですけども、   |
| 3:31:15 | 2 ポツ 2 ポツ、   |
| 3:31:17 | 1、   |
| 3:31:19 | 野中の  |
| 3:31:25 | 両括弧 5。   |
| 3:31:29 | のところ、それから、   |
| 3:31:38 | 2 ポツ 2 ポツ 2 の、   |
| 3:31:41 | 同じく両括弧 5。  |
| 3:31:45 | の、   |
| 3:31:53 | ポツ、  |
| 3:31:56 | bポツかな。   |
| 3:32:01 | 何とも言えないですけども、  |
| 3:32:05 | 両括弧 5、   |
| 3:32:07 | ですねこの中の、   |
| 3:32:10 | 複数の対策がある場合に対する、  |
| 3:32:15 | 有効性を評価するということで評価条件の包絡性を示すだとか。                                    |
| 3:32:24 | 炉心損傷防止対策の、   |
| 3:32:27 | 実施時間の作動条件を決めるだとかっていうのも、  |
| 3:32:34 | 有効性評価の中、   |
| 3:32:36 | として今、14 時間というふうに収まるかどうかっていうのを、                                   |
| 3:32:40 | 見ているんですけど説明をされたっていうことであれば何となく今、                                  |
| 3:32:46 | そうかなって逆に思った。   |
| 3:32:49 | ぐらいなんですけど。   |
| 3:32:53 | 今この、   |
| 3:32:54 | 添 10 の 7 章で示してるのは、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 3:32:58 | そういう、   |
| 3:33:01 | イメージとして、  |
| 3:33:04 | 7章は有効性評価っていう大枠のタイトルなので、ここを言っているんです。   |
| 3:33:10 | という。  |
| 3:33:12 | 説明だ。  |
| 3:33:13 | でもなんかよさそうな気がしてきたんですけど。  |
| 3:33:18 | ちょっと何か、   |
| 3:33:19 | お互いに入れ違っちゃった気がします。  |
| 3:33:23 | もともと言われたのはそういうことですかね。   |
| 3:33:26 | 九州電力の合田です。すいません。はい。ありがとうございます今、   |
| 3:33:33 | 二つ目におっしゃっていた第2ポツ2ポツ2-(5)管理ですね素行でも、確かに稼働条件として、                                 |
| 3:33:39 | オカアノ確認が数理確認するところがありますんで34条として確かに  |
| 3:33:45 | そのような資源の評価としても、それに関連して確認をするべきものかなと考えております。あとちょっと2ポツ2ポツ1の(5)の複数の対策というところをちょっと、 |
| 3:33:56 | 今お示しし、議論させていただいてる、14時間と16時間の話複数の対策。   |
| 3:34:05 | を考慮しているわけではございませんので、該当するのは、2ポツ2ポツ2-(5)。                                       |
| 3:34:10 | あれの内容かなと。   |
| 3:34:12 | 以上になります。  |
| 3:34:14 | はい。規制庁宗です。そこで、  |
| 3:34:17 | その説明として、変更がありますよ。   |
| 3:34:23 | という、  |
| 3:34:24 | 趣旨。   |
| 3:34:27 | 今日の資料でいうと、  |
| 3:34:35 | 資料3の、   |
| 3:34:39 | 6ページの、  |
| 3:34:42 | 一番下のところの、   |
| 3:34:44 | 重大事故対策の有効性評価括弧必要な資源の評価っていうところを、   |
| 3:34:53 | 表現の仕方を変えれば、今、   |
| 3:34:57 | 有効性ガイドで言ってるところのその、  |
| 3:35:00 | 重大事故等対策設備の、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:35:04 | 作動条件、   |
| 3:35:06 | の、  |
| 3:35:14 | 評価というのか、そんな   |
| 3:35:17 | ふうに書いておけば何か違う。  |
| 3:35:19 | 私のように読み違えることはないかなって気がするんですけど、いかがでしょう。   |
| 3:35:26 | 九州電力の大庭です。ちょっと必要な資源の評価と記載させていただいたのが申請書の添付書類 10 の 7 ポツ 5 が必要な要員及び資源の評価というところが、 |
| 3:35:36 | 記載しておりますんでちょっとそこに合わせて必要な資源の評価と書かせていただいているところでもありますので、                         |
| 3:35:44 | は、こちらの資料 3 で明確にするかをコメント資料等で、今回のリスト等で、ちょっとこのガイド、                               |
| 3:35:55 | 関連して、   |
| 3:35:57 | 必要な資源の評価をしているというところを明確にするかというところかなと考えております。                                   |
| 3:36:04 | 自主規制庁鈴木です。まず必要な資源の評価はわかりましたので、それは変えなくていいなんて今思いました。で、                          |
| 3:36:12 | だとすると、  |
| 3:36:18 | 資料 3 の、   |
| 3:36:20 | 6 ページの必要な資源の評価と書き加古書きで書いてあるところに何か注釈を打って、                                      |
| 3:36:27 | 下で注釈でその有効性評価ガイドのここに該当する内容ですみたいなことを、   |
| 3:36:33 | 注記しといてもらえれば、  |
| 3:36:35 | いいかなって今思いましたけれどもいかがでしょう。  |
| 3:36:41 | 九州電力の尾田です。了解いたしました必要な資源の評価のところにも、注書きで、ガイドの該当箇所を読めるように記載しようと思います。              |
| 3:36:51 | はい。規制庁鈴木です。では   |
| 3:36:55 | そういう、   |
| 3:36:57 | ちょっと私の方の読み方の違いもあったので No.58 はそういう回答をもって、ということにしたいと思います。お願いします。                 |
| 3:37:07 | では続けて、  |
| 3:37:09 | ナンバー 59 にいきます。これは設置化基準規則 37 条 2 項関連で、   |
| 3:37:16 | ナンバー 33 の続きになります。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:37:20 | No.33 はもともとは、  |
| 3:37:40 | この括弧   |
| 3:37:42 | U2 サンゴの濃度の変更ってところがなかったので具体化してくださいって<br>いうことで、              |
| 3:37:49 | 裏にサンゴの濃度の変更っていう記載に、  |
| 3:37:54 | されたんだと思いますけれども、ちょっとこの浦新居 3 号の、                             |
| 3:38:00 | 濃度の変更っていう意味合いがよくわからなく、                                     |
| 3:38:22 | ちょっと待ってくださいね。  |
| 3:38:53 | 規制庁鈴木です。まず、  |
| 3:38:55 | 資料 2 の方に書いてある、   |
| 3:38:59 | 括弧書きの裏に 3 号、濃縮度の変更の意味合いをまずちょっと説明し<br>てもらえますか。              |
| 3:39:12 | 九州電力の伊原ですすみませんもう一度お願いします。                                  |
| 3:39:16 | 清町スズキですまず資料 2 の、   |
| 3:39:20 | 今日の資料 2 の 39 ページの、   |
| 3:39:24 | 37 条 2 項の変更内容の欄で、  |
| 3:39:28 | (4)号炉の二つ目の注高津安全評価等における炉心に係る条件の変<br>更括弧。                    |
| 3:39:37 | 浦 2 サンゴの濃縮度の変更と書いてあるこの赤字で書いてある、裏に<br>サンゴの濃縮度の変更って、         |
| 3:39:45 | 具体的に何を言おうとしているのかちょっと説明をしてください。                             |
| 3:39:51 | はい。九州電力の植原です。  |
| 3:39:53 | 浦新居サンゴの濃縮度の変更といいますのは、本文 5 号や電波添付 8<br>で記載しております。           |
| 3:40:02 | これは 2 サンゴの濃縮度記載しているところがあると思うんですけれど<br>もそちらについて、            |
| 3:40:10 | 意図して記載しております。以上です。規制庁スズエスズエとそれが、                           |
| 3:40:15 | 今回の 37 条 2 項の有効性評価のどこに落ちてくる。                               |
| 3:40:27 | 有効性評価の、評価条件として落ちてくる場所につきましては、濃縮動<br>が増加することによって、運転時間というものが |
| 3:40:37 | 長くなりますのでそれをもって、  |
| 3:40:41 | そちらですね運転時間の半万時間が 4 万時間に変更になったそちらに<br>落ちてきます。               |
| 3:40:47 | 良い。  |
| 3:40:57 | 規制庁鈴木です。その内容って今資料、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:41:02 | 今日の資料の 3 の方に落ち、                                 |
| 3:41:05 | 若井でない。  |
| 3:41:07 | 書いてあるんですかね。                                     |
| 3:41:12 | いや、その内容は原子炉運転時間の変更としてもともと上がってますよね。              |
| 3:41:21 | 九州電力の相原です。                                      |
| 3:41:23 | 麻生。はい。  |
| 3:41:26 | 西来の通りで、原子、                                      |
| 3:41:29 | cm137 の放出量評価をするにあたって今回炉心内蓄積量というものが変わっておりますけれども、 |
| 3:41:35 | そちらとしてはその本文 55 や添付 8 で、設定している、燃料の、              |
| 3:41:42 | そのうちクドウといったようなものがインプットになっておりますので、               |
| 3:41:46 | 衛藤。   |
| 3:41:48 | そちらについて記載して、                                    |
| 3:41:51 | 申請書記載値にかかわらず、変更に影響があるものというふうに、                  |
| 3:41:57 | 含めていただきましたのでこの変更内容の資料に記載している状況です。               |
| 3:42:02 | 以上です。   |
| 3:42:06 | 規制庁鈴木です。  |
| 3:42:10 | ちょっと説明がよくわからなくてですね、えっと、                         |
| 3:42:13 | 原子炉運転時間の変更っていうのは直接的に 37 条 2 項、                  |
| 3:42:20 | の変更に、   |
| 3:42:23 | かかるものとして、資料 2 の、                                |
| 3:42:28 | 変更内容のところに、                                      |
| 3:42:30 | 一つ目の中ぽつとして落とされてますよね。で、                          |
| 3:42:35 | 安全評価等における炉心に係る条件の変更として、                         |
| 3:42:41 | U2 サンゴの濃縮度の変更っていうのがまず、そもそも、                     |
| 3:42:46 | 資料 3 の 6 ページに記載が長くて、それをまたさらにあえて何か入れなきゃい。        |
| 3:42:54 | 説明ん変更内容の説明に、                                    |
| 3:42:57 | んならないんですか。ちょっとそこはよくわからなく落ちてきてるか。落ちてきてるね。ごめんなさい。 |
| 3:43:04 | 6 ページの下から 3 行目のところを知ってるんですね。                    |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:43:11 | ここでウラン 2 サンゴの濃縮度を変更することと、運転時間を変更する、上の上から二つ目のマスのところの運転時間を変更するっていうことは、 |
| 3:43:23 | 一つのことを言っ。  |
| 3:43:25 | 低位るーんですかそれはもう違うことを言ってるんで、  |
| 3:43:32 | 相互に関係する内容ではありますがけれども違うことを言っております。                                    |
| 3:43:39 | 規制庁鈴木です。単純に、   |
| 3:43:42 | 運転時間の変更を、  |
| 3:43:45 | ただけでは、   |
| 3:43:49 | Cs放出量の評価結果は違う値になっちゃうんです。   |
| 3:43:59 | プラン 2 サンゴの濃縮度を変更することによって今回、被ばく評価で設定している運転時間が変更になっているというものですけれども、     |
| 3:44:07 | その裏 23 を仮にで仮にですが、評価条件として、U2 サンゴの濃縮度を変えずに、その運転時間だけ変えた場合は、             |
| 3:44:17 | 評価結果が変わります。以上です。   |
| 3:44:22 | 規制庁数でそこが全く理解できなくてですね。  |
| 3:44:34 | 丹単純単純に核分裂率が決まれば、核分裂率と核分裂率がどのぐらい継続するかっていうのが、                          |
| 3:44:45 | 決まれば、  |
| 3:44:47 | 発生する。  |
| 3:44:50 | 各本劣性生物、  |
| 3:44:53 | なり、パクチーのなりっていうところを、  |
| 3:45:00 | 決められないっていう。  |
| 3:45:03 | ことなんですかね。  |
| 3:45:09 | 要するに、  |
| 3:45:14 | 幾つ、原子数が生まれて、   |
| 3:45:17 | 放射性物質の場合はそれが減衰していきますよっていうのとずっとバランスでやっていくわけですけども。                     |
| 3:45:25 | そこに濃縮度って直接何か関係あるんですけど。   |
| 3:45:33 | ちょっとそこは理解できないんですけど。  |
| 3:45:38 | 九州電力の植原です。そうしました運転時間側っていうわけではなくて、濃縮動が影響するかどうかという観点で、回答させていただきますと、    |
| 3:45:54 | はい。最初にイセ、  |
| 3:45:56 | すべて設定している内容としては、裏にサンゴ以外も含まれておりまして、その燃料の、                             |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:46:02 | 最初に設定されている欄。   |
| 3:46:04 | その燃焼に伴って、その  |
| 3:46:09 | 分担比率っていうのは変わっていきますけれども、その最初の裏にサンゴの濃度が変われば、もちろんその後蓄積されていく核種についても、影響があるということで、 |
| 3:46:20 | 記載しています。   |
| 3:46:22 | 影響があります。以上です。  |
| 3:46:29 | 規制庁宗です。今言われてるのは、   |
| 3:46:35 | 各核燃料物質が、   |
| 3:46:39 | 核分裂率にどれだけ寄与しているかっていうのが燃焼が進むいよ、従って、香或いはバッチが変わることによってそのタイミングで変わります。            |
| 3:46:50 | ということを、  |
| 3:46:52 | 評価に取り入れてるっていうことを言いたいってことですか。   |
| 3:47:08 | はい。  |
| 3:47:08 | その周囲さんの評価についてご認識の通りです。   |
| 3:47:12 | 規制庁鈴木です。やっと理解できました。  |
| 3:47:20 | 等、   |
| 3:47:22 | それは今回4バッチで、  |
| 3:47:25 | 平衡炉心で計算するとき、   |
| 3:47:28 | 平衡炉心のBOCの時に、   |
| 3:47:34 | 原子炉出力から決まる核分裂率、  |
| 3:47:39 | その何%が、例えばプルトニウム 239 で何%が裏にサンゴでっていうのを、比率を使い分けて、                               |
| 3:47:49 | 計算していったかつそれは、EOCまでにどのぐらい変化するかっていうのを、   |
| 3:47:56 | 考慮しているってそういうことなんですね。   |
| 3:48:02 | はい、ご認識の通りです。   |
| 3:48:04 | 規制庁鈴木です。   |
| 3:48:07 | やっと理解できてとても複雑なことをやってるなんてことが理解できました。わかりました。                                   |
| 3:48:13 | 多分、  |
| 3:48:15 | 今の   |
| 3:48:18 | 答えに、   |
| 3:48:19 | パツと思いついて辿り着く人はほとんどいないと思います。  |
| 3:48:24 | なので資料は、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:48:26 | 我々が確認したことを書いていくのは当然なんですけれども、  |
| 3:48:31 | あの後、第三者が見たときにそれを行き着くことが重要なので、ちょっと、  |
| 3:48:39 | U2 サンゴの濃縮度の変更のところも、   |
| 3:48:50 | どうしようかな。  |
| 3:48:54 | 例えば資料3のが、6ページの該当部分で、これは何を意味してるの<br>かってこと駐車コウ。   |
| 3:49:02 | 入れていただいてもいいですか。   |
| 3:49:07 | でしょ詳細は  |
| 3:49:09 | またちょっと先ほど言った計算方法。   |
| 3:49:12 | とかっていうのを、   |
| 3:49:15 | 今書いてあればいいですけどどっか書いてなければどっかでまとめても<br>らおうかなというふうに思う。                                      |
| 3:49:19 | 放射線被ばくの方で話をしようかなと思いますけれども、  |
| 3:49:32 | 承知いたしました。   |
| 3:49:34 | まずこの今回の対応としましては、変更内容の資料の下ページ6ペー<br>ジのところの裏にサンゴの濃縮度の変更というところについて注釈を打<br>ってどのように計算に、      |
| 3:49:45 | 評価に使っているかというものを記載させていただきます。   |
| 3:49:49 | 以上です。はい、規制庁スズキでしょうか。  |
| 3:49:52 | います。では続いて、最後のNo.60に行きます。  |
| 3:49:58 | これは37条4項で、  |
| 3:50:03 | ナンバー39の、  |
| 3:50:05 | スズキです。  |
| 3:50:09 | ナンバー39は、  |
| 3:50:16 | もともと2500ppm。  |
| 3:50:22 | で、  |
| 3:50:23 | 反応度制御していたものを、   |
| 3:50:28 | 純水で希釈していく時間を単純に書いていたんですけれども、  |
| 3:50:34 | ここでちょっとお聞きしたかったのはそのときにも口頭でちょっとお話をし<br>て、どうかなちょっと一概には言いませんみたいなことで終わってしまった<br>ことなんですけれども。 |
| 3:50:46 | 2500から臨界濃度を、  |
| 3:50:49 | まで行く。   |
| 3:50:50 | 仮定と3100から臨界濃度まで行く。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 3:50:54 | 過程において、同じように、純粹の流量を入れて、  |
| 3:50:59 | たときに、  |
| 3:51:01 | その   |
| 3:51:03 | 投入される反応度っていうのは、  |
| 3:51:06 | どっちの方が、  |
| 3:51:09 | 厳しくてどっちの方が緩慢になるのかっていうところの、   |
| 3:51:13 | 説明をお願いしたいというふうに言っていたところです。その時は何かちよつと、  |
| 3:51:20 | ちよつと難しいですねって言って、そうなんですかっていう話で終わっちゃったような気がするんですけど改めてここちよつと、                         |
| 3:51:28 | 説明を追加してもらいたいですけどよろしいでしょうか。   |
| 3:51:43 | 九州電力の小田です。前回のヒアリングで、   |
| 3:51:51 | 警報発信時点、  |
| 3:51:53 | と、あと臨界到達能保存そこが、  |
| 3:51:57 | あれ。  |
| 3:51:58 | 音を踏まえてそれぞれの、   |
| 3:52:01 | あります。それを踏まえて時間が延びる。  |
| 3:52:05 | ご説明させていただいたかと思ってまして。で、   |
| 3:52:10 | そのイメージされてるのは   |
| 3:52:14 | ベンチといいますか、   |
| 3:52:16 | 3時間当たりどれだけ入りやすい、反応とか入るか入らないか。  |
| 3:52:20 | そういうことをイメージされてるということでしょうか。規制庁スズエアノそういうことじゃなくて、そこはこの間聞いて、それで、時間余裕が伸びる方向に行くっていうところは、 |
| 3:52:32 | 理解できた。   |
| 3:52:33 | C3100 使ってるのは単純にそういう仕様にしたから、3100 使うっていうところも理解しているんですね。                              |
| 3:52:41 | ただ   |
| 3:52:46 | 既許可の時に想定していた。  |
| 3:52:50 | 反応度誤投入。  |
| 3:52:52 | よりか、今回の方が楽になってるのが厳しくなっているのかってところがちよつとよくわからないので、                                    |
| 3:52:59 | そこを聞き、単純に技術的にどういう状況になって、楽なのか厳しいのかっていうのを聞きたいだけなんです。                                 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 3:53:07 | 九州電力の織田です。了解しました評価上は楽になっているというのがまず回答になる。                           |
| 3:53:13 | まして、補足説明資料で言いますと、前回もご説明させていただいたページですか 1115 ページ。                    |
| 3:53:21 | の方に計算の式とかが入ってまして、  |
| 3:53:25 | 今回変更になったものが、臨界ほう素濃度とエンドウ鳥飼をセキのほう素濃度変わったんだ、初期のほう素事象の初期のほう素濃度が、      |
| 3:53:35 | それぞれ上がっているところになりまして、   |
| 3:53:42 | 実際に何が楽になっているか、警報発信から、  |
| 3:53:47 | 規制庁ソヤアノその視点と終点の差分の話は理解しているつもりです。私が言いたいのは、                          |
| 3:53:57 | 反応度が、  |
| 3:54:00 | 単純に、   |
| 3:54:02 | 純粋純水を入れる。  |
| 3:54:06 | 何立米パーアワーっていう、その  |
| 3:54:12 | 入れてるのは単純リニアにズーっと入ってるわけですよね。で、そのリニアに強いな、カーブ 2 反応度投入も同じように載ってるのであれば、 |
| 3:54:24 | 2500 からスタートしようが 3100 からスタートしようが、                                   |
| 3:54:28 | 最終的に臨界濃度のところまで直線的に行くだけなので、   |
| 3:54:33 | それだけ見ればいいと思っているんですけども、本当にそこは、リニアな                                  |
| 3:54:39 | 感動になるものなんですかってことを聞きたかったんです。  |
| 3:55:45 | 九州電力の織田です。   |
| 3:55:48 | 反応度の投入自体は、何ppmは圧着されたかっていうところであれば、リニアで、                             |
| 3:55:59 | いましてただ、そのときの経営方針だったり、臨界に近づいてきた時点でのほう素濃度によって希釈率                     |
| 3:56:09 | があんの。  |
| 3:56:11 | 変わってきますので、こういう方が同じ流量を入れた方が、  |
| 3:56:16 | 着アノコウソウノ分低下量として多くなりますので事象、   |
| 3:56:21 | 書記の方が、まず放送としては、  |
| 3:56:26 | ホソノ濃度としては低下しやすい。うん。  |
| 3:56:28 | で、もともと既許可で言いますと、警報発信から臨界まで全部が 1911ppmから 1800ppm。                   |
| 3:56:38 | でして、今回の評価ですと、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:56:42 | 2、今日は新開委員会までが 2174ppmから 1000ppm。  |
| 3:56:48 | ということで今回の方が、  |
| 3:56:52 | 見てる範囲としては、ほう素濃度としては高いんで、  |
| 3:56:56 | 伴、あそこは、   |
| 3:56:59 | 構想としては、もう単位時間当たりでは希釈されやすいんですが、  |
| 3:57:05 | もともとの年、初期ほう素濃度や、  |
| 3:57:09 | オカノアノ設計もありますんで差分です。1119 から 1800 になるのか、<br>2174 から 2000 になるのかというところでそこが、 |
| 3:57:18 | 記者空警報から臨界までのほう素濃度の違いというところで、今回の方<br>がそこ幅が大きくなってますので、結果として、              |
| 3:57:30 | 時間余裕としてはできているという、大きくなっているという評価が   |
| 3:57:35 | 明日以上。   |
| 3:57:38 | 規制庁それはそのだから、今言った説明は、  |
| 3:57:42 | 今回の方が緩慢に、   |
| 3:57:46 | 反応度が入っていく形になる、なるっていう。   |
| 3:57:50 | 比較、比較としてですね。  |
| 3:57:52 | 比較した、比較的看板に入っていくことになるってそういうことを今言わ<br>れたってことですか。                         |
| 3:58:20 | すいません規制庁それで多分、また、口頭で説明されてもやっぱ理解<br>できないので、                              |
| 3:58:26 | すいませんそこの今言われたような話を、   |
| 3:58:29 | ちょっと文字にして、市、市、回答としてまず一旦、  |
| 3:58:34 | 書いて、  |
| 3:58:35 | できますでしょう。   |
| 3:58:37 | 九州電力の尾田です。了解しました。   |
| 3:58:42 | 評価として多分、今回の方が最初のスタートの未臨界がかかって、そこ<br>ら辺の、                                |
| 3:58:51 | なんで   |
| 3:58:52 | 単位時間当たりの反応分の入り方とかそこら辺が大きかったわけでは<br>ないという                                |
| 3:58:58 | 思いますので、ちょっとそこら辺も含めて、説明資料を準備させていただ<br>こうと思います                            |
| 3:59:07 | 規制庁数ですお願いします。   |
| 3:59:10 | 今日確認したかったところはそこまでなのでちょっとここまでで今後の対<br>応をまとめたものを、                         |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 3:59:20 | 準備をし、し、できたら説明してもらいたいですけど時間かかるようでしたらちょっと。  |
| 3:59:29 | 時間かかりますか、5分ぐらいかかったりするんだったらちょっと別の話をちょっと間に差し込みたいんですけど、                            |
| 3:59:36 | 連絡出させていただきます。またさっき、ナンバー60体脂肪等にご質問のあった有井南波60年てるSA設備の燃料取替用水ピットの濃度の変更の影響、          |
| 3:59:50 | 47大井以外ありますかという質問があったかと思いますが、こちらの7月中に皆様確認させていただいております、44条以外は記載の適正化として期待値にもならないと。 |
| 4:00:04 | 一つのご認識の通りかとう。   |
| 4:00:07 | 回答させていただきます。以上です。規制庁鈴木です。わかりました。まずはちょっとそこだけ確認した上で、ちょっとこちらの思いとしては、               |
| 4:00:21 | その記載って、要らないのかなって逆に思っていて、  |
| 4:00:26 | 新規制の時に、いらぬ記載を変えちゃったんで今回、  |
| 4:00:30 | なぜか適正化しなきゃいけないでも的それって適正化なんでしたっけっていう。  |
| 4:00:37 | ちょっと何かこう、   |
| 4:00:38 | もやもやしたところがあるんですね。   |
| 4:00:43 | DPの方の仕様表として定めている項目を全部、  |
| 4:00:49 | そのまんま右から左へコピーしなきゃいけないっていうような、   |
| 4:00:55 | ルールはないかなというふうに思っていて一方でSAの方は、DBで書いてない項目である。                                      |
| 4:01:02 | エレベーションなんかとか、距離なんかもつけ足したりしてるので、   |
| 4:01:07 | もはや違う、必要な項目だけあればいいような気が。  |
| 4:01:13 | していてですね、それを今回、そういう適正、   |
| 4:01:18 | 化をし、すれば今後、  |
| 4:01:21 | この  |
| 4:01:22 | ほう素濃度の変更があるような申請があるかどうかわかんないですけど、   |
| 4:01:27 | 削除しちゃうおけば無駄な手続きが要らないかなっていうふうになんかちょっと思ってるところです。                                  |
| 4:01:34 | ちょっとその辺を踏まえて、   |
| 4:01:36 | ちょっと今後どうするかってところはちょっと審査チームの中で検討してみたいなというふうにいるところだったので、                          |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:01:44 | 確認をさしてもらいました。以上です。   |
| 4:01:51 | 事前にタケツグで趣旨理解しましてありがとうございます。  |
| 4:01:54 | 上地さん。  |
| 4:01:59 | はい。  |
| 4:02:03 | 残りの今後の対応のところ、ちょっとまだ時間かかるようでしたら、  |
| 4:02:07 | ちょっと別の話してもいいですか。   |
| 4:02:10 | 連絡タケツグでちょっとこちらのホワイトボードコメントん、もう少し時間がかかりそうなので別の話をお願いできればと思います。はい。規制庁鈴木です。えっとですね。 |
| 4:02:19 | 最初にちょっと言うの忘れてしまって、前回の、   |
| 4:02:24 | 国会等、   |
| 4:02:25 | の、   |
| 4:02:28 | 確認状況をお伝えしておきます。  |
| 4:02:33 | 前回の確認、事実確認リストのナンバーで、   |
| 4:02:39 | ひとまず確認済みだというナンバーをあげますので、   |
| 4:02:43 | 控えてください。よろしいでしょうか。   |
| 4:02:48 | 次お願いします。はい。ナンバー2。  |
| 4:02:53 | 12   |
| 4:02:55 | 20、  |
| 4:02:56 | 21   |
| 4:02:59 | 24   |
| 4:03:01 | 25   |
| 4:03:03 | 28   |
| 4:03:05 | 29   |
| 4:03:07 | 30   |
| 4:03:09 | 32   |
| 4:03:11 | 34   |
| 4:03:13 | 37   |
| 4:03:15 | よろしいでしょうか。   |
| 4:03:18 | 電力タケツグれ、ナンバー2、12、2021、2425、28、2930。  |
| 4:03:26 | 32、3437で承知しました。  |
| 4:03:29 | はい規制庁スズキです。それらについてはひとまず、   |
| 4:03:34 | いただいた回答で確認を、   |
| 4:03:36 | 済ませましたちょっと今後また追加で何か確認したいことが出てくるかもしれないですけど、現状はひとまず確認済みだということですそれから、             |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:03:46 | 今日都築ですって言った。   |
| 4:03:49 | もうの今の確認、ひとまず確認済みといったNOと、今日都築ですって言った以外の、                                |
| 4:03:56 | 番号がまだ残っています。で、   |
| 4:03:59 | そちらについては、ちょっと他の分野との兼ね合いで、  |
| 4:04:05 | 一旦保留にしたいという意味合いのものです。  |
| 4:04:09 | また今後他の条文との兼ね合いのところを確認して、改めて、   |
| 4:04:16 | 必要があるかないかっていうところを、回答したいというふうに思っています以上です。                               |
| 4:04:24 | エザキタケツグで承知いたしました。  |
| 4:04:28 | はい、では、準備ができたらお声掛けください。   |
| 4:09:38 | 修繕に不可欠です。浅尾渡いたしまして、宿題事項についてご説明させていただきますようにお願いします。                      |
| 4:09:47 | 53につきまして、長尾絨毯から、こちらにつきましては、動荷重が発生しないことについて難波 2 月オノイチノセです。              |
| 4:09:56 | すいません、ちょっとお待ちいただけますか。  |
| 4:10:00 | 挨拶しました。  |
| 4:10:17 | 成長スズキですお待たせしました続けてください。  |
| 4:10:20 | はい、イシイ電カタケツグです。No.53 につきましてはどうか荷重が発生しないことを 2 月 9 日付の資料に追記させていただきます。    |
| 4:10:29 | No.54 につきましては、CV内で発生するMTVに持ち込まれる値としてどんなものか、どのようなものを考慮しているのか説明します。      |
| 4:10:39 | 圧倒カワサキガスタンクを経由して押されるエネルギーが、No.19 の評価では考慮していないことを記載します。                 |
| 4:10:48 | 中江ナゴ 1755 につきましては、   |
| 4:10:52 | 評価期間 30 日以降の放射性物質放出量の評価の結果から無視できるほど低下していると。                            |
| 4:10:59 | 判断しているという内容を、該当します。  |
| 4:11:02 | あと評価結果から実効線量として無視できるということを記載します。                                       |
| 4:11:08 | ナンバー56 につきましては、2 月 9 日付資料 2、条文整理表においてし、燃料取りかえ時において、燃料集合体等が溶融に達することはない。 |
| 4:11:19 | については使用済み燃料に限定しましてなお書きにて新燃料が対象となるたい対象外ある説明を追記します。                      |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 4:11:26 | No.57 につきましては、12月26日審査会合資料の予測説明資料16条別添3-6において、JPにおける使用済燃料の崩壊熱の熱伝達状況の説明を追記することによって、          |
| 4:11:41 | SFP水温が一定に保たれていれば、使用済み燃料が崩壊により溶融しないことを説明した上で、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系の能力が基準規則に適合するの説明につなげる。 |
| 4:11:56 | ようにいたします。   |
| 4:11:58 | No.58 につきましては、資料3の表1-2の安全評価等における炉心に係る条件の変更の重大事故等対処重大事故等対策の有効性評価、必要な                         |
| 4:12:11 | 資源の評価の項目について、有効性評価ガイドの関連する記載箇所の説明を追加します。  |
| 4:12:18 | 3番、56につきましては資料3。  |
| 4:12:24 | の6の裏に山ほど濃縮度の変更の箇所について注釈をつけて解説を追加します。  |
| 4:12:31 | No.60 につきましてはほう素濃度の違いによる反応度添加率を踏まえまして今回の結果がどのように変わったのかを、資料を作成して説明させていただきます。以上です。            |
| 4:12:44 | はい規制庁スズキ内容はいいかと思えます。はい。   |
| 4:12:48 | ではちょっと記録していくので、   |
| 4:12:56 | 今の状態で一旦ホールドしていただきます。  |
| 4:13:24 | はい規制庁スズキで続けて59から見えるように、最後まで見えるようにしてください。  |
| 4:13:30 | その状態で結構です。  |
| 4:13:52 | はい規制庁スズキです。こちら記録しました。申し訳ありませんが、こちらのワードについて、改めて東京支社経由で、                                      |
| 4:14:02 | 提出していただければと思いますよろしくお願いします。  |
| 4:14:07 | 本日用意した資料で規制庁側から、  |
| 4:14:12 | 説明確認する内容は以上となりますけれども、   |
| 4:14:16 | 事業者から下側から資料についてつい何か追加で確認、説明したいことありますでしょうか。  |
| 4:14:25 | 一種電力タケツグです。こちら、AII資料で追加でご説明したことはございません。   |
| 4:14:30 | はい。規制庁鈴木です。資料以外でスケジュールは別途やりますけれども、他に何か確認したいこと等ございますでしょうか。                                   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 4:14:44 | 主電力タケツグで特にございません。   |
| 4:14:47 | 規制庁鈴木ですはい。では、続けて今後のスケジュールについていきたいと思います。まず、今日の   |
| 4:14:55 | 非常時炉心冷却除熱通関連についての   |
| 4:15:01 | 審査会合まだ日付確定ではないですけども、3月5日、   |
| 4:15:07 | 火曜日にやれるように今、調整をしているところです。で、   |
| 4:15:14 | 内容としては、今日の  |
| 4:15:19 | 資料の   |
| 4:15:25 | 2の条文整理表、それから資料3の、   |
| 4:15:29 | 変更内容、変更理由の説明書から今日はありませんけれども1月30日の審査会合資料。  |
| 4:15:40 | 新野さん。   |
| 4:15:41 | 二相とするもの。  |
| 4:15:43 | 適合性の説明と申請書記載箇所。   |
| 4:15:47 | の説明資料ですね。それから、今日の資料4。   |
| 4:15:56 | これは、  |
| 4:15:57 | 一部修正が、  |
| 4:15:59 | 入ってるんですが入ってなかったとしたら、特段、1月30日の   |
| 4:16:05 | 審査会合資料2-4-1と変わりはないかなというふうに思いますけれども、衛藤、今日の資料の4のところは、   |
| 4:16:14 | どういう状況でしょうか。  |
| 4:16:20 | 九州電力のオダで資料1-4についても前回のヒアリングコメン等を踏まえ、反映している赤字でオカショウガン記載しており、  |
| 4:16:29 | 規制庁都築ですそうですね。ではそちらは   |
| 4:16:36 | 3月5日の審査会合では赤字を反映した形のものにさせていただくことで、  |
| 4:16:43 | これで一応ワンセットかなあというふうに、  |
| 4:16:47 | 思いますけれども、資料のイメージとしては認識合ってますでしょうか。   |
| 4:17:00 | 九州電力のタケツグでございます等行って確認させていただきたいんですけど、今日の治療の1のコメントリストの中にある資料につきましては、こちらもまた申請書記載箇所関連なので載せる必要はないということではよかったでしょうか。 |
| 4:17:16 | 規制庁鈴木です   |
| 4:17:18 | 現状申請対象ではないものの、確認に尽きると思っていますので、  |
| 4:17:27 | 特段、現時点で補足説明資料の後ろの方に、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 4:17:32 | つけてくださいという。   |
| 4:17:34 | ところではないというふうに思っていますので、  |
| 4:17:37 | 今日保留にしたところが実は資料 1-2 がありまして、   |
| 4:17:43 | 記載の適正化具体的にどんなことや、   |
| 4:17:47 | やってますか一覧を作っていたいたんですけれども、こちらについては、   |
| 4:17:54 | 3 月いつカー。  |
| 4:17:58 | の審査会合ではなくって、そのあとに全体の申請情報の整理の、   |
| 4:18:04 | ところで改めて確認したいかなというふうに思っている所、   |
| 4:18:12 | と考えています。  |
| 4:18:14 | そこについてはちょっと今後、  |
| 4:18:17 | どこに入れるか。  |
| 4:18:19 | ていうのはちょっと、  |
| 4:18:20 | 改めて別のヒアリングで、お話をしたいというふうに思ってます。よろしいでしょうか。  |
| 4:18:29 | 九州電力のタケツグです。失礼いたしました。もう 1 件なんですけど、資料 1-3 につきましては 15 条の 3 項等で一応申請対象条文かなと思ってるんですけどこちら |
| 4:18:39 | 今、今日のヒアリングを踏まえてちょっと資料の拡充が必要なので不要、とりあえずは不要ということでよかったですでしょうか。                         |
| 4:18:47 | 規制庁数ケースまずず。   |
| 4:18:49 | 3 月 5 日には間に合わないと思っているので、そこは改めてやる。やる必要があればやりたいと思ってますのでまずは、                           |
| 4:19:00 | 今日のヒアリングで確認したい、今後の対応として示した内容をまず示して、提出していただいてから考えたいと思います。                            |
| 4:19:11 | 九州電力が決裂しました。ありがとうございます。   |
| 4:19:14 | はい。それですね  |
| 4:19:17 | 今お話したように、   |
| 4:19:21 | まだ、   |
| 4:19:22 | 3 月 5 日の IT 部としては炉心、  |
| 4:19:25 | 熱、非常時、炉心冷却、除熱関連、  |
| 4:19:30 | だけなんですけれども、   |
| 4:19:33 | 防護設計共通関連の花 C が、まだ、  |
| 4:19:38 | こちらの方に資料提出されていないところですので、  |
| 4:19:42 | まだめどが立っていないというところですけども予定のについて、  |
| 4:19:48 | 九州電力の方から説明をお願いします。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 4:19:56 | 九州電力タケツグでございます。防護設計関連費、シェア資料につきましては昨日ですね同業者の方から情報をお伝えしてたかと思えますけれども、   |
| 4:20:07 | 当社の前回ヒアリングの方で今週中を考えてますとお伝えしておりましたがちょっと難しい状況でございます。  |
| 4:20:14 | もでございます。  |
| 4:20:16 | ちょっと逆にご確認になって申し訳ないんですけども、3月5日の会合に出すためには、前回2月16日までの資料が提出ということを、  |
| 4:20:29 | お聞きしたかと思ったんですけどそれで間違いないでしょうか。   |
| 4:20:34 | 規制庁鈴木です。  |
| 4:20:40 | 2月の19の週にはもうヒアリングをやりたいので、  |
| 4:20:45 | 16ではなくて今週に出してもらえればって話を、   |
| 4:20:50 | 1月31日のヒアリングで言ったと記憶していますけれども、  |
| 4:20:56 | 一方で放射線被ばく関連は、   |
| 4:21:00 | 16ぐらいまでに出してくれればっていうような話をしたと記憶してますけれども、  |
| 4:21:13 | 九州電力タケツグです。申し訳ありませんちょっと当社人シキイはちょっと意外が起こっておったかと思うんですけども、   |
| 4:21:21 | 一応被ばく、いつもどっちを優先   |
| 4:21:25 | したとかではなくて各結果的にそうなってしまったわけなんですけど被ばくの資料につきましては本日この後提出したいと考えておまして、ほぼ設計につきましてはちょっと不穏してるというか本日は難しい状況となっております。以上です。7スズキアノ1、1を優先は、 |
| 4:21:41 | お伝えしていたとされていて、防護設計を優先しますっていう話は、ゆお伝えしたとされていたんですけども、そこがすれ違っていたということで  |
| 4:21:55 | 九州電力タケツグで住まい被ばくを特に優先していたというつもりはないんですけどもちょっと防護設計に時間がかかってしまって結果的に、イマムラササキになってしまったということになります。                                  |
| 4:22:06 | 規制庁スズエ別に放射線被ばくの資料、とにかく後にしろって言うわけじゃなくて別にそれは素直にできたら出してくれれば結構ですけども、それを出すために、   |
| 4:22:17 | 防護設計共通関連が後回しになりましたっていうことではないということですね。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 4:22:23 | 1006ヶ月でアノ関連はスターではないですね。はい。以上です。規制庁数で理解しましたそれで、2、今の九州電力のイメージした時、2月16日にまでニワな。   |
| 4:22:37 | で、提出できるよっていう、そういう、  |
| 4:22:40 | 予定でいるってことですね。   |
| 4:22:48 | 九州電力中園でございます。当社としましてはですね可能な限り老セキの方も優先だっという認識はある程度あります。                        |
| 4:22:59 | 会合にまだかかってない案件でもありますので、  |
| 4:23:02 | 今資料を作成している状況であります、可能であれば16日に出せればなというふうに努力をしているところでございますただ、昨日お伝えした状況につきましてはですね |
| 4:23:17 | 必ず16日に出しますという見通しがまだできてない状況で昨日は回答したということになっております。以上でございます。                     |
| 4:23:27 | 規制庁都築です。まず素行は、  |
| 4:23:31 | 確定したら、お知らせくださいとしか今言えなくて、一方で、  |
| 4:23:36 | 16日、  |
| 4:23:39 | 以降ということであればまず3月5日の審査会合にはもう確実に乗らないので、  |
| 4:23:45 | もうそこは諦めるしかないなっていうふうに思っています。で、   |
| 4:23:50 | もしですねそこを諦めるとなると、今、その次に、   |
| 4:23:57 | やろうと思っているのが3月の21位だったかな、その辺りで今、  |
| 4:24:06 | 次のエントリーをしようと思っていて、それはもともと3月5日までに、6分野全部一通りやった上で申請情報の再整理、                       |
| 4:24:18 | の検討を野瀬3月の21のあたりで、   |
| 4:24:23 | 全分野として載せたいなというふうに、  |
| 4:24:27 | 思っています。   |
| 4:24:29 | いましたので、そのぐらいのスケジュール感で考えていたんですけども、今の   |
| 4:24:38 | 防護設計共通関連が残っていると、素行がなかなか、  |
| 4:24:46 | 精度の高いものはできないのかなっていうふうに思いがある一方で、   |
| 4:24:52 | そこまでまたさらに、  |
| 4:24:55 | 積み残して4月に入ってから申請条文の再整理っていうのを、  |
| 4:25:00 | やっているようでは、そもそも、   |
| 4:25:05 | 九州電力が希望してるスケジュール。   |
| 4:25:07 | からすでに足が出ちゃうので、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:25:12 | ちょっとそのところLower。  |
| 4:25:14 | 精度が低かったとしても防護設計共通関連はもう、  |
| 4:25:21 | 取り残しにして、   |
| 4:25:23 | 現状今日やった非常時炉心冷却除熱関連のところまでで大体  |
| 4:25:31 | まだ審査会合にかけてないですけども、   |
| 4:25:36 | 申請条文として、   |
| 4:25:38 | 再度整理をしなければいけないパターンってのは大体   |
| 4:25:42 | 出てきてるのかなっていうふうに思っているので、  |
| 4:25:48 | この情報をもとに3月5日まで、何もせずに待ってるよりかはこの場こ<br>こまでの情報で、                         |
| 4:25:55 | ちょっと申請条文の整理について、改めて検討したやつを、  |
| 4:26:02 | を先行して、   |
| 4:26:06 | 検討してしまってもいいかなっていうふうに思っ   |
| 4:26:09 | ているんですけど。  |
| 4:26:11 | その上で3月21日にちょっと、  |
| 4:26:14 | 防護設計共通関連は、   |
| 4:26:19 | 乗れないけれども、  |
| 4:26:21 | 9割方ぐらい。  |
| 4:26:23 | の制度で、申請上も再整理を3月の   |
| 4:26:28 | 21日辺りで審査会合にかけるっていうつもりでヒアリングをしていくと。                                   |
| 4:26:35 | いうぐらいでや。   |
| 4:26:39 | やるしかないかなって今ちょっと思ってるところなんですけど、  |
| 4:26:44 | ちょっとその辺を踏まえて、  |
| 4:26:47 | 今後どのような、   |
| 4:26:50 | スケジュール感で進めていくかってところを九州電力の方で、   |
| 4:26:54 | 一度考えていただけますか。  |
| 4:27:07 | 九州電力中園でございます。  |
| 4:27:09 | 1点確認させていただきたいのですが、   |
| 4:27:13 | 仮にですが、防護設計の資料を2月16までに提出ができたと仮定す<br>れば、                               |
| 4:27:22 | 3月5日に防護設計を審査会合を載せることは可能という理解でよろ<br>しいでしょうか。はい、規制庁数にしてもそこは不可能だと思ってます。 |
| 4:27:33 | そこから1週間呼んで、  |
| 4:27:36 | 26の週にヒアリングをやって3月5日に審査会合って、とてもじゃない<br>ですけどモリですので、                     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:27:46 | 庁内に説明する時間が何もないですから、  |
| 4:28:12 | 九州電力だけですいません確認なんですけど僕設計は、今週提出できなければもう3月5日は、                    |
| 4:28:21 | 難しいんですけど、3月5日までに、  |
| 4:28:26 | 本設計はヒアリングまでの内容を踏まえて条文整理を、                                      |
| 4:28:31 | ではどうかというご提案でございます。   |
| 4:28:34 | 規制庁宗です防護設計のヒアリングを踏まえてでもいいですし、踏まえなくてももう、今の、                     |
| 4:28:41 | 時点の情報で、申請情報の整理の、   |
| 4:28:46 | 再検討、   |
| 4:28:47 | 始めてしまった。   |
| 4:28:49 | 呉のはいかががかなっていうところなんです。  |
| 4:28:52 | いやそれで、精度が低くなるんし後戻りが後で出る、出るかもしれないから嫌ですってことであれば、状況が整ってから始めるしかない。 |
| 4:29:03 | ですけれども、それやっていると、もう順繰り順繰りで、                                     |
| 4:29:07 | 申請情報の祭礼整理の審査会合ですらもう4月になっちゃうってところだと思って。                         |
| 4:29:15 | とにかく3月中に申請常務の再整理を1度でも審査会合に、                                    |
| 4:29:21 | かけるためにはもう、今の状況情報だけで、   |
| 4:29:25 | 検討始めてヒアリングをもうやるための資料作りをしていただかないと間に合わないなんて思う。                   |
| 4:29:34 | 新電力中だとまた確認させていただきたいんですけど、つまり、                                  |
| 4:29:39 | 谷3月21日の会合に申請上部の再整理と、   |
| 4:29:44 | あと多分残りの防護設計も下になるかもしれないですけど、                                    |
| 4:29:48 | それを目指して申請上部の再整理のヒアリングも、  |
| 4:29:55 | やるというようなイメージですか。   |
| 4:29:58 | はい規制庁そうですそれをやらないと、新審査会合で、                                      |
| 4:30:04 | いきなり所見で話をしなきゃいけないので、   |
| 4:30:08 | こちらのイメージとずれてたりすると、   |
| 4:30:11 | 結局またもう1回もう1回延々と繰り返すことになる気がしちゃうので、                              |
| 4:30:16 | それだったらヒアリングを、  |
| 4:30:18 | とにかく   |
| 4:30:19 | 防護設計共通関連の、   |
| 4:30:23 | 申請条文整理のところの話をちょっともうさしておいて、                                     |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:30:28 | 始めちゃった方がいいんじゃないかなっていうふうに思ってるところです。                                       |
| 4:30:58 | 支店長次ちなみにそのやり方をすると3月21日に、   |
| 4:31:03 | 防護設計共通関連の申請条文の整理の、   |
| 4:31:09 | 話と、再整理した内容の一部ずれが出る可能性はあるのでそれを確保してっていうつもりです。                              |
| 4:32:21 | 電力タケツグでございますご提案したい内容、理解いたしますとありがとうございますちょっと、                             |
| 4:32:28 | 社内で検討させていただきたいのでイシイの火曜日にでもまた回答させていただければと思うのですがよろしいでしょうか。規制庁宗ですその回答については、 |
| 4:32:41 | あまり不確かな情報でやりたくないのでも、防護設計の資料、防護設計共通関連の資料をいつ出せるかっていうところが、                  |
| 4:32:49 | 確定した後にですねその辺の検討結果含めて、  |
| 4:32:54 | ちょっとしばらくやってなかった。   |
| 4:33:00 | あとスケジュール面談を  |
| 4:33:02 | やる場で話をしたい。   |
| 4:33:05 | なあというふうに思ってるんですけども。  |
| 4:33:09 | その方が明確になっていかなと思うんですがいかがでしょうか。  |
| 4:33:19 | 九州電力のタケツグでございます承知いたしました蛇松は棒設計の需要を1出せるかということ、                             |
| 4:33:26 | 回答させていただいて、その際に、スケジュール面談についても調整させていただくと理解いたしました。                         |
| 4:33:33 | はい。規制庁鈴木です。  |
| 4:33:37 | ちょっと主、   |
| 4:33:39 | 全体的に考えないスケジュールを考えなきゃいけないなっていう状況になってきた。                                   |
| 4:33:44 | ところについては、以上で   |
| 4:33:48 | それから、現状、   |
| 4:33:53 | いただいている炉心核セキ反応度投入関連の資料については、今、   |
| 4:33:59 | 確認をしているところですけども、先ほど、   |
| 4:34:04 | オンダ言ってる3月5日の審査会合に、   |
| 4:34:07 | 間に合わせられるような状況でもないのです、それは、  |
| 4:34:14 | 3月20、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 4:34:17 | 1日あたりの審査会合で、もうその分野については、技術的な内容に踏み込んでいくのかなというふうに、                                  |
| 4:34:26 | 思っていますからその辺を目指して、ちょっと助ヒアリングのスケジュールを、  |
| 4:34:32 | 今後調整したいなというふうに思っている状況です。そこをまずよろしいでしょうか。   |
| 4:34:49 | 九州電力タケツグですアノが設計のスケジュールで承知しました。  |
| 4:34:54 | はい。規制庁鈴木です。ありがとうございます。そこも含めてスケジュール面談時にまた改めて確認できればなというふうに思って思ってますそれから、             |
| 4:35:04 | 今日提出していただくとっている放射線は、被ばく関連の  |
| 4:35:11 | 内容ですけれども、   |
| 4:35:15 | 放射線被曝関連で前回の1月17日のヒアリングの時に若干   |
| 4:35:22 | 放射線被ばく関連以外のところを踏み込んで話を少ししてるところも、  |
| 4:35:29 | あたりしているんですけれどもその辺は多分炉心熱力とか、今日の非常時炉心冷却とかに関連する。                                     |
| 4:35:37 | ところでもあると思うので、今後そういったところは、   |
| 4:35:44 | 単独でやらずに、共通にしてもいいかなというふうに思ってますので、ちょっと3月、   |
| 4:35:51 | 5日までに、何かしら共通のやつをやろうとすると今日の非常時炉心冷却はもうヒアリング回数カウント者にカウントしちゃってるので、ちょっとなかなかできないところなので、 |
| 4:36:03 | 少し切り分けて、3月5日以降にどうやって組み立てていくかっていうのも、   |
| 4:36:11 | 先ほど言ったスケジュール面談のところで少し話をしたいなというふうに思ってる場所ですので、                                      |
| 4:36:17 | できたものからどんどんやっていってもいいですけれども、ちょっと、  |
| 4:36:23 | すれ違いがあったり、分野ごとに数値があったりすると余計に何か効率悪くなったりするかなというものについてちょっと切り分けてやっていきたいなというふうに        |
| 4:36:33 | 思ってますのでちょっとその辺はご承知おきください。改めてまた、   |
| 4:36:37 | スケジュール面談時にその辺の話をしてみたいというふうに思ってます。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 4:36:42 | うちの方から確認、或いは説明しておきたいことは以上になりますけど他に何かスケジュールの話で、九州電力確認したいとしておきたいことがありますでしょうか。            |
| 4:37:03 | んじゃない。経営戦略課月ですいません 1 点確認なんですけど被ばく今日ダテ被ばくの、   |
| 4:37:09 | 額については 3 月 5 日の会合には載って、  |
| 4:37:14 | で、   |
| 4:37:15 | ので、その間に 1 回ヒアリングあるという認識でよかったですでしょうか。   |
| 4:37:20 | 規制庁スズキです載せるか載せないかをちょっとまだ考え中だということですね。  |
| 4:37:43 | 規制庁規制庁でさっき言ったその 3 月 5 日に載せられるものが、  |
| 4:37:48 | どの辺があるかっていうのをちょっと精査した上で、   |
| 4:37:51 | 3 月 5 日に載せるんだったら載せてもいいものがあるだろうし、全部はちょっと持っていけないかなって言うふうに思っています。                         |
| 4:38:01 | 全部一緒にそこに持ってってそこだけでやるよりかは他のものと一緒に、  |
| 4:38:06 | 合わせてやった方がいいものもあるんじゃないかなって言うふうにちょっと思ってるところです。   |
| 4:38:13 | 九州電力の杉田ですけれども、ちょっとすいません。ありがとうございますすちょっと確認なんですけど、被ばくの、                                  |
| 4:38:20 | 本日提出予定のやつは 3 月 5 日に、   |
| 4:38:25 | 野瀬載せるか、次回以降の会合に載せるか。   |
| 4:38:29 | ていうのを、今検討中だという認識でよろしいでしょうか。はい。規制庁続けて   |
| 4:38:36 | 全部、3 月 21 日あたりのところに先送りしちゃうわけではなくって、  |
| 4:38:43 | どのぐらいの内容を 3 月 5 日に乗せてそのどのぐらいの内容を、その次に持っていこうかっていうところをちょっと整理したいなっていうふうに思っているということです。それは、 |
| 4:38:53 | 整備の仕方としては他の分野と一緒にやった方が、  |
| 4:38:58 | すれ違いはなくていいなっていうところはなるべく一緒の分野でやっていきたいなっていうふうに思ってるっていうところです。                             |
| 4:39:06 | 九州電力の杉でございますありがとうございます。今   |
| 4:39:10 | 被ばくという分野でやってるものの中から一部を、3 月 5 日の会合に載せるかもしれませんし、その今の被ばくの分野の中に他の分野に共通                     |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
|         | する部分あるからそっちに振り分けてやった方が効率的かどうかを踏まえて、   |
| 4:39:26 | 検討されているというご認識でよろしいでしょうか。はい規制庁スズエそうです。具体的に言うと3月5日は、  |
| 4:39:32 | 炉心熱力関連を、  |
| 4:39:35 | やることはもう今決まったのであろう、ごめんなさい、非常時炉心冷却除熱関連をやることが決まったので、   |
| 4:39:42 | そこの絡みがあるようなところはそこでやれるように冷え、もう1回ヒアリングをやるっていう、  |
| 4:39:49 | 感じで切り分ける。   |
| 4:39:51 | のもあるだろうし、   |
| 4:39:54 | そうじゃないところについては、ちょっと3月21日日のあたりに、先延ばしするっていうことを考えることもあるだろうし、                                 |
| 4:40:02 | ていう、その辺の切り分けをしたいと思います。  |
| 4:40:06 | 九州電力の杉崎でございますわかりました今現状まとまってる分野が今後、分裂やら、いろいろしていったら、  |
| 4:40:15 | トータルは下がっていくというイメージです。今後進めていこうと思っているという認識。   |
| 4:40:20 | でよろしいでしょうか。   |
| 4:40:22 | はい。規制庁鈴木です同じない、ほぼほぼ同じ内容を、違う分野でそれぞれ並行してやってるようなところちょっと非効率かなっていうふうになんかちょっと考えだしたところがあるのでその辺を、 |
| 4:40:34 | 再整理したいというふうに思ってます。  |
| 4:40:37 | やはり九州電力杉田でございます。わかりましたありがとうございます。   |
| 4:40:42 | 私から以上です。  |
| 4:40:45 | 規制庁スズキほかに、  |
| 4:40:47 | ありますでしょうか。  |
| 4:40:52 | 1年2ヶ月レスキュー修繕料各電力側からも特にございません。   |
| 4:40:57 | はい。規制庁柘植さんありがとうございます。では今日のヒアリングを終わりたいと思いますので今後の対応については、東京支社経由でまたご連絡をお願いいたします。             |
| 4:41:08 | これで終わります。ありがとうございました。   |
| 4:41:11 | ありがとうございました。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。